

第6章 用 地

1 用地行政の基本方針

(1) 円滑な用地取得の推進

近年の公共事業は、効果的かつ効率的な予算執行による事業の重点化と、事業効果の早期発現が求められている。そのためには、適切な事業計画に基づく用地取得業務のスピードアップが必要である。一方、価値観の多様化、地権者の権利意識の高揚などとともに、情報公開、個人情報の保護、説明責任などに対する的確な対応が求められており、用地取得業務はこれまで以上に困難になってきている。このため、次により計画期間内での円滑な用地取得の推進に努める。

①適正で計画的かつ効率的な用地取得業務の推進

- (i) 事業実施部門との緊密な連携のもと、事業施行の見通し等について早期に調整し、計画的かつ効率的な用地取得業務の推進を図る。なお、用地取得難航案件については、土地収用制度の活用を検討する。
- (ii) 新任用地職員研修会をはじめとした各種研修や意見交換の機会を充実させ、用地職員のスキルアップを図り、適正な補償と業務執行体制の強化に努めるとともに、更なる外部委託も検討し、業務の効率化を図る。
- (iii) 山形県用地対策連絡協議会事務局として公共事業用地取得に係る適切な損失補償基準の運用指導を行うとともに、東北の関係諸機関と相互に連携し、円滑な用地取得に努める。

②県土地開発公社と諸制度の活用

- (i) 専門的な知識と経験を有する県土地開発公社に、補償金算定や用地交渉などの用地取得業務の一部を委託し、円滑な用地取得を図る。
- (ii) 国土交通省からの依頼を受け、事業促進を図るため用地国債による用地の先行取得を行う。具体的には土地開発基金を活用した用地先行取得とし、その業務の一部を土地開発公社に委託する。
- (iii) 円滑な用地取得に向け、県土地開発公社を活用して「公有地の拡大の推進に関する法律」による代替地取得を推進する。

(2) 廃川廃道の処分促進及び国有財産の適正管理指導

①廃川廃道敷地の処分の促進

公共事業の施行に伴い生じた廃川廃道敷地については、国から譲与を受け、「廃川廃道等敷地売払実施計画」に基づき、公共事業の用地提供者等に売り払うなど早期処分に努め、独自財源の確保と土地の有効活用を図る。

②国有財産（法定外公共物）の適正な管理事務への助言

機能を有する里道・水路等の法定外公共物は、地方分権一括法の施行に伴い、市町村が譲与を受け、財産管理・機能管理を行っており、県は市町村の財産管理等の事務の適正化のための助言を行う。

(3) 収用委員会の運営について

今年度は、国土交通省（東北地方整備局酒田河川国道事務所）起業の「一般国道7号遊佐象潟道路」（遊佐町内）について、2件の裁決申請が予定されている。関係法令を遵守し、適切な手続きを行うとともに、効率的な委員会の運営を図る。

2 用地取得実績

過去5年間の土木公共及び単独事業に係る用地取得実績は、次の表及び図のとおり推移している。

平成29年度から、現年の用地取得実績に加え、「先行取得」として東北地方整備局から委託を受け、山形県土地開発基金を活用して国土交通省事業の用地取得を行っている。令和4年度は、一般国道113号小国道路と一般国道112号山形中山道路について先行取得を行う予定である。

表 用地取得実績の推移

項目 年度	現年公共		先行取得		計	
	取得面積 m ²	用地補償費 千円	取得面積 m ²	用地補償費 千円	取得面積 m ²	用地補償費 千円
H29	196,969	2,582,349	166,768	712,062	363,737	3,294,411
H30	222,370	3,024,832	367,649	1,130,608	590,019	4,155,440
R 1	231,296	4,706,187	115,492	368,309	346,788	5,074,496
R 2	228,924	4,178,128	98,770	169,419	327,694	4,347,547
R 3	308,161	4,097,359	74,031	106,318	382,192	4,203,677

図 用地取得実績の推移（面積） 単位：千m²

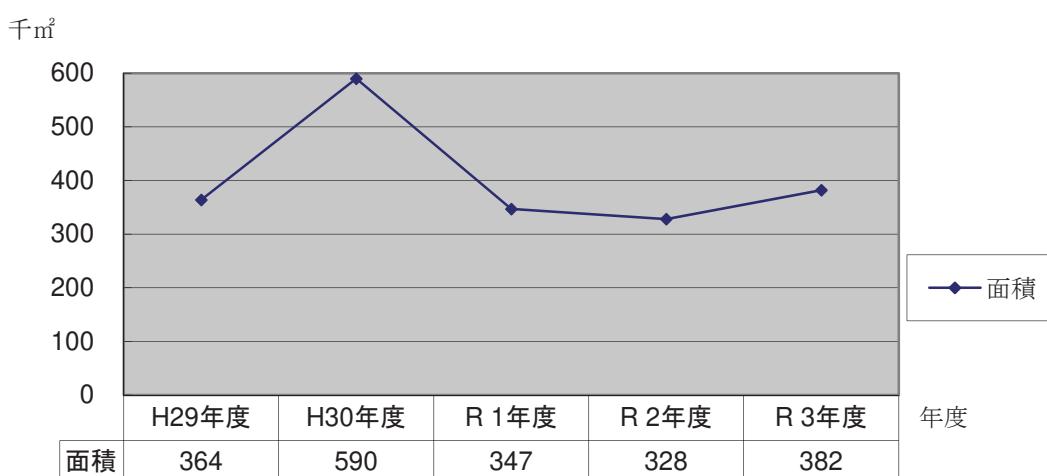
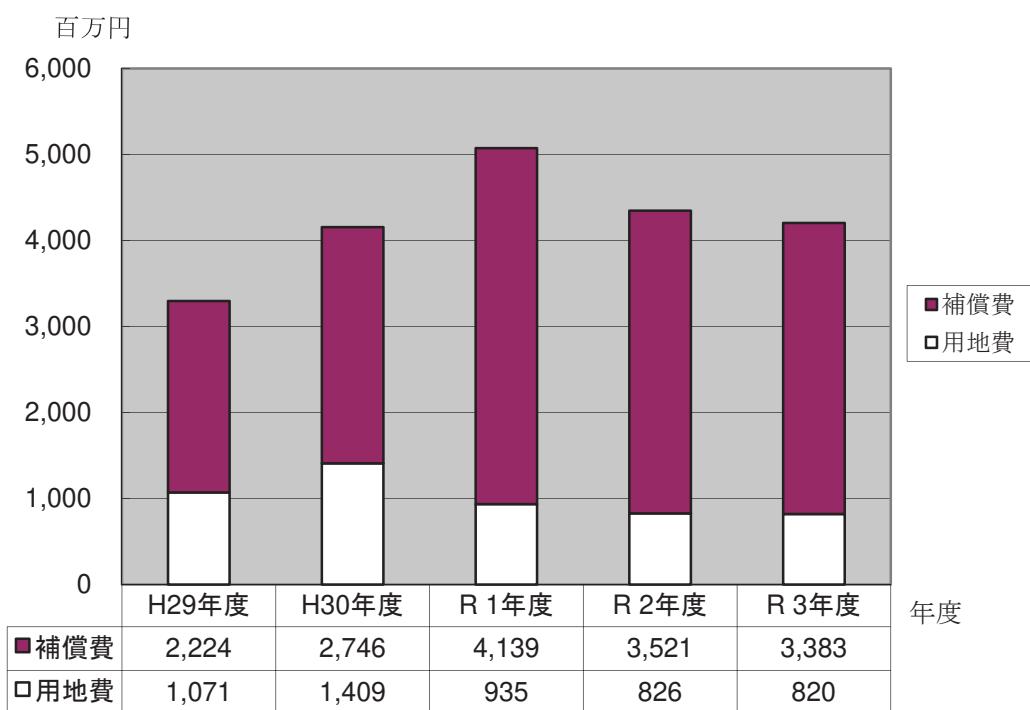


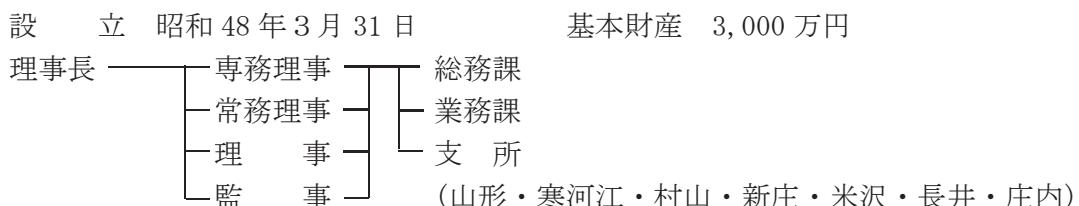
図 用地取得実績の推移（金額） 単位：百万円



3 山形県土地開発公社

山形県土地開発公社は、公共用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的としており、県及び国土交通省等の公共事業用地の先行取得事業、公共事業用地の取得業務の受託事業等を行っている。

(1) 組織概要



(2) 常勤役職員数

(令和4年4月1日現在)

区分	役員	本 社			支 社							合計
		総務課	業務課	計	山形	寒河江	村山	新庄	米沢	長井	庄内	
役員	3											3
職員		1	3	4	6	2	2	1	1	1	1	18
派遣												0
嘱託		1		1	1			1	2	1	4	9
計	3	2	3	5	6	3	2	2	3	2	5	31

(3) 令和3年度事業実績

①公有用地取得事業

事業名	取得面積(m ²)	取得額(千円)
公有用地取得事業	0	0
代行用地取得事業	0	0
代替地取得事業	492.03	20,318
計	492.03	20,318

(注) 公有用地 公社が所有権を取得した土地

代行用地 公社が地方公共団体等に所有権を取得させた土地

②用地取得受託事業（用地取得業務の受託）

事業名	取得面積(m ²)	用地補償費(千円)
県土整備部事業	139,321	1,887,356
県土整備部外事業	0	0
計	139,321	1,887,356

第7章 土地利用

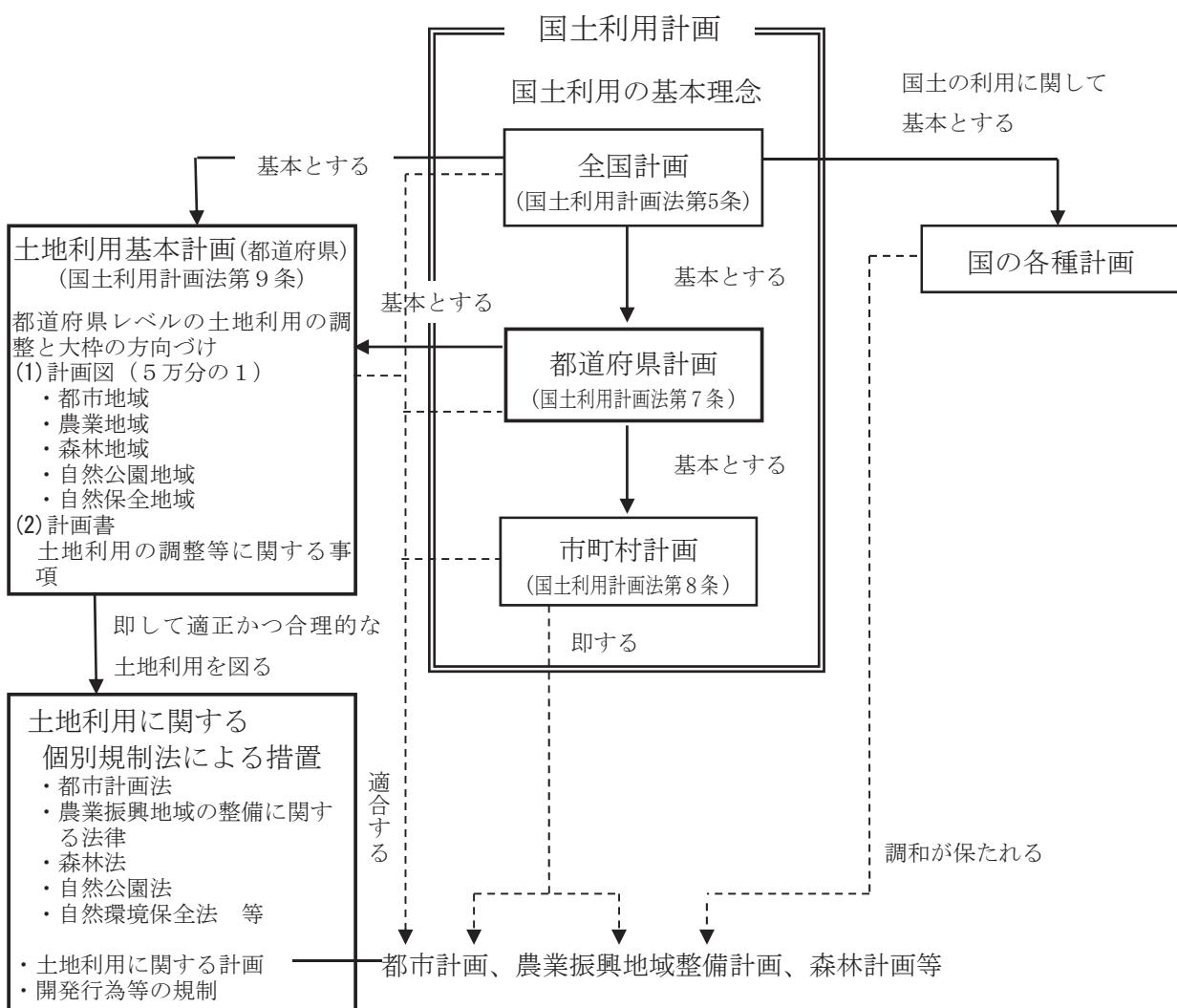
1 国土利用計画

(1) 概要

国土利用計画は、全国計画、都道府県計画及び市町村計画からなり、それぞれ計画において、国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要等について定める。

- ① 全国計画は、国土形成計画（全国計画）と一体的に策定することとされており、都道府県知事と国土審議会の意見を聴いて、国土交通大臣が案を作成し、閣議の決定を経て定める。
- ② 都道府県計画は、全国計画を基本に、市町村長と都道府県の審議会の意見を聴いて、知事が定めることができる。
- ③ 市町村計画は、都道府県計画を基本に、住民の意向を十分反映させたうえで、市町村長が定めることができる。

○ 国土利用計画の体系



国土利用計画に定める事項は次のとおりである。

- (1) 国土の利用に関する基本構想（国土の総合的・計画的な利用の基本方針）
- (2) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別概要
- (3) (2) を達成するために必要な措置の概要

○ 山形県国土利用計画の策定状況

第一次山形県国土利用計画：昭和52年3月県議会議決、目標年次：昭和60年

第二次山形県国土利用計画：昭和61年3月県議会議決、目標年次：昭和70年

第三次山形県国土利用計画：平成8年3月県議会議決、目標年次：平成17年

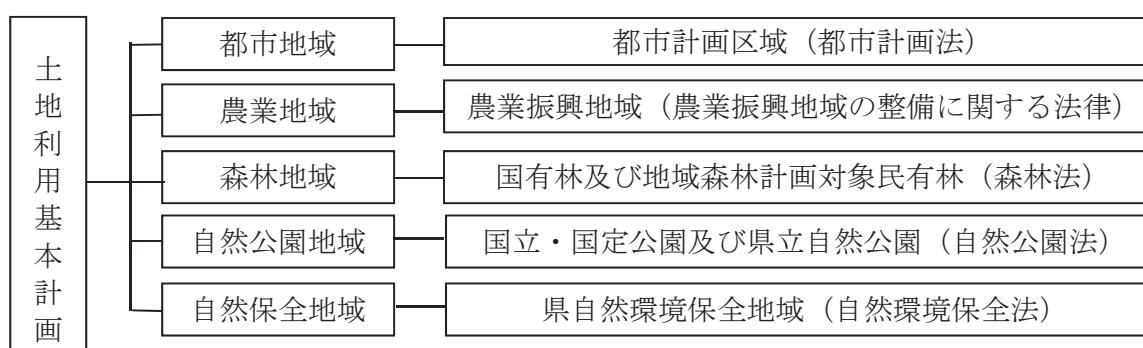
第四次山形県国土利用計画：平成22年3月県議会議決、目標年次：平成31年

※ 第五次については、「3 山形県国土利用計画(第五次)・土地利用基本計画について」参照

2 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として定めているもので、県土について、①都市地域、②農業地域、③森林地域、④自然公園地域、⑤自然保全地域の5地域（下図参照）を具体的に図面（1/50,000）上に表示した『計画図』と、5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針等を記載した『計画書』とで構成されている。

この計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置を実施するにあたっての基本となる計画である。この計画の策定及び変更を行う場合は、あらかじめ総合政策審議会土地利用部会や市町村長、国土交通大臣の意見を聴くこととされている。これまで、社会情勢を取り巻く変化等に対応して、ほぼ毎年変更を行っている。



(参考) 山形県土地利用基本計画の地域別状況

地域区分	面積 (ha)	割合 (%)
都市地域	126,662	13.6
農業地域	337,329	36.2
森林地域	669,257	71.8
自然公園地域	153,520	16.5
自然保全地域	4,892	0.5
5 地域計	1,291,660	138.5
白地地域	5,930	0.6
県土面積	932,315	100

(注)

- ・令和4年3月現在の面積である。
- ・5地域間には重複がある。
- ・割合は県土面積に対するものである。

3 山形県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画について

県国土利用計画（第五次）は、国土利用計画（全国・第五次）を基本とし、第4次山形県総合発展計画を踏まえ策定（R3年3月）しているが、県土地利用基本計画が県国土利用計画を基本とすることから、両計画を統合し、一体的に策定した。国土利用計画としての機能を果たす部分と土地利用基本計画の機能を果たす部分で構成している。

計画期間は、令和2年度から概ね10年間（基準年次 平成30年、目標年次 令和11年）である。

4 地価公示・地価調査

（1）地価に関する調査の種類

- ① 地価調査 土地利用計画法施行令に基づき、各都道府県が、毎年7月1日現在における調査地点の正常価格を9月に公表するもの。令和3年度地価調査の県内の調査地点は、県内全域を対象として260地点。
- ② 地価公示 地価公示法に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が、毎年1月1日現在における調査地点の正常価格を3月に公表するもの。令和4年地価公示の県内の調査地点は、都市計画区域のある県内30市町の198地点。

（2）最近の地価の動向

- ① 令和3年度地価調査（令和3年7月1日現在）
 - (i) 住宅地及び商業地の地価は、前年度と比較して、住宅地が0.9%の下落、商業地が1.3%の下落となり、住宅地、商業地ともに下落率が拡大した。
 - (ii) 住宅地の27地点、商業地の8地点、工業地の7地点で、地価が上昇した。
- ② 令和4年地価公示（令和4年1月1日現在）
 - (i) 住宅地の地価は、前年と比較して0.1%の上昇となり、前年の横ばいから2年ぶりに上昇に転じた。
 - (ii) 商業地の地価は、前年と比較して0.5%の下落となり、平成6年から29年連続の下落となったものの、下落率は縮小した。
 - (iii) 住宅地の51地点、商業地の18地点、工業地の7地点で地価が上昇した。

5 土地取引に関する届出制度

（1）国土利用計画法の土地取引規制制度

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引について届出制を設けている。一定面積以上の規模の土地について土地の取引をしたときは、当事者のうち権利取得者は、契約締結後2週間以内に、知事に対し利用目的、取引価格等を届け出なければならないことになっている。

(2) 近年の土地取引件数と国土利用計画法に基づく届出の状況

	山形県内の土地取引		国土利用計画法に基づく届出	
	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)
平成29年	11,085	2,601.7	196	344.6
平成30年	10,759	1,387.3	135	174.4
令和元年	10,709	1,418.7	147	163.8
令和2年	11,162	1,875.2	136	834.3
令和3年	11,172	1,934.8	211	1,587.0

資料：国土交通省「土地取引規制基礎調査概況調査」

6 景観・地域づくりの取組み

美しくうるおいのある景観づくりをすすめるため、平成7年度に「山形県郷土景観ガイドプラン」を策定し、郷土景観形成の推進に関する事項をまとめた。

平成19年度には、良好な景観の将来の世代への継承並びに心豊かな県民生活及び多様な交流による活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とした山形県景観条例を定め、郷土の景観づくりを進めている。

<景観形成施策の5つの柱>

(i) 地域づくり・まちづくり	市町村と連携した景観回廊モデル事業等の実施
(ii) 普及・啓発	景観セミナー等の開催、景観アドバイザーの派遣
(iii) 屋外広告物	屋外広告物条例との連携
(iv) 規制・誘導	景観法に基づく届出制度の実施
(v) 公共事業	公共事業景観形成基準に基づく県事業の実施

(1) 景観を活かした地域づくりの推進

① やまがたの誇れる景観の魅力発信

車で容易にアクセスでき、県内の優れた景観をその歴史や文化等とあわせて体感できる視点場「やまがた景観物語おすすめビューポイント」について、国内外に情報を発信し、交流の拡大と地域の振興を図る。

- ビューポイントを対象とした写真・動画コンテスト
- ビューポイントの追加選定及び景観魅力発信コンテンツの拡充
- 小・中学生を対象とした景観出前授業
- 地域住民と対象とした景観探検まちあるきの開催

② 景観セミナーの開催

市町村の景観計画策定を促進するため、国土交通省と連携してセミナーを開催する。

③ 景観法に基づく届出制度の運用

届出制度を運用し、良好な景観の保全・形成を図るための規制・誘導を行う。

④ 公共事業による良好な景観の形成

良好な景観形成を図るため、県が実施する公共事業については、「公共事業景観形成基準」の遵守を求め、良好な景観の形成に努める。

⑤ 景観形成審議会の運営

【景観法に基づく届出等の件数】

年度	H29	H30	R01	R02	R03
届出件数	114	107	86	59	82
建築物	42	46	24	26	31
内 工作物	51	40	40	15	26
開発行為	19	16	19	14	19
訳 その他	2	5	3	4	6
国の機関又は 地方公共団体からの 通知	18	24	24	16	9

(2) 屋外広告物対策

屋外広告物法及び屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止を図る。

① 違反広告物への対応

継続して違反広告のは正を行うとともに、未許可広告物について重点的に是正に努める。

② 安全管理や規制内容の普及啓発

屋外広告物の安全管理の徹底や規制内容について、県民や業界団体と協働で周知に取り組む。

③ 屋外広告業登録制度の運用

優良業者の育成による良好な景観形成を図るための登録制度を運用する。

④ 市町村との連携

中核市に移行した山形市や権限移譲している酒田市と屋外広告物に関する課題に連携して取り組む。

【屋外広告物許可件数】(総合支庁のみ)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
件数	2,360	1,954	1,197	1,369	1,016

(3) 地域づくりの推進

○ 景観回廊モデル地区への支援

良好な景観、風景を活かした地域づくり・まちづくりを進める以下のモデル地区の取組みを支援する。

□ 置賜景観回廊（長井市、南陽市、川西町、白鷹町）

□ 庄内景観回廊（鶴岡市 加茂・大山・鶴岡・羽黒）

第8章 都市計画

1 都市計画のあらまし

(1) 都市計画の目的と役割

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、土地利用については、長期計画に基づき、都市全体として適正な土地利用を進めるための規制や誘導を行うもので、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を誘導するため市街化区域・市街化調整区域の区域区分の選択と、住宅、店舗、工場などの混在を防止し、良好な都市環境をつくるための用途地域等を決定する地域地区がある。

都市施設とは、道路、公園、下水道等の都市生活の基盤となるもので、市街地開発事業とは土地区画整理や市街地再開発事業等の宅地の供給を目的とした事業のことである。これらを、都市計画に定め、計画的に整備することにより、理想的なまちづくりを行うことが都市計画の役割である。

現行の都市計画法は、都市への急激な人口集中等による市街地の無秩序な外延化が全国的な課題となつた高度成長期に区域区分（線引き）、開発許可制度の導入を骨格として昭和43年に制定された。

しかしながら、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、厳しい財政的制約などにより、都市を取り巻く環境は大きく変化しており、現在は、こうした社会情勢の変化に的確に対応した都市計画が求められている。

(2) 都市計画区域

都市計画区域は、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な道路、鉄道等の交通施設の配置状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断して、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として定めるべきこととしている。

都市計画区域が指定されると、

- ① 一定規模以上の開発行為について許可を受けなければならない（都市計画法第29条）
- ② 目的税としての都市計画税を徴収することができる（地方税法第702条）
- ③ 建築行為につき確認を受けなければならない範囲が強化され、建築基準法第3章の規定が適用される（建築基準法第41条の2）

など、法律的な制約を受ける。

本県においては、昭和3年9月10日山形市、鶴岡市で都市計画法が初めて適用されて以来、平成25年4月12日までに13市17町の計30市町（27都市計画区域）まで適用範囲が拡大し、現在に至っている。

令和3年3月末現在、本県の都市計画区域人口は、約90万人と県総人口の約82%を占め、区域面積は124,854haと県土の約13%を占めている。

都市計画区域名	市町名	行政区域		都市計画区域		法適用年月日※1	最終決定年月日
		面積(ha)	人口(千人)	面積(ha)	人口(千人)		
東南村山地区	山形広域	山形市	38,130	242.6	15,990	239.7	S3.9.10
		上山市	24,093	29.4	2,180	21.5	S22.12.3
		天童市	11,301	61.7	7,180	60.9	S22.9.8
		山辺町	6,145	14.0	1,320	13.3	S35.11.25
		中山町	3,115	11.0	1,800	10.9	S43.12.28
	小計	82,784	358.7	28,470	346.3		
西村山地区	寒河江	寒河江市	13,903	40.9	5,109	40.4	S22.12.3
	河北	河北町	5,245	17.9	3,511	17.9	S22.9.5
	西川	西川町	39,319	5.0	5,844	4.8	S49.7.29
	朝日	朝日町	19,681	6.6	606	4.6	S32.5.14
	大江	大江町	15,408	7.8	785	6.2	S11.7.13
	小計	93,556	78.2	15,855	73.9		
北村山地区	村山	村山市	19,698	23.0	1,754	12.0	S22.9.5
	東根※2	東根市	20,694	47.5	6,233	46.5	S27.8.14
	尾花沢	尾花沢市	37,253	15.2	870	6.2	S27.12.24
	大石田	大石田町	7,954	6.6	487	3.7	S22.9.5
	小計	85,599	92.3	9,344	68.4		
最上地区	新庄	新庄市	22,285	34.5	4,938	29.0	S17.3.4
	金山	金山町	16,167	5.2	1,236	2.5	S25.5.23
	最上	最上町	33,037	8.2	3,017	6.4	S49.7.29
	真室川	真室川町	37,422	7.2	1,053	3.4	S25.5.23
	小計	108,911	55.1	10,244	41.3		
東南置賜地	米沢	米沢市	54,851	78.4	8,830	72.6	S8.5.10
	南陽	南陽市	16,052	30.6	2,025	26.4	S22.9.5
	高畠	高畠町	18,026	22.7	2,515	15.1	S22.9.5
	川西	川西町	16,660	14.5	1,982	6.7	S26.5.24
	小計	105,589	146.2	15,352	120.8		
西置賜	長井	長井市	21,467	25.9	2,313	17.6	S14.5.22
	小国	小国町	73,756	7.2	768	4.6	S14.8.7
	白鷹	白鷹町	15,771	13.2	1,053	6.3	S34.2.16
	小計	110,994	46.3	4,134	28.5		
庄内地区	鶴岡※3	鶴岡市	131,153	123.1	25,281	112.6	S3.9.10
	酒田	酒田市	60,297	99.5	11,569	79.1	S8.5.10
		遊佐町	—	—	574	0.8	S47.7.7
	八幡	酒田市	—	—	625	3.2	S35.11.25
	余目	庄内町	24,917	20.5	884	9.3	S22.9.5
	三川	三川町	3,322	7.4	1,475	5.0	S44.3.20
	遊佐※4	遊佐町	20,839	13.2	1,047	5.6	S23.5.23
	小計	240,528	263.7	41,455	215.6		
都市計画区域 合計		827,961	1,040.5	124,854	894.8	13市17町の計	
山形県全体		932,315	1,093.2	124,854	894.8	13市19町3村の計	

※1 旧都市計画法における「法適用の指定」を含む。

※2 東根都市計画区域の面積には、河北町（209ha）を含む。

※3 現在の鶴岡都市計画区域は、H25.4.12に鶴岡、藤島、櫛引、温海と4つの都市計画区域を統合したものである。

※4 遊佐都市計画区域面積には、酒田都市計画区域の遊佐町分（574ha）を含まない。

(3) 都市計画マスタープラン

都市計画は、その目的の実現に時間をするものであり、あらかじめ長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けて道筋を明らかにしておくことが重要であることから、県及び各市町においてそれぞれ都市計画のマスタープランを策定している。

県が策定するマスタープランは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）で、通常「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれている。これは、広域的課題の調整を図りながら、中長期的な視点に立った都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。

市町が策定するマスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）で、通常「市町村マスタープラン」と呼ばれている。これは、県が定める都市計画区域マスタープランに即し、各市町の区域を対象として、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、都市計画の方針を定めるものである。

また、「立地適正化計画」は市町村マスタープランの一部として、平成26年度の都市再生特別措置法の改正により制度化された。立地適正化計画は、すべての住民が出歩きやすく健康・快適な生活を確保し、魅力的なまちにすることや、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすることなどを目的として、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成するための制度である。

(4) 都市計画の手続き

都市計画の決定及び変更は、都市計画の種類や規模に応じて、県と市町が役割を分担し、公聴会、説明会等による住民の意見の反映、関係行政機関との協議、都市計画案の縦覧等の一連の手続の後、県又は市町の都市計画審議会の議を経て、決定される。

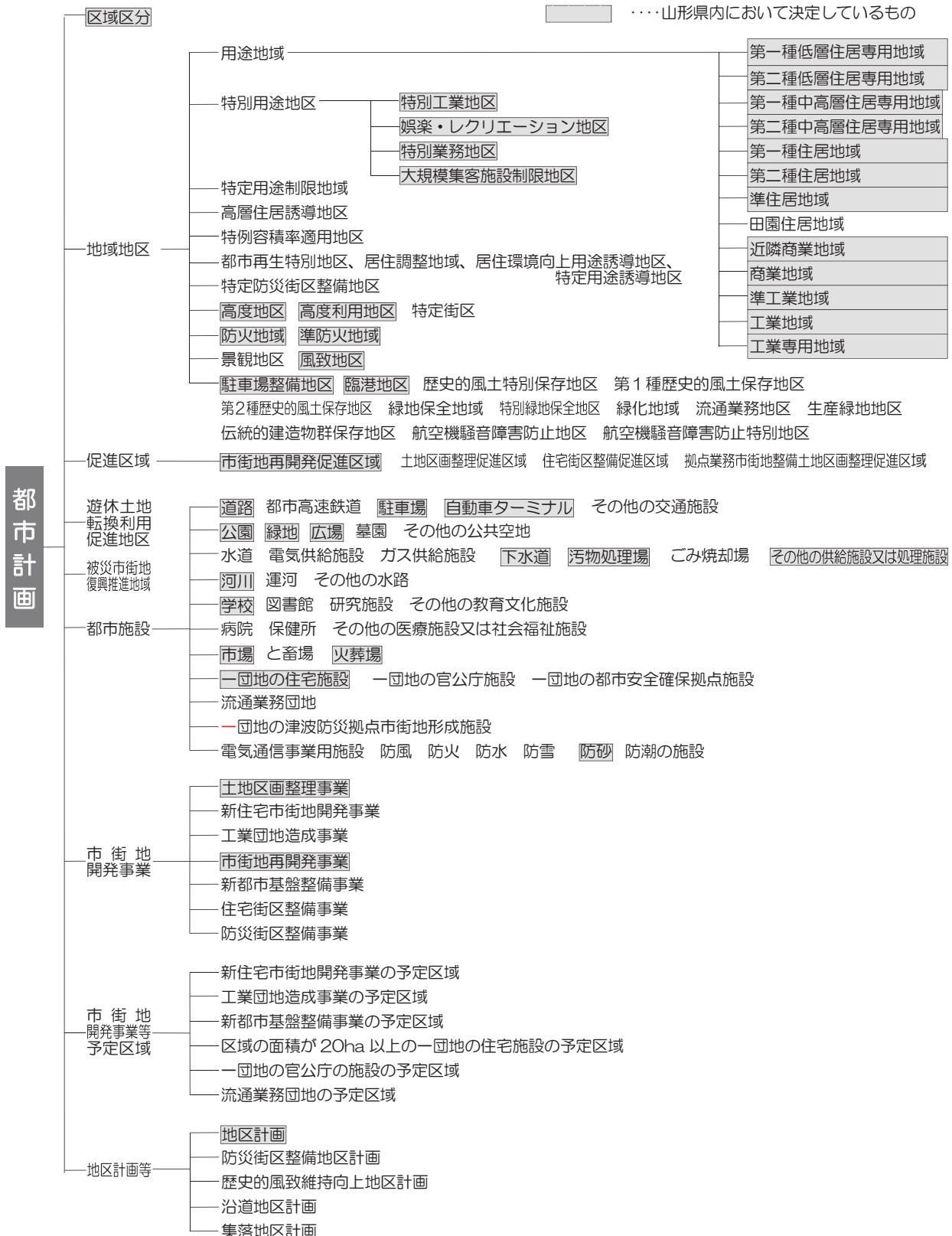
なお、過去10ヶ年の都市計画決定・変更の件数については、以下のとおりである。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
県決定	7	10	3	1	4	3	2	6	4	3
市町決定	24	20	12	15	14	15	12	6	10	3

2 都市計画の内容

都市計画は、大きく以下の3つの柱で構成され、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために必要なものを一体的、総合的に定めている。

- ① 土地利用に関する計画
- ② 都市施設の整備に関する計画
- ③ 市街地開発事業に関する計画



令和3年3月31日現在、本県では、以下のとおり都市計画を決定している。

※1 「ごみ焼却場」と「汚物処理場」が併設し、合わせて1つの施設として都市計画を決定している場合には、「その他の施設」に分類する。

※2 土地区画整理事業を実施したが、都市計画を決定していないものは、「○」にて表す。

※3 遊佐町は、平成22年度以降、都市計画税の課税を停止している。

(1) 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域内では、計画的に市街化を図るべき「市街化区域」と、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」に区分すること、いわゆる「区域区分」（「線引き」ともいう。）を前提としてきたが、平成12年5月の都市計画法改正により、区域区分は都道府県が判断して選択することとなり、都道府県が定め

る都市計画区域マスタープランの中で位置づけることとなった。

本県では、全国に先がけ、昭和45年3月30日に山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町から構成される「山形広域都市計画区域」を決定し、その後の社会経済的な変化をとらえ、16回にわたって区域の変更を行っている。

酒田市と遊佐町の一部を含む酒田都市計画区域では、昭和59年3月30日に決定し、その後6回にわたり区域の変更を行っている。

鶴岡都市計画区域では、平成16年5月14日に決定し、平成25年4月12日には、鶴岡、藤島、櫛引及び温海の都市計画区域を1つに統合するとともに、旧羽黒町及び旧朝日村の一部まで区域を拡大している。

令和3年3月末現在、本県では、以下のとおり市街化区域を決定している。

	面積 (ha)			人口 (千人)		
	行政区域	都市計画区域	市街化区域	行政区域	都市計画区域	市街化区域
山形広域	82,784	28,470	6,290	358.7	346.3	253.5
山形市	38,130	15,990	4,093	242.6	239.7	181.8
上山市	24,093	2,180	720	29.4	21.5	18.0
天童市	11,301	7,180	1,063	61.7	60.9	38.6
山辺町	6,145	1,320	218	14.0	13.3	8.5
中山町	3,115	1,800	196	11.0	10.9	6.6
酒田	81,136	12,143	2,876	112.7	79.9	66.3
酒田市	60,297	11,569	2,733	99.5	79.1	66.2
遊佐町	20,839	574	143	13.2	0.8	0.1
鶴岡	鶴岡市	131,153	25,281	2,327	123.1	112.6
合計	5市3町	295,073	65,894	11,493	594.5	538.8
						394.3

(2) 地域地区

用途地域などの地域地区は、都市計画区域内における土地の自然的条件と土地利用の動向を勘案し、土地の利用形態に適正な規制、誘導を加えることにより、快適で能率的な市街地を形成することを目的として定められる。

① 用途地域

用途地域は、都市計画マスタープランに示される地域ごとの市街地の将来像に適合する積極的に望ましい市街地の形成を誘導するため、建築物の用途を規制し、土地利用の純化を図るもので、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の13地域に指定することができる。

用途地域が指定されると、建築基準法により建築物の用途が規制され、更に容積率、建蔽率等の制限を行うことによって土地利用計画を段階的に実現することができる。

令和3年3月末現在、本県では、三川を除く、26の都市計画区域において、用途地域が指定されている。

用途地域決定一覧

上段：面積 (ha)
下段：構成比 (%)

令和3年度3月31日現在

都市計画 区域名	都市名	住 居 系						商 業 系		工 業 系			合 計	決定年月 当初・最終			
		一 低	二 低	一中高	二中高	一 住	二 住	準 住	田 住	近 商	商 業	準 工	工 業	工 専			
山形広域	山形市	336.0 (8.2)	529.5 (12.9)	167.0 (4.1)	450.0 (11.0)	928.5 (22.7)	197.0 (4.8)	256.0 (6.3)		134.3 (3.3)	201.2 (4.9)	519.0 (12.7)	204.0 (5.0)	170.0 (4.1)	4,092.5 (100.0)	S7.1.23 R2.3.19	
	上山市	69.0 (9.6)		40.0 (5.6)	76.0 (10.6)	181.0 (25.2)	144.0 (20.0)	7.5 (1.0)		13.0 (1.8)	46.0 (6.4)	51.0 (7.1)	69.0 (9.6)	23.0 (3.2)	719.5 (100.0)	S43.6.7 H25.3.27	
	天童市	42.0 (4.0)	46.0 (4.3)	126.0 (11.9)		286.0 (26.9)	152.0 (14.3)	10.0 (0.9)		12.0 (1.1)	97.0 (9.1)	148.0 (13.9)	32.0 (3.0)	112.0 (10.5)	1,063.0 (100.0)	S39.3.21 H22.1.8	
	山辺町					72.8 (33.4)	105.2 (48.3)					12.0 (5.5)	28.0 (12.8)		218.0 (100.0)	S45.12.25 H13.5.25	
	中山町					75.0 (38.3)	81.0 (41.3)	16.0 (8.2)				3.0 (1.5)	8.0 (4.1)	13.0 (6.6)	196.0 (100.0)	S45.12.25 H8.5.21	
		447.0 (7.1)	575.5 (9.2)	333.0 (5.3)	526.0 (8.4)	1,543.3 (24.5)	679.2 (10.8)	289.5 (4.6)		159.3 (2.5)	344.2 (5.5)	733.0 (11.7)	341.0 (5.4)	318.0 (5.1)	6,289.0 (100.0)	S45.12.25 —	
寒河江	寒河江市	68.0 (7.5)	69.0 (7.6)	159.0 (17.6)	73.0 (8.1)	110.0 (12.2)	46.0 (5.1)	18.0 (2.0)		32.0 (3.5)	24.0 (2.7)	113.0 (12.5)	22.0 (2.4)	168.0 (18.6)	902.0 (100.0)	S40.3.17 H25.5.31	
河北	河北町		33.0 (9.6)	9.0 (2.6)	15.0 (4.4)	105.0 (30.6)	54.0 (15.7)	2.6 (0.8)		14.0 (4.1)	16.0 (4.7)	54.0 (15.7)	17.0 (4.9)	24.0 (7.0)	343.6 (100.0)	S47.8.1 H19.10.5	
西川	西川町					105.0 (66.0)	20.0 (12.6)			7.1 (4.5)	4.6 (2.9)	6.5 (4.1)	16.0 (10.1)		159.2 (100.0)	S51.3.29 H27.12.1	
朝日	朝日町				14.0 (14.2)	44.0 (44.7)	7.8 (7.9)			8.7 (8.8)		8.0 (8.1)		16.0 (16.2)	98.5 (100.0)	S49.9.2 H14.10.24	
大江	大江町			14.0 (4.9)	36.0 (12.4)	114.0 (40.3)	26.0 (9.2)	13.0 (4.6)		17.0 (6.0)	10.0 (3.5)	26.0 (9.2)	28.0 (9.9)		293.0 (100.0)	S58.2.1 H26.4.4	
村山	村山市	14.0 (3.3)		55.0 (12.8)	10.0 (2.4)	172.0 (40.1)	46.0 (10.7)			12.0 (2.8)	19.0 (4.4)	42.0 (9.8)	43.0 (10.0)	16.0 (3.7)	429.0 (100.0)	S42.12.22 H23.8.1	
東根	東根市	48.0 (4.7)		122.0 (11.9)		356.0 (34.7)	101.0 (9.8)	18.0 (1.8)		28.0 (2.7)	45.0 (4.4)	103.0 (10.0)	14.0 (1.4)	192.0 (18.7)	1,027.0 (100.0)	S28.5.29 H16.3.18	
尾花沢	尾花沢市	19.0 (6.3)		40.0 (13.2)		69.0 (22.8)	54.0 (17.8)			12.0 (4.0)	19.0 (6.3)	10.0 (3.3)	80.0 (26.4)		303.0 (100.0)	S47.4.1 H27.3.10	
大石田	大石田町			38.0 (17.9)		106.0 (50.0)	8.2 (3.9)			17.0 (8.0)	6.0 (2.8)	37.0 (17.4)			212.2 (100.0)	S49.9.10 H7.10.2	
新庄	新庄村	24.0 (3.4)	53.0 (7.6)	102.0 (14.6)	9.5 (1.4)	241.0 (34.5)	18.0 (2.6)	13.0 (1.9)		7.8 (1.1)	52.0 (7.4)	46.0 (6.6)	19.0 (2.7)	113.0 (16.2)	698.3 (100.0)	S40.11.16 R1.10.4	
金山	金山町	6.7 (8.2)				55.0 (67.0)				4.5 (5.5)		5.9 (7.2)	10.0 (12.2)		82.1 (100.0)	S47.6.30 H25.12.20	
最上	最上町					75.0 (82.4)				1.8 (2.0)	3.2 (3.5)	11.0 (12.1)			91.0 (100.0)	S56.11.13 H7.10.3	
真室川	真室川町					84.0 (94.4)				3.3 (3.7)		1.7 (1.9)			89.0 (100.0)	S47.12.23 H7.11.20	
米沢	米沢市	132.0 (5.6)	31.0 (1.3)	334.0 (14.3)	195.0 (8.3)	617.0 (26.4)	183.0 (7.8)	14.0 (0.6)		63.0 (2.7)	78.0 (3.3)	307.0 (13.1)	137.0 (5.9)	246.0 (10.5)	2,337.0 (100.0)	S12.4.22 H22.3.30	
南陽	南陽市	71.0 (8.6)		100.0 (12.1)	117.0 (14.1)	254.0 (30.7)	47.0 (5.7)			33.0 (4.0)	57.0 (6.9)	96.0 (11.6)	52.0 (6.3)		827.0 (100.0)	S47.11.15 H29.6.20	
高畠	高畠町			16.0 (3.8)	28.0 (6.7)	204.0 (49.0)	14.0 (3.4)			18.0 (4.3)	10.0 (2.4)	30.0 (7.2)	74.0 (17.8)	22.0 (5.3)	416.0 (100.0)	S48.4.10 H28.2.3	
川西	川西町				13.0 (8.2)	109.0 (68.8)				13.0 (8.2)		3.4 (2.1)	20.0 (12.6)		158.4 (100.0)	S50.8.1 H7.7.31	
長井	長井市	22.0 (3.9)		135.0 (23.9)	10.0 (1.8)	219.0 (38.8)	19.0 (3.4)			7.0 (1.2)	31.0 (5.5)	33.0 (5.9)	65.0 (11.5)	23.0 (4.1)	564.0 (100.0)	S44.4.21 H13.5.25	
小国	小国町				17.0 (7.4)		87.0 (37.8)	47.0 (20.4)			4.2 (1.8)		14.0 (6.1)	27.0 (11.7)	34.0 (14.8)	230.2 (100.0)	S47.5.1 H19.8.1
白鷹	白鷹町			21.0 (8.6)	26.0 (10.7)	23.0 (9.5)	90.0 (37.1)	23.0 (9.5)			6.0 (2.5)		37.0 (15.2)	7.3 (3.0)	9.5 (3.9)	242.8 (100.0)	S49.4.1 H27.2.27
鶴岡	鶴岡市	225.0 (9.7)	8.5 (0.4)	258.0 (11.1)	515.0 (22.1)	196.0 (8.4)	375.1 (16.1)			76.0 (3.3)	137.0 (5.9)	285.0 (12.2)	195.0 (8.4)	57.0 (2.4)	2,327.6 (100.0)	S7.7.13 H30.9.13	
	酒田市	174.0 (6.4)	12.0 (0.4)	684.0 (23.8)	28.0 (1.0)	321.0 (11.7)	184.0 (6.7)	20.0 (0.7)		57.0 (2.1)	117.0 (4.3)	326.0 (11.9)	206.0 (7.5)	604.0 (22.1)	2,733.0 (100.0)		
酒田	遊佐町											28.0 (19.6)		115.0 (80.4)	143.0 (100.0)	S12.4.22 R2.12.8	
		174.0 (6.1)	12.0 (0.4)	684.0 (23.8)	28.0 (1.0)	321.0 (11.2)	184.0 (6.4)	20.0 (0.7)		57.0 (2.0)	117.0 (4.1)	354.0 (12.3)	206.0 (7.2)	719.0 (25.0)	2,876.0 (100.0)		
八幡	酒田市		4.4 (3.7)	3.2 (2.7)	22.0 (18.4)	45.0 (37.6)	9.6 (8.0)			7.3 (6.1)		6.1 (5.1)	22.0 (18.4)		119.6 (100.0)	S48.7.20 H7.6.26	
余目	庄内町			51.0 (19.2)		98.0 (37.0)	26.0 (9.8)			10.0 (3.8)	12.0 (4.5)	27.0 (10.2)	41.0 (15.5)		265.0 (100.0)	S49.11.11 H22.12.17	
遊佐	遊佐町			12.0 (10.9)	12.0 (10.9)	33.0 (10.3)	32.0 (29.2)			14.0 (12.8)		1.0 (0.9)	5.6 (5.1)		109.6 (100.0)	S49.7.27 H7.11.29	
合計		1,250.7 (5.8)	807.4 (3.8)	2,508.2 (11.7)	1,645.5 (7.7)	5,452.3 (25.4)	2,019.9 (9.4)	388.1 (1.8)		633.0 (2.9)	985.0 (4.6)	2,388.9 (11.1)	1,443.6 (6.7)	1,957.5 (9.1)	21,480.1 (100.0)		
線引き都市計画 計		846.0	596.0	1,275.0	1,069.0	2,060.3	1,238.3	309.5		292.3	598.2	1,372.0	742.0	1,094.0	11,492.6		
非線引き都市計画 計		404.7	211.4	1,233.2	576.5	3,392.0	781.6	78.6		340.7	386.8	1,016.9	701.6	863.5	9,987.5		

② 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域に加えて更に用途規制の緩和や強化を行うものであり、令和3年3月末現在、本県では7市2町において定めている。

米沢市、山辺町及び河北町では、絹織物等の地場産業を育成するため、用途地域の規制を緩和する方向で特別工業地区を決定している。

また、規制を強化するものとして、山形市などでは、沿道サービスや卸売業の用途を

強化するために特別業務地区を定めている。

平成10年からは、地域の実情に的確に対応したまちづくりの推進を図るため、市町村が、特別用途地区の種類を自由に定めることができるようになっている。

近年では、郊外での開発等に対する規制を強化するため、山形市、上山市、米沢市、酒田市の準工業地域において、鶴岡市の工業地域と準工業地域において、一定規模の大規模集客施設制限地区を定めている。

③ 特定用途制限地区

市街化調整区域を除く用途白地地域(用途地域が指定されていない区域)において、その良好な環境の形成等を行うために、多人数が集中することにより周辺の公共施設に著しく大きな負荷を発生させる建築物や、騒音、振動、煤煙等の発生により、良好な住居環境にそぐわないおそれのある建築物等の建築を制限する必要がある場合に定めることが考えられる。

④ 高度地区

都市の合理的土地利用計画に基づき、将来の適正な人口密度、交通量その他都市機能に適応した土地の高度利用及び居住環境の整備を図ることを目的として定める地域地区である。

本県では、平成16年12月9日、鶴岡都市計画区域において、建築物の高さの最高限度を定める高度地区の「最高限度高度地区」を初め、平成21年度には山形市においても定められている。

⑤ 高度利用地区

高度利用地区は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため建築物の容積率の最高及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度、更に必要に応じて壁面の位置の制限を定めるものである。

この地区は、一般的に市街地の中心部であり、かつ、適正な建築密度を保ちつつ、小規模宅地の発生を防止するなど、建築物の統合促進と土地の高度利用の促進を図る必要がある地域などに指定されている。

令和3年3月末現在、本県では5市において定められている。

⑥ 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、中心市街地など特に土地の利用が高く建築の密度が密集している地区を対象に、防火機能の向上の視点から定めるものである。これらの地域では、建築基準法に基づき、一定規模以上の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とななければならないとされている。

令和3年3月末現在、本県では6市において定められている。

⑦ 風致地区

風致地区は、樹林地、渓谷、水辺等を主体とする良好な自然環境を形成している区域において、都市環境の保全を図るために定められる地区である。

本令和3年3月末現在、本県では山形市内2地区が指定されており、「山形市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成27年3月25日山形市条例第4号）」に基づいて、建築行為や土地の形質変更などの行為が制限されている。

なお、平成27年3月末以前は、山形県条例において制限を定めていたが、政令の改正により、条例制定の権限が山形市に移譲されている。

⑧ 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、中心市街地など自動車交通が著しく輻輳している地区及び周辺地域において、駐車場法に基づき路上駐車場について設置計画を定め、計画的に整備していくために都市計画で定めるものである。

また、この地区内及び商業地区、近隣商業地区等においては、建築物の用途や規模に応じ、円滑な自動車交通の確保に努めるべく、市町の条例で駐車場の附置義務を定めることができる。

令和3年3月末現在、本県では、山形市のみにおいて定められている。

⑨ 臨港地区

港湾での船舶の係留、荷役作業、旅客の乗降などのための施設(港湾法第2条)及びこれらの機能を利用するため立地する工場、倉庫、事務所等の利便の向上と港湾の管理運営の円滑化を図るために必要な地域に限って定めるものである。

また、地区内を商港区、特殊物資港区、工業港区、鉄道連絡港区、漁港区、バンカー港区、保安港区、マリーナ港区、修景厚生港区に分区して指定し、港湾法に基づく条例を制定した場合には、用途地域が指定されている臨港地区であっても建築制限と関係なく独自に建築物の用途規制を行うことができる。

令和3年3月末現在、本県では2市3港において定められている。

(3) 都市施設

① 都市計画道路

都市における基本的な施設である道路は、交通機能のほかに、街区や住区を構成し、良好な生活環境を形成するため必要な空間確保、上下水道等の供給処理施設設置、更には、災害発生時の防災空間や避難路としての機能など多面的な機能を有している。

令和3年3月末現在、本県では、493路線、延長約1,278kmの計画を決定しており、そのうち、約60%の整備が完了している。

都市計画区域名	市町名	路線数 ()は実路線数	延長(m)		整備率 (B/A)
			計画決定(A)	改良済(B)	
東南村山地区	山形広域	山形市	68	232,020	160,840 69.3%
		上山市	20	55,520	39,115 70.5%
		天童市	30	80,175	68,030 84.9%
		山辺町	8	14,920	5,627 37.7%
		中山町	9	16,540	8,335 50.4%
	小計	(117)	135	399,175	281,947 70.6%
西村山地区	寒河江	寒河江市	22	58,060	35,283 60.8%
	河北	河北町	12	16,270	12,700 78.1%
	西川	西川町	1	2,800	2,800 100.0%
	朝日	朝日町	3	4,600	3,900 84.8%
	大江	大江町	9	9,220	3,830 41.5%
	小計	(47)	47	90,950	58,513 64.3%
北村山地区	村山	村山市	(8)	9	29,840 55.6%
	東根	東根市	(23)	24	66,180 65.4%
	尾花沢	尾花沢市		11	27,270 73.1%
	大石田	大石田町		7	8,140 79.5%
	小計	(49)	51	131,430	86,288 65.7%
	新庄	新庄市		22	48,930 45.8%
最上地区	金山	金山町		4	3,850 100.0%
	最上	最上町		1	2,250 100.0%
	真室川	真室川町		8	8,190 61.1%
	小計	(35)	35	63,220	33,510 53.0%
	米沢	米沢市		32	118,790 41.7%
	南陽	南陽市		27	65,750 39.2%
東南置賜地区	高畠	高畠町		16	37,130 56.9%
	川西	川西町		6	11,310 33.3%
	小計	(81)	81	232,980	100,230 43.0%
	長井	長井市		14	22,580 44.2%
	小国	小国町		9	6,740 73.3%
	白鷹	白鷹町		6	11,210 69.4%
西置賜地区	小計	(29)	29	40,530	22,711 56.0%
	鶴岡	鶴岡市		63	139,560 54.1%
	酒田	酒田市		44	106,670 68.4%
	八幡	酒田市		7	8,090 55.9%
	余目	庄内町	(8)	9	26,960 43.4%
	三川	三川町		3	13,200 39.8%
庄内地区	遊佐 ^{※4}	遊佐町	(10)	11	25,030 60.4%
	小計	(135)	137	319,510	184,985 57.9%
	合計	(493)	515	1,277,795	768,184 60.1%

② 駐車場

都市内（特に中心業務地区、商業地区）における駐車場需要に対応するため、令和3年3月末現在、県内では、自転車駐車場を含めた16箇所が都市計画駐車場として、整備されている外、山形市及び天童市では、附置義務条例の制定により合わせて117箇所の駐車場が確保されている。

また、駐車場法の規定による県内の届出駐車場は、69箇所となっている。

(i) 自動車駐車場

都市名	名称	計画面積 (m ²)	形式	計画台数	供用面積 (m ²)	当初決定 年月日	最終決定 年月日
山形市	山形市香澄駐車場	4,900	地下1層自走式	141	4,900	S47.4.6	S58.6.17
山形市	くみあい駐車場	1,100	地上4階5層自走式	185	1,100	S47.10.30	—
山形市	山形市中央駐車場	2,000	地上6階7層自走式	311	2,000	S58.6.17	—
山形市	山形市大手町駐車場	5,600	地下1層自走式	182	5,600	S60.6.11	—
山形市	山形県営駐車場	2,800	地上5階6層自走式	300	2,800	H1.9.8	H1.12.13
山形市	山形市済生館前駐車場	2,300	地上5階6層自走式	437	2,300	H3.12.25	—
山形市	山形市山形駅東口駐車場	4,200	地上4階5層自走式	500	4,200	H5.1.6	—
山形市	山形駅西口駐車場	1,500	地上8階地下1階9層自走式	350	1,500	H9.7.25	—
米沢市	米沢市営中央駐車場	1,000	地上4層自走式	147	1,400	S47.6.28	—
鶴岡市	鶴岡駅前再開発ビル駐車場	6,600	地上6階7層自走・機械併用式	768	6,600	S62.6.8	—
酒田市	中央地下駐車場	2,500	地上1層・地下1層自走式	100	2,500	S53.3.25	—
合計	11ヶ所	34,500		3,421	34,900		

(ii) 自転車駐車場

都市名	名称	計画面積 (m ²)	形式	計画台数	供用面積 (m ²)	当初決定 年月日	最終決定 年月日
山形市	山形市済生館前地下駐輪場	1,000	地下1層	290	1,000	H3.12.25	—
山形市	山形市山形駅東口駐車場	4,200	地上1階	1,300	4,200	H5.1.6	—
山形市	山形駅西口駐車場	1,500	地上1階地下1階	2,000	1,500	H9.7.25	—
米沢市	米沢市営駅前自転車駐車場	2,100	地上2階	1,230	2,100	H4.9.21	—
鶴岡市	鶴岡駅前公共自転車駐車場	400	地上2階	420	400	S58.2.28	—
計	5ヶ所	34,500		5,240	9,200		

(iii) 附置義務駐車施設

都市名	箇所数	収容台数	条例最終制定年月日
山形市	107	5,366	H9.3.31
天童市	10	2,555	H2.3.23
計	117	7,921	

(iv) 届出駐車場

都市名	箇所数	収容台数
山形市	30	7,004
上山市	1	863
天童市	3	407
寒河江市	1	70
新庄市	3	486
米沢市	10	1,313
長井市	3	207
酒田市	6	744
鶴岡市	12	3,482
計	69	14,576

③ 都市計画公園及び緑地

公園緑地は、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、また市街地の外周にあっては、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致、景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与とともに、スポーツ、レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、災害時の被害の緩衝、また、避難・救護活動の場の提供、さらには大気の浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、ヒートアイランドの緩和等、非常に多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。

令和3年3月末現在、都市計画決定している公園緑地は633箇所、面積約3,865ha、このうち開設は約1,636haで都市計画区域内1人当たりでは約18.3m²となっている。また、都市公園法に基づき開設している都市公園は860箇所、面積約1,880haで、都市計画区域内1人当たりでは約20.7m²となっている。

④ 公園施設長寿命化対策

県土整備部で所管している蔵王みはらしの丘ミュージアムパークを除く9つの都市公園は、ほとんどが昭和55年から平成12年の間に完成しており、供用開始後15年以上経っている公園施設が多いことから老朽化がいたるところで見られ、維持管理に掛かる経費が年々増大している。

このことにより、公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、公園施設長寿命化計画を平成21年度に策定した。これに橋梁を加え、また、他の施設についても再点検を行い平成25年度に公園施設長寿命化計画を改定している。

今後、公園施設の適切な修繕及び改築について、国の交付金などを活用しながら、計画的な予防保全的取組みを推進していく。

※32. 都市計画決定上、レクリエーション都市(レク都市)と都市計画区分人口
※33. 人口当面積市町村額
※34. 都市計画区分人口

(4) 市街地開発事業

① 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画に沿った土地の有効利用と道路、公園、水路等の公共施設の整備を図るため土地の区画形質の変更と公共施設の新設、変更を同時に行う事業であり、都市のスプロールを未然に防止して、健全な市街地形成を図るため最適な手法である。

本県では戦後の混乱期が一段落した昭和24年から来るべき都市への人口集中に対応するため、いち早く公共団体施行として既成市街地と新市街地の区画整理事業に取り組み、昭和36年からは建設省所管の国庫補助事業を積極的に推進して来たところである。

一方、組合施行は昭和3年に山形市で初めて施行されて以来、その歴史は古く、特に地方中心都市近郊農家の農業経営に対する意識の変化や急激な都市化現象が押し寄せ、山形、酒田の両市を初めとして最近では、地方都市でも実施されるようになり、これまで12市9町、206組合、面積約3,635haの新市街地が形成された。

また、昭和51年10月29日に発生した酒田火災の復興は、各関係機関の援助、協力によって県施行の区画整理事業として実施され、昭和56年度に完成した。

これまで県内で認可した区画整理事業は278地区、面積約5,293haに及んでいるがそのうち、公共団体施行、組合施行、個人・共同施行、都市再生機構施行を合わせて277地区、面積約5,268haが整備済であり、令和4年4月1日現在、鶴岡市において1地区、面積約25.0haが整備中である。

(i) 土地区画整理事業費補助（令和4年4月1日現在）

土地区画整理事業に対する国庫補助の基本的な仕組みは、地域内における原則として幅員12m以上の都市計画道路を直接買収により整備した場合に要する費用を限度に、保留地処分金等他の財産を差し引いた残額を対象に一定の率で補助を行うというものである。

このうち、公共団体施行は、5ha以上(既成市街地内で実施される事業又は被災市街地復興土地区画整理事業においては2ha以上)、組合施行は10ha以上(既成市街地内で実施される事業又は被災市街地復興土地区画整理事業においては2ha以上)が補助の対象となる。

本県における国庫補助事業は、昭和36年の山形市施行六十里越地区から始まり、昭和46年には組合等施行も始まって、公共団体施行32地区約981ha、組合等施行61地区約2,017.4haで行われてきている。

※ 金額の単位は千円、() 内は国費分

年 度	土地区画整理事業費			住宅市街地基盤 整備事業	交付金	合計
	公共団体	組合等	小計			
	箇所：事業費	箇所：事業費	箇所：事業費			
S62	10 (1,679.55) 3,202.5	8 (539,375) 1,046.0	18 (2,218.925) 4,248.5		7 (224.5) 449.0	(2,443.425) 4,697.5
S63	9 (1,060.15) 2,006.5	8 (531.25) 1,030.1	17 (1,591.4) 3,036.6	1 (115.5) 220.0	13 (886.4) 1,692.0	(2,593.3) 4,948.6
H1	9 (1,029.45) 1,956.0	7 (396.55) 768.0	16 (1,426.0) 2,724.0	1 (131.25) 250.0	13 (679.5) 1,298.0	(2,236.75) 4,272.0
H2	8 (526,575) 1,003.0	9 (502.25) 965.0	17 (1,028.825) 1,968.0	2 (94.5) 180.0	17 (663.55) 1,284.0	(1,786.875) 3432.0
H3	5 (375.65) 693.0	9 (716,225) 1,339.0	14 (1,091,875) 2,032.0	1 (44.0) 80.0	13 (681.65) 1,320.0	(1,817.525) 3,432.0
H4	5 (403.7) 734.0	8 (833.45) 1,597.0	13 (1,237.15) 2,331.0	4 (360.25) 664.0	12 (765.75) 1,482.0	(2,363.15) 4,477.0
H5	5 (468.5) 917.0	9 (1,483.0) 2,952.0	14 (1,951.5) 3,869.0	2 (168.0) 336.0	19 (988.85) 1,916.0	(3,108.35) 6,121.0

年 度	土地区画整理事業費						住宅市街地基盤 整備事業		交付金		合計	
	公共団体		組合等		小計							
	箇所	事業費	箇所	事業費	箇所	事業費	箇所	事業費	箇所	事業費		
H6	7	(470.0) 940.0	13	(924.0) 1,848.0	20	(1,394.0) 2,788.0	1	(50.0) 100.0	21	(1,159.35) 2,242.0	(2,603.35) 5,130.0	
H7	7	(1,200.5) 2401.0	11	(745.0) 1,490.0	18	(1,945.5) 3,891.0	4	(187.0) 374.0	22	(1,371.6) 2,667.0	(3,504.1) 6,932.0	
H8	8	(837.0) 1,674.0	11	(480.0) 960.0	19	(1,317) 2,634.0	5	(186.0) 372.0	23	(1,732.05) 3,369.0	(3,235.05) 6,375.0	
H9	7	(750.5) 1,501.0	9	(491.5) 983.0	16	(1,242.0) 2,484.0	6	(664.0) 1,328.0	19	(2,024.65) 3,929.0	(3,930.65) 7,741.0	
H10	7	(2,185.0) 4,370.0	9	(1,004.0) 2,008.0	16	(3,189.0) 6,378.0	6	(766.0) 1,532.0	19	(1,581.55) 3,041.0	(5,536.55) 10,951.0	
H11	8	(958.5) 1,917.0	8	(408.0) 816.0	16	(1,366.5) 2,733.0	5	(443.5) 887.0	15	(2,513.95) 4,852.0	(4,323.95) 8,472.0	
H12	8	(724.0) 1,448.0	9	(226.0) 452.0	17	(950.0) 1,900.0	4	(289.0) 578.0	18	(2,949.25) 5,700.0	(4,188.25) 8,178.0	
H13	8	(510.0) 1,020.0	7	(110.5) 221.0	15	(620.5) 1,241.0	4	(954.5) 1,909.0	18	(2,891.65) 5,505.0	(4,466.65) 8,655.0	
H14	7	(258.0) 516.0	6	(167.0) 334.0	13	(425.0) 850.0	3	(626.0) 1,252.0	15	(2,441.3) 4,624.0	(3,492.3) 6,726.0	
H15	5	(61.5) 123.0	7	(70.0) 140.0	12	(131.5) 263.0	3	(608.0) 1,216.0	13	(2,337.5) 4,250.0	(3,077) 5,729	
H16	4	(62.0) 124.0	7	(50.0) 100.0	11	(112.0) 224.0	1	(303.0) 606.0	14	(2,004.8) 3,645.0	(2,419.8) 4,475.0	
H17	4	(16.0) 32.0	2	(20.0) 40.0	6	(36.0) 72.0	2	(115.0) 230.0	11	(1,879.7) 3,254.0	(2,030.7) 3,556.0	
H18	1	(8.0) 16.0	4	(20.0) 40.0	5	(28.0) 56.0	2	(201.5) 403.0	10	(1,485.6) 2,701.0	(1,715.1) 3,160.0	
H19	1	(10.0) 20.0	3	(2.7) 54.0	4	(37.0) 74.0	1	(237.5) 475.0	9	(1,292.0) 2,349.0	(1,566.5) 2,898.0	
H20			2	(20.0) 40.0	2	(20.0) 40.0	1	(102.5) 205.0	5	(964.6) 1,484.0	(1,087.1) 1,789.0	
H21			1	(10.0) 20.0	1	(10.0) 20.0			5	(702.0) 1,080.0	(712) 1,100.0	
H22									3	(464.8) 715.0	(464.8) 715.0	
H23									2	(304.2) 468.0	(304.2) 468.0	
H24									2	(349.1) 537.0	(349.1) 537.0	
H25									1	(371.8) 572.0	(371.8) 572.0	
H26									1	(74.1) 114.0	(74.1) 114.0	
H27									1	(42.9) 66.0	(42.9) 66.0	
H28									2	(112.2) 180.5	(112.2) 180.5	
H29									2	(129.071) 222.5	(129.071) 222.5	
H30									1	(104.030) 202.0	(104.030) 202.0	
R1									1	(20.9) 33.9	(20.9) 33.9	
R2									1	(38.81) 75.4	(38.81) 75.4	
R3									1	(2.378) 4.2	(2.378) 4.2	
R4										(0.0) 0.0	(0.0) 0.0	

(ii) 都市別土地区画整理事業施行状況（令和4年4月1日現在）

※ 上段〔〕書き：地区数、下段：施行面積（単位：ha）

都市名	個人・共同施行			組合施行			公共団体施行			都市再生機構施行			合計			用途地域 に占める 割合	
	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計		
山形市	(2) 12.7	(2) 12.7	(66) 1,592.5	(6) 272.3	(15) 272.3	(15) 272.3	(1) 137.6	(1) 137.6	(1) 137.6	(84) 2,015.1	(0) 0.0	(84) 2,015.1	(0) 0.0	(0) 0.0	(84) 2,015.1	49.2%	
上山市	(0) 0.0	(4) 47.7	(4) 47.7	(1) 32.7	(1) 32.7	(1) 32.7	(1) 33.5	(1) 33.5	(1) 33.5	(6) 113.9	(0) 0.0	(6) 113.9	(0) 0.0	(0) 0.0	(6) 113.9	15.8%	
天童市	(0) 0.0	(13) 447.1	(13) 447.1	(7) 247.2	(7) 247.2	(7) 247.2	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(20) 694.3	(0) 0.0	(20) 694.3	(0) 0.0	(0) 0.0	(20) 694.3	65.3%	
山辺町	(0) 0.0	(3) 28.9	(3) 28.9	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(3) 28.9	(0) 0.0	(3) 28.9	(0) 0.0	(0) 0.0	(3) 28.9	13.3%	
中山町	(0) 0.0	(2) 23.6	(2) 23.6	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(2) 23.6	(0) 0.0	(2) 23.6	(0) 0.0	(0) 0.0	(2) 23.6	12.0%	
寒河江市	(1) 1.2	(8) 130.1	(8) 130.1	(4) 77.8	(4) 77.8	(4) 77.8	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(13) 209.1	(0) 0.0	(13) 209.1	(0) 0.0	(0) 0.0	(13) 209.1	23.2%	
河北町	(0) 0.0	(6) 111.2	(6) 111.2	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(6) 111.2	(0) 0.0	(6) 111.2	(0) 0.0	(0) 0.0	(6) 111.2	32.3%	
西川町	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%	
朝日町	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%	
大江町	(0) 0.0	(1) 9.5	(1) 9.5	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(1) 9.5	(0) 0.0	(1) 9.5	(0) 0.0	(0) 0.0	(1) 9.5	3.4%	
村山市	(0) 0.0	(2) 21.1	(2) 21.1	(1) 16.1	(1) 16.1	(1) 16.1	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(3) 37.2	(0) 0.0	(3) 37.2	(0) 0.0	(0) 0.0	(3) 37.2	8.7%	
東根市	(0) 0.0	(2) 37.5	(2) 37.5	(5) 167.4	(5) 167.4	(5) 167.4	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(7) 204.9	(0) 0.0	(7) 204.9	(0) 0.0	(0) 0.0	(7) 204.9	20.0%	
尾花沢市	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(2) 39.1	(2) 39.1	(2) 39.1	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(2) 39.1	(0) 0.0	(2) 39.1	(0) 0.0	(0) 0.0	(2) 39.1	12.9%	
大石田町	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(3) 38.9	(3) 38.9	(3) 38.9	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(3) 38.9	(0) 0.0	(3) 38.9	(0) 0.0	(0) 0.0	(3) 38.9	18.3%	
新庄市	(0) 0.0	(6) 51.6	(6) 51.6	(1) 51.0	(1) 51.0	(1) 51.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(7) 102.6	(0) 0.0	(7) 102.6	(0) 0.0	(0) 0.0	(7) 102.6	14.7%	
金山町	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%	
最上町	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%	
真室川町	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%	
米沢市	(5) 31.7	(5) 31.7	(5) 74.2	(2) 74.2	(2) 86.3	(2) 86.3	(2) 86.3	(2) 86.3	(2) 86.3	(12) 192.2	(0) 0.0	(12) 192.2	(0) 0.0	(0) 0.0	(12) 192.2	8.2%	
南陽市	(0) 0.0	(1) 5.0	(1) 5.0	(1) 30.7	(1) 30.7	(1) 30.7	(1) 30.7	(1) 30.7	(1) 30.7	(2) 35.7	(0) 0.0	(2) 35.7	(0) 0.0	(0) 0.0	(2) 35.7	4.3%	
高畠町	(0) 0.0	(1) 10.4	(1) 10.4	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(1) 10.4	(0) 0.0	(1) 10.4	(0) 0.0	(0) 0.0	(1) 10.4	2.5%	
川西町	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%	
長井市	(0) 0.0	(2) 4.0	(2) 4.0	(2) 100.2	(2) 100.2	(2) 100.2	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(4) 104.2	(0) 0.0	(4) 104.2	(0) 0.0	(0) 0.0	(4) 104.2	18.5%	
小国町	(0) 0.0	(2) 15.4	(2) 15.4	(2) 20.6	(2) 20.6	(2) 20.6	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(4) 36.0	(0) 0.0	(4) 36.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(4) 36.0	15.6%	
白鷗町	(0) 0.0	(2) 25.3	(2) 25.3	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(2) 25.3	(0) 0.0	(2) 25.3	(0) 0.0	(0) 0.0	(2) 25.3	10.4%	
鶴岡市	(1) 1.3	(20) 189.2	(1) 25.0	(21) 214.2	(6) 88.7	(6) 88.7	(6) 88.7	(6) 88.7	(6) 88.7	(27) 279.2	(1) 25.0	(27) 279.2	(1) 25.0	(1) 25.0	(28) 304.2	13.1%	
酒田市	(5) 8.3	(57) 848.9	(3) 64.1	(57) 64.1	(3) 64.1	(3) 64.1	(3) 64.1	(3) 64.1	(3) 64.1	(65) 921.3	(0) 0.0	(65) 921.3	(0) 0.0	(0) 0.0	(65) 921.3	32.3%	
庄内町	(0) 0.0	(3) 10.8	(3) 10.8	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(3) 10.8	(0) 0.0	(3) 10.8	(0) 0.0	(0) 0.0	(3) 10.8	4.1%	
三川町	(0) 0.0	(1) 24.1	(1) 24.1	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(1) 24.1	(0) 0.0	(1) 24.1	(0) 0.0	(0) 0.0	(1) 24.1		
遊佐町	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	(0) 0.0	0.0%	
合計	(14) 55.2	(0) 0.0	(14) 55.2	(207) 3708.1	(1) 25.0	(208) 3,733.1	(55) 1,333.1	(0) 0.0	(55) 1,333.1	(1) 171.1	(0) 0.0	(1) 171.1	(277) 5,267.5	(1) 25.0	(278) 5,292.5	(1) 25.0	24.5%

(iii) 土地区画整理事業の年度別事業認可状況（令和4年4月1日現在）

年度	施行者別事業認可数及び面積（単位：ha）					合計
	公共団体 件数：面積	組合 件数：面積	共同・個人 件数：面積	公団 件数：面積	件数：面積	
S38まで	22 : 398.7	23 : 246.4	3 : 14.7			48 : 659.8
S39	3 : 102.1	6 : 68.8				9 : 170.9
S40	1 : 52.9	6 : 28.0	1 : 4.0			8 : 84.9
S41		9 : 91.3				9 : 91.3
S42	1 : 36.3	7 : 132.5				8 : 168.8
S43	1 : 65.3	7 : 60.8	1 : 0.3			9 : 126.4
S44		10 : 239.6				10 : 239.6
S45		8 : 81.6				8 : 81.6
S46	1 : 22.0	15 : 238.5				16 : 260.5
S47		9 : 228.1	1 : 0.4			10 : 228.5
S48	2 : 66.3	17 : 344.3				19 : 410.6
S49	1 : 16.6	5 : 104.9				6 : 121.5
S50	1 : 32.4	4 : 27.2				5 : 59.6
S51	2 : 56.3	1 : 19.7				3 : 76.0
S52	1 : 53.9	1 : 4.4	1 : 8.1			3 : 66.4
S53		9 : 322.5				9 : 322.5
S54		3 : 40.1				3 : 40.1
S55		6 : 83.7	1 : 15.9			7 : 99.6
S56	2 : 120.0	2 : 18.7				4 : 138.7
S57	2 : 34.2					2 : 34.2
S58	1 : 15.9	5 : 31.4				6 : 47.3
S59		2 : 17.3	2 : 6.3			4 : 23.6
S60	2 : 35.7	2 : 17.7	1 : 1.2			5 : 54.6
S61		4 : 93.6				4 : 93.6
S62	1 : 15.1	2 : 5.5				3 : 20.6
S63		4 : 96.0				4 : 96.0
H1		3 : 38.9	1 : 1.5			4 : 40.4
H2		5 : 173.3				5 : 173.3
H3	1 : 16.4	3 : 33.9				4 : 50.3
H4		2 : 7.5				2 : 7.5
H5	3 : 89.2	6 : 178.8				9 : 268.0
H6	1 : 6.3	5 : 176.4				6 : 182.7
H7	2 : 39.8	3 : 59.8				5 : 99.6
H8	1 : 32.7	3 : 57.0				4 : 89.7
H9	※1 : 1.5					1.5
H10	2 : 22.7	2 : 137.6				4 : 160.3
H11		※2 : 0.6 1 : 24.2				0.6 1 : 24.2
H12						0 : 0.0
H13	1 : 0.8	3 : 53.8		1 : 171.1		5 : 225.7
H14						0 : 0.0
H15		1 : 16.7				1 : 16.7
H16		1 : 31.7	1 : 1.2			2 : 32.9
H17						0 : 0.0
H18		1 : 2.0				1 : 2.0
H19		※3 : 0.1 1 : 73.2				0.1 1 : 73.2
H20～H22						0 : 0.0
H23.			1 : 1.6			1 : 1.6
H24～H26						0 : 0.0
H27		1 : 25.0				1 : 25.0
H27まで計	55 : 1,333.1	208 : 3,733.1	14 : 55.2	1 : 171.1	278	5,292.5
H28～					0	0.0

※1 : 寒河江駅前地区（寒河江市）変更認可

※2 : 北目地区（天童市）変更認可

※3 : 四ツ興野地区（庄内町）変更認可

② 市街地再開発事業

都市の機能と環境を整備していく手段としては、街路事業、公園事業、土地区画整理事業などを実施するが、家屋の密集した既成市街地を整備改善していく場合、これら平面的な手法では事業の実施が困難であり、また土地の合理的高度利用の面で不適切な場合が多くなっていることから、建築物と道路、公園その他の都市施設を一体的に整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る立体的手法が必要になる。

これが、市街地再開発事業といわれる手法であり、都市防災、市街地環境整備改善、商店街振興等の地区の機能向上等を目的とするものである。

令和4年4月1日現在

都市名	名称	施行面積ha	建築敷地面積m ²	建築物		主要用途	建蔽率%	容積率%	当初・最終計画決定年月日	事業完了年月日
				建築面積m ²	のべ面積m ²					
山形広域 山形市	七日町第1ブロック	0.31	2,476	2,186	16,813	店舗・公民館	88	679	—	S62.3.5
山形広域 山形市	七日町第1ブロック南地区	0.15	1,060	827	2,481	店舗	78	234	—	H1.1.25
山形広域 山形市	七日町第4ブロック北地区	0.3	1,559	北棟682 南棟472	2,409 1,447	店舗・事務所 店舗・事務所	68 86	239 262	—	H16.2.13
山形広域 山形市	七日町第5ブロック南地区	0.4	3,000	1,600	15,100	店舗・事務所 駐車場	50	430	H28.12.27	R3.9.30
山形広域 上山市	二日町地区	0.8	4,590	4,100	18,400	店舗・事務所 駐車場	89	321	S54.10.15 H5.1.27	H8.3.8
山形広域 天童市	天童駅東口地区	0.76	5,599	5,022	16,668	パーキング 店舗・公共施設	89	297	—	H4.9.4
鶴岡市	鶴岡駅前地区	1.8	3,180 3,560	2,500 2,500	9,700 14,500	店舗・ホテル等 店舗・駐車場	78 70	305 325	S58.2.28	S62.12.5
鶴岡市	鶴岡駅前A街区	0.55	4,606	3,278	16,661	店舗	71	362	—	S60.4.1
鶴岡市	鶴岡駅前B街区	0.57	4,287	2,274	13,375	店舗・駐車場	53	312	—	S60.4.1
酒田市	酒田駅前地区	1.4	8,900	6,200	23,200	公共施設・ホテル 店舗・駐車場 集合住宅	70	260	S48.12.21 S56.4.1 H29.3.27	S57.7.20 — —
酒田市	中町地区	1.5	10,402	8,803	38,178	店舗・住宅 駐車場	85	367	—	S54.3.20
酒田市	中町二丁目地区	0.43	2,900	2,200	6,600	事務所・銀行 店舗・駐車場	80	230	H29.3.27	R4.3.31
酒田市	中町三丁目地区	1.2	4,300 5,300	2,800 3,800	12,600 16,700	店舗・診療所等 店舗・病院等	70 70	240 310	H14.8.1 H16.10	H18.2.15 H16.10

③ 促進区域

本制度は地域地区の1つであり、市街地再開発促進区域は高度利用地区の中で再開発事業の機運は盛り上がっているが実施までには至らない地区について、行政側からの積極的な指導、助言を行い、再開発を誘導するものである。これが決定されると建造物の建築は知事の許可が必要となり、促進区域の都市計画に適合しないものは許可されないととなる。

令和4年4月1日現在

都市名	地区名	面積 (ha)	事業化 の有無	当初決定 年月日	最終決定 年月日	事業完了 年月日
山形広域（山形市）	七日町第1 ブロック	0.3	有	S59.12.13	—	S62.3.5
山形広域（山形市）	七日町第1 ブロック南	0.2	有	S59.12.13	—	H1.1.25
山形広域（山形市）	七日町第4 ブロック北	0.3	有	H14.12.13	—	H16.2.13
山形広域（天童市）	天童駅東口	0.7	有	H1.9.8	—	H4.9.4
鶴岡市	鶴岡駅前B街区	0.6	有	S58.2.28	—	S60.4.1
酒田市	中町	2.1	有	S52.6.1	S53.3.25	S54.3.20

（5）地区計画等

地区計画及び沿道整備計画は、昭和55年に新設された制度である。地区計画では、それまでの都市計画による統一的・標準的な規制に加えて、各地区の特性に応じたきめの細かい計画づくりと、良好な都市環境の整備や保全を行うものであり、その内容として、当該区域の整備・開発・保全に関する方針と、道路・公園等の地区施設及び建築物等の整備並びに土地利用に関する計画(地区整備計画)を定めることができる。

県内における地区計画制度の導入は、昭和59年の酒田市大多新田地区に始まり、令和3年3月末現在、8市6町の79地区で策定され、市街地整備が図られている。

番号	市町名	地区名	都市計画 決定年月日 (当初／変更)	地区面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	建築条例 (当初／変更)
1	山形市	土樋地区	H3.9.24 H8.8.5	62.0	62.0	H3.12.24 H8.9.25 H30.3.23
2	山形市	白山地区	H5.11.9 H8.8.5	18.1	18.1	H5.12.22 H8.9.25 H30.3.23
3	山形市	馬上台地区	H6.10.12 H8.8.5	14.0	14.0	H6.12.26 H8.9.25 H30.3.23
4	山形市	南館地区	H7.6.28 H8.8.5	22.8	22.8	H7.9.25 H8.9.25 H30.3.23
5	山形市	吉原地区	H9.7.25	79.4	79.4	H9.9.22 H30.3.23
6	山形市	山形駅西地区	H9.7.25	29.9	29.9	H9.9.22 H30.3.23
7	山形市	成沢地区	H10.2.6	40.0	40.0	H10.3.26 H30.3.23
8	山形市	芸工大前地区	H11.6.21	40.3	40.3	H11.9.22 H30.3.23
9	山形市	高原地区	H11.6.21	9.8	9.8	H11.9.22 H30.3.23

番号	市町名	地区名	都市計画 決定年月日 (当初／変更)	地区面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	建築条例 (当初／変更)
10	山形市	十日町地区	H12.8.14 H15.12.25	10.1	10.1	H12.9.22 H16.3.19 H30.3.23
11	山形市	鳴地区	H14.1.23 H19.10.17	96.7	96.7	H14.3.25 H30.3.23
12	山形市	坂巻地区	H14.1.23	5.9	5.9	H14.3.25 H30.3.23
13	山形市	村木沢地区	H14.7.31	2.2	2.2	H14.9.30 H30.3.23
14	山形市	下反田地区	H15.1.15	0.5	0.5	H15.3.24 H30.3.23
15	山形市	蔵王みはらしの丘地区	H14.12.13 H22.3.23 H24.2.1 H25.3.27 H31.3.29	147.0	147.0	H15.3.24 H22.3.23 H30.3.23
16	山形市	七日町 721 ブロック地区	H15.7.29	0.8	0.8	H15.9.25 H30.3.23
17	山形市	船町〆張地区	H15.8.5	2.1	2.1	H15.9.25 H30.3.23
18	山形市	東中野地区	H16.1.15	0.4	0.4	H16.3.19 H30.3.23
19	山形市	県立中央病院東地区	H16.10.14	2.6	2.6	H16.12.22 H30.3.23
20	山形市	椹沢産業団地地区	H26.3.28 H31.3.29	12.4	12.4	H26.6.30 H30.3.23
21	上山市	金生地区	H10.3.27	32.7	32.7	H10.6.30
22	上山市	蔵王みはらしの丘地区	H14.12.13 H22.3.23 H24.2.1 H25.3.27 H26.2.17	37.6	37.6	H15.3.26 H22.3.23 H24.2.1
23	上山市	金瓶地区	H20.1.9	11.5	11.5	H20.3.14
24	上山市	金瓶第2地区	H24.2.1	4.9	4.9	H24.3.22
25	天童市	天童駅西地区	S63.9.9 H8.7.23 H17.2.25	45.0	45.0	H1.3.23 H9.6.27
26	天童市	天童北部地区	H3.6.11 H8.7.23 H17.2.25	44.1	44.1	H3.9.11 H9.6.27
27	天童市	南小畠地区	H8.5.22 H17.2.25	32.4	32.4	H8.9.25 H9.6.27
28	天童市	天童南部地区	H8.5.22 H17.2.25	45.6	45.6	H8.9.25 H9.6.27
29	天童市	北目地区	H9.3.25 H17.2.25	24.2	24.2	H9.6.27 H17.3.24
30	天童市	老野森地区	H12.10.18	6.0	6.0	H12.12.28
31	天童市	天童温泉南地区	H14.1.15 H17.2.25	15.5	15.5	H14.3.29 H17.3.24
32	天童市	天童くのもと地区	H16.5.6 H17.2.25 R1.7.29	2.2	2.2	H16.7.15 H17.3.24
33	天童市	天童ひがしはら地区	H17.2.18	1.0	1.0	H17.3.24
34	天童市	乱川山神地区	H17.12.19	0.9	0.9	H18.3.27
35	天童市	成生金谷地区	H17.12.19	0.5	0.5	H18.3.27
36	天童市	貫津石橋地区	H19.2.19	0.7	0.7	H19.3.28
37	天童市	東長岡工業地区	H20.12.8	5.0	5.0	H21.3.27
38	天童市	荒谷小才勝地区	H20.12.8	0.7	0.7	H21.3.27

番号	市町名	地区名	都市計画 決定年月日 (当初／変更)	地区面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	建築条例 (当初／変更)
39	天童市	山口原ノ前地区	H21.4.7 H27.2.10	2.2	2.2	H22.3.31
40	天童市	荒谷西工業地区	H21.11.13	18.5	18.5	H22.3.31
41	天童市	芳賀地区	H23.7.15	73.2	73.2	H23.9.20
42	天童市	乱川東原地区	H24.1.31	1.7	1.7	H24.3.30
43	天童市	天童インター・チェンジ 周辺工業地区	H25.1.30 H26.11.21	14.4	14.4	H25.3.21
44	天童市	一日町四丁目地区	H30.3.30	2.4	2.4	H30.8.31
45	天童市	山口西工業地区	H30.11.29	22.7	22.7	
46	中山町	中川原東地区	H12.2.10	16.0	16.0	
47	山辺町	嶋ノ前地区	H14.8.8 H18.12.22	25.8	22.4	
48	山辺町	近江南地区	H14.8.8 H18.12.22	5.3	5.3	
49	寒河江市	寒河江駅前地区	H12.11.17	7.0	7.0	H12.12.11
50	寒河江市	東部地区	H15.10.10 H18.8.11	46.7	16.7	H18.9.29
51	寒河江市	寒河江みずき団地地区	H17.3.1	8.1	8.1	H17.3.18
52	寒河江市	美原町地区	H30.4.11	16.5	16.5	
53	河北町	ひな市通り東地区	H14.8.15 H20.3.24	25.3	25.3	
54	村山市	駅西地区	H12.4.12	16.1	16.1	H12.4.21
55	東根市	一本木地区	H7.9.29	55.0	55.0	H7.12.21
56	東根市	一本木南地区	H11.4.9	5.5	5.5	H11.6.17
57	東根市	神町北部地区	H18.6.15	31.7	31.7	H18.9.22
58	大石田町	大石田駅前地区	H13.7.13	6.6	6.6	
59	白鷹町	鮎貝地区	H15.2.20 H23.10.14	23.2	23.2	H14.12.10
60	鶴岡市	伊勢横内地区	H2.11.28	25.1	25.1	H2.12.26
61	鶴岡市	茅原地区	H5.11.30	6.1	6.1	H5.12.24
62	鶴岡市	南部地区	H7.12.1	40.1	40.1	H7.12.25
63	鶴岡市	大山向町地区	H7.12.1	6.3	6.3	H7.12.25
64	鶴岡市	西部地区	H10.7.16 H13.8.24	34.4	34.4	H10.9.25
65	鶴岡市	遠賀原地区	H14.11.19	9.1	9.1	H14.12.26
66	鶴岡市	北部地区	H17.4.7 H20.7.1	7.2	7.2	H17.6.20
67	鶴岡市	小真木原地区	H17.11.14 H28.10.27	4.4	4.4	H18.3.27
68	鶴岡市	茅原北地区	H30.4.16	35.3	35.3	H30.7.2
69	酒田市	大多新田地区	S59.12.25 S60.9.25 H7.11.1 H9.3.26	39.0	39.0	
70	酒田市	大町地区	H7.11.1	8.1	8.1	
71	酒田市	大宮地区	H7.11.1	18.9	18.9	
72	酒田市	亀ヶ崎南部地区	H7.11.1	12.9	12.9	
73	酒田市	古荒新田地区	H7.11.1	30.5	30.5	
74	酒田市	酒井新田地区	H7.11.1 H13.10.29	50.9	50.9	
75	遊佐町	上藤崎地区	H30.9.18	16.4	16.4	H30.9.14
76	遊佐町	青塚地区	H30.9.18	8.3	8.3	H30.9.14
77	遊佐町	白木地区	H30.9.18	6.6	6.6	H30.9.14
78	遊佐町	服部興野地区	H30.9.18	5.5	5.5	H30.9.14
79	遊佐町	茂り松地区	H30.9.18	1.5	1.5	H30.9.14
合計				1,698.0	1,664.6	

3 開発許可制度

(1) 開発許可

都市における工業用地や住宅用地等の乱開発を防止し、健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市生活を確保するため、都市計画区域内での一定規模以上の開発行為に対して規制を加えており、このような行為をする場合、中核市である山形市内の案件を除き県（一部市に権限移譲）の許可が必要である。

（都市計画法第29条第1項、第2項、第34条の2）

令和3年度許可件数※

事項	開発面積1ha未満		開発面積1ha以上		合計		
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	
法第29条 第1項	市街化区域	3	0.86	1	1.15	4	2.01
	市街化調整区域	3	0.37	0	0	3	0.37
	その他の都計区域	23	13.65	5	10.20	28	23.85
	計	29	14.88	6	11.35	35	26.23
	不許可	0	0	0	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0	0	0
法第29条 第2項	許可			1	1.99	1	1.99
	不許可			0	0	0	0
	取下げ			0	0	0	0
	合計	29	14.88	7	13.34	36	28.22

※ 山形市及び権限移譲市（米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市）分を除く

(2) 開発審査会

都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」における開発行為については、スプロール化を防ぐ観点から、特に厳しい制限が加えられており、この中でも例外的に許可をする場合、開発審査会の議を経ることが必要とされている。

（都市計画法第34条第14号、同法施行令第36条第1項第3号ホ）

令和3年度開発審査会付議件数

事項	付議案件	同意	不同意
① 開発行為に係るもの 法第34条第14号に基づくもの	0	0	0
② 建築行為に係るもの 令第36条第1項第3号ホに基づくもの	1	1	0

4 都市計画を進めるその他の制度等

(1) 都市計画税

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業及び土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。都市計画区域の全部及び一部の区域について、当該市町村の条例で定める区域内に所在する土地及び家屋に対して、税率0.3/100を限度として課税することができる。

令和3年3月末現在、本県では、13市9町にて都市計画税が徴収されている。

(2) 都市計画施設等の区域内における建築許可制度

都市計画法第53条に基づき、都市施設の区域は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならないことになっている。

なお、当該許可の権限は、山形県事務処理の特例に関する条例の規定により、各市町村長へ移譲されている。

(3) 都市計画調査等

① 都市計画基礎調査

都市計画法第6条第1項により、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、その他の事項に関する現況及び将来の見通しについて調査を行うものであり、都市計画決定及びその実施などのほか、諸施策の基礎資料として活用される。

② 緑のマスタートップラン・緑の基本計画

緑の基本計画とは、平成6年の都市緑化保全法の改正により創設されたもので、それまでの都市緑化推進計画で主として対象としている公共公益施設の緑化と共に、民有地の緑化推進等、都市計画制度によらない緑化に関する事項についても併せて定め、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じることを目的とする。

本県では、市町村が緑の基本計画を定める際に必要となる、広域的な観点からの緑地等に関する計画として、県が平成9年度に山形県広域緑地計画を策定した後、平成10年度に山形市、平成11年度に鶴岡市が緑の基本計画を策定した。

③ 総合都市交通体系調査

土地利用計画とも整合をとり、都市圏の将来の総合的な交通計画を策定するもので、都市圏の将来像や計画目標、将来都市圏構造、道路の施設整備などのあり方をまとめたマスタートップラン等を策定するものである。

本県では、全国街路交通情勢調査の結果をもとに山形、米沢、庄内、新庄の各地区で実施してきている。

(4) 都市災害復旧事業

都市計画区域内における都市施設が災害を受けた場合、又は、市街地（都市計画区域外を含む。）が堆積土砂による災害を受けた場合は、都市災害復旧事業を施行することができる。

第9章 下水道

1 下水道の位置づけ

下水道は、私達県民の快適な生活環境の確保や、最上川をはじめとする河川等の水環境の保全に欠かすことのできない施設である。

また、重要なライフラインのひとつである下水道には、持続的にサービスを提供することが求められている。このため、山形県では、老朽施設の長寿命化対策や耐震対策、災害時等の業務継続計画の策定を進めているほか、安全安心な生活環境を整備するため、令和7年度を目途とした未普及地区の汚水処理の概成・早期解消に重点的に取り組んでいるところである。

さらに、下水道の特性を活かし、汚水処理の過程で生じる下水汚泥を原料としたコンポストなどの肥料や燃料へのリサイクル、汚泥処理過程で発生する消化ガスによる発電、緩衝緑地等を利用した太陽光発電など再生可能エネルギーの導入供給が進められている。



最上川流域下水道山形浄化センター全景

2 下水道の整備の現況

(1) 公共下水道

県内35市町村のうち、32市町村において事業に着手し、平成15年3月31日からは下水道事業を実施している全ての市町村で供用開始している。

公共下水道実施状況(令和3年度末現在)

●供用開始 ○事業着手

地域名	市町村	処理区	事業種別	処理場名	事業着手	供用開始	備考
山形市	●浄化センター	公共	山形市浄化センター	S36	S40.11		
	●【流域】山形	公共	山形浄化センター	S62	H 4. 2		
	●【 リ 】 リ	特環	リ	H 2	リ		
天童市	●【流域】山形	公共	山形浄化センター	S61	H 4. 2		
	●【 リ 】 リ	特環	リ	H 4	H 5. 3		
	●【流域】村山	公共	村山浄化センター	H21	H24. 3		
山辺町	●【流域】山形	公共	山形浄化センター	H 1	H 4. 3		
中山町	●【 リ 】 リ	公共	リ	H 1	H 4. 3		
上山市	●上山	公共	上山市浄水センター	S49	S56.11		
	●【流域】山形	公共	山形浄化センター	H13	H21. 4		
寒河江市	●寒河江	公共	寒河江市浄化センター	S52	S58.10		
	● リ	特環	リ	H 9	H13. 5		
西川町	●西川	公共	西川浄化センター	H 6	H13. 3		
大江町	●大江	公共	大江町浄化センター	H 6	H13. 3		
朝日町	—						
河北町	●【流域】村山	公共	村山浄化センター	S55	S63. 9		
東根市	●【 リ 】 リ	公共	リ	S51	S62. 7		
村山市	●【 リ 】 リ	公共	リ	S52	S62.10		
	●【 リ 】 リ	特環	リ	H 7	H13. 3		
尾花沢市	●【 リ 】 リ	公共	リ	H 7	H14.11		
	●銀山	特環	銀山温泉浄化センター	H 9	H15.12		
大石田町	●【流域】村山	公共	村山浄化センター	H 7	H14. 3		
	●【 リ 】 リ	特環	リ	H 9	H14. 3		
	—						
新庄市	●新庄	公共	新庄市浄化センター	S56	H 1.10		
舟形町	●舟形	特環	舟形浄化センター	H 8	H15. 3	県代行	
最上町	●向町	公共	向町浄化センター	H 6	H13. 3		
金山町	●金山	公共	金山浄化センター	H 7	H14. 3		
真室川町	●真室川	公共	真室川浄化センター	H 9	H14.10		
鮭川村	—						
戸沢村	●古口	特環	古口浄化センター	H 7	H13. 3	県代行	
大蔵村	●肘折	特環	肘折下水処理場	S52	S59. 4		
	●清水	特環	清水浄化センター	H 9	H16. 3	県代行	
米沢市	●米沢	公共	米沢浄水管理センター	S49	S61. 3		
南陽市	●【流域】置賜	公共	置賜浄化センター	S55	S62.10		
高畠町	●【 リ 】 リ	公共	リ	S48	S62.10		
	●【 リ 】 リ	特環	リ	H 3	H 5. 6		
川西町	●【 リ 】 リ	公共	リ	S57	H 1.10		
	●【 リ 】 リ	特環	リ	H 7	H 8. 3		
長井市	●長井	公共	長井市公共下水道管理センター	S51	S63. 4		
	● リ	特環	リ	H17	H19. 3		
白鷹町	●白鷹	公共	白鷹浄化管理センター	S51	S62. 3		
	● リ	特環	リ	H 5	H 7. 3		
飯豊町	—						
小国町	●小国	公共	小国浄化センター	H 4	H11. 4		

庄内	鶴岡市	●鶴岡	公共	鶴岡浄化センター	S47	S55. 5	
		●湯野浜	公共	湯野浜浄化センター	H 1	H 4.10	
	●小堅	特環	小堅浄化センター	H25	R 2. 4		
	(旧)藤島町	●【流域】庄内	公共	庄内浄化センター	H 5	H11. 3	
		●【 リ 】 リ	特環	リ	H13	H14. 3	
	(旧)羽黒町	●羽黒	特環	羽黒浄化センター	S53	S60. 6	
	(旧)櫛引町	●櫛引	公共	櫛引浄化センター	H 3	H 7.11	
	(旧)朝日村	●朝日	特環	あさひ浄化センター	H 6	H12. 7	県代行
	(旧)温海町	●温海	公共	温海浄化センター	S58	H 1. 4	
		●鼠ヶ関	公共	鼠ヶ関浄化センター	H 6	H11. 4	
	酒田市	●酒田	公共	酒田市クリーンセンター	S45	S54.10	
		●【流域】庄内	公共	庄内浄化センター	H11	H13. 3	
		●西谷地（遊佐）	特環	遊佐浄化センター	H20	H22. 3	
	(旧)八幡町	●八幡	公共	八幡浄化センター	H 2	H 6.10	
		● リ	特環	リ	H13	H15. 2	
	(旧)松山町	●松山	特環	松山浄化センター	H 6	H12. 7	県代行
	庄内町	●【流域】庄内	特環	庄内浄化センター	H 5	H11. 3	
	(旧)立川町						
	(旧)余目町	●【 リ 】 リ	公共	リ	H 5	H11. 3	
		●【 リ 】 リ	特環	リ	H17	H19. 1	
	三川町	●【 リ 】 リ	特環	リ	H 5	H11. 3	
	遊佐町	●遊佐	公共	遊佐浄化センター	H 2	H 7.10	
		● リ	特環	リ	H12	H13. 3	

公共下水道事業位置図

	供用開始
	事業計画なし



(2) 流域下水道

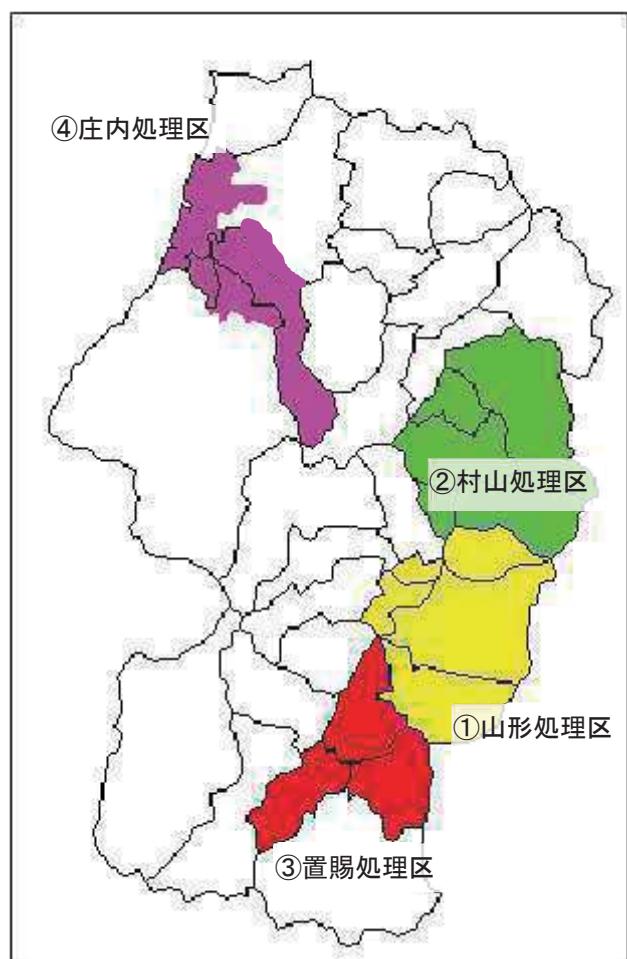
本県の流域下水道は上位計画である「最上川流域別下水道整備総合計画」に基づき最上川流域下水道として、昭和54年度に村山処理区の事業に着手したのを皮切りに、55年度には置賜処理区、58年度には山形処理区の事業に着手した。供用開始はそれぞれ昭和62年7月、昭和62年10月、平成4年2月である。

また、最上川下流域下水道として、平成4年度に庄内処理区の事業に着手し平成11年3月に供用を開始した。

流域全体の計画処理人口は約42万人で単独を含めた下水道処理人口全体の約50%を占める。

今年度は、各処理区において老朽化した設備の改築更新を行うとともに、施設の耐震化を進める。

流域下水道事業位置図



流域下水道の処理区分別事業計画(全体計画)概要

令和3年度末現在

事業名	最上川流域下水道			最上川下流域下水道
処理区名	①山形処理区	②村山処理区	③置賜処理区	④庄内処理区
関連市町村名	山形市 上山市 天童市 山辺町 中山町	村山市 天童市 東根市 尾花沢市 河北町 大石田町	南陽市 高畠町 川西町	鶴岡市(旧藤島町) 酒田市(旧酒田市、 旧松山町)、三川町 庄内町
事業着手年度	S58	S54	S55	H4
供用開始年月	H4.2	S62.7	S62.10	H11.3
処理区域面積(ha)	8,056	4,422	2,429	2,299
計画処理人口(人)	254,800	85,413	39,110	40,070
計画処理水量(m³/日)	116,629	42,644	19,084	16,472
流域幹線管渠延長(km)	53.4	39.6	20.1	47.6
中継ポンプ場(箇所)	1	10	1	2
净化センター 処理方式 現有処理能力 水量(m³/日) 池数(現有/全体)	(山形净化センター) 標準活性汚泥法 91,100 10/12	(村山净化センター) 標準活性汚泥法 28,400 6/10	(置賜净化センター) 標準活性汚泥法 20,400 4/4	(庄内净化センター) 標準活性汚泥法 15,300 3/4

(3) 市町村別整備現況

本県の下水道は、県内各地で整備がすすめられ、令和2年度末の処理人口普及率は前年度に比べ0.5ポイント増加し、78.1%となった。

普及率は全国中17位に位置しているが、今後より一層の整備促進が必要である。

市町村別下水道普及率

令和2年度末現在

番号	市町村名	事業名	着手年度	供用年度	行政人口 (住基台帳) ① (人)	処理区域 内人口 ② (人)	水洗化 人口 ③ (人)	普及率 ②/① (%)	水洗化率 ③/② (%)	R1年度末 普及率 (参考) (%)
1	山形市	(公・特)	S36	S40.11	242,647	237,428	223,045	97.8	93.9	97.8
2	米沢市	(公・)	S49	S61. 3	78,446	51,093	45,099	65.1	88.3	65.0
3	鶴岡市	(公・特)	S47	S55. 5	123,147	97,646	90,481	79.3	92.7	78.2
4	酒田市	(公・特)	S45	S54.10	99,537	79,297	71,293	79.7	89.9	79.4
5	新庄市	(公・)	S56	H 1.10	34,524	19,045	15,516	55.2	81.5	54.6
6	寒河江市	(公・特)	S52	S58.10	40,576	31,526	28,547	77.7	90.6	77.2
7	上山市	(公・)	S49	S56.11	29,417	22,098	20,418	75.1	92.4	74.5
8	村山市	(公・特)	S52	S62.10	23,016	18,624	16,416	80.9	88.1	80.5
9	長井市	(公・特)	S51	S63. 4	25,930	15,239	13,554	58.8	88.9	58.5
10	天童市	(公・特)	S45	S49. 4	61,735	61,050	57,038	98.9	93.4	98.9
11	東根市	(公・)	S51	S62. 7	47,657	43,560	40,729	91.4	93.5	91.0
12	尾花沢市	(公・特)	H 7	H14.11	15,229	5,329	4,695	35.0	88.1	33.8
13	南陽市	(公・)	S55	S62.10	30,565	20,603	17,773	67.4	86.3	65.9
14	山辺町	(公・)	H 1	H 4. 3	13,929	13,279	11,651	95.3	87.7	95.3
15	中山町	(公・)	H 1	H 4. 3	11,003	9,602	8,609	87.3	89.7	87.0
16	河北町	(公・)	S55	S63. 9	17,871	15,614	12,867	87.4	82.4	86.9
17	西川町	(公・)	H 6	H13. 3	5,001	2,688	2,263	53.7	84.2	53.5
18	朝日町	(未着手)	—	—	6,476	0	0	0.0	0.0	0.0
19	大江町	(公・)	H 6	H13. 3	7,792	4,031	3,279	51.7	81.3	52.3
20	大石田町	(公・特)	H 7	H14. 3	6,648	4,529	4,336	68.1	95.7	68.3
21	金山町	(公・)	H 7	H14. 3	5,205	2,066	1,788	39.7	86.5	40.0
22	最上町	(公・)	H 6	H13. 3	8,204	2,942	2,439	35.9	82.9	35.8
23	舟形町	(・特)	H 8	H15. 3	5,065	2,347	2,083	46.3	88.8	45.8
24	真室川町	(公・)	H 9	H14.10	7,245	1,821	1,247	25.1	68.5	24.7
25	大蔵村	(・特)	S52	S59. 4	3,076	1,745	1,483	56.7	85.0	56.1
26	鮭川村	(未着手)	—	—	4,005	0	0	0.0	0.0	0.0
27	戸沢村	(・特)	H 7	H13. 3	4,271	534	451	12.5	84.5	12.9
28	高畠町	(公・特)	S48	S62.10	22,698	17,009	15,529	74.9	91.3	74.6
29	川西町	(公・特)	S57	H 1.10	14,570	5,578	4,608	38.3	82.6	37.9
30	小国町	(公・)	H 4	H11. 4	7,168	4,370	3,569	61.0	81.7	60.8
31	白鷹町	(公・特)	S51	S62. 3	13,155	8,068	7,388	61.3	91.6	61.0
32	飯豊町	(未着手)	—	—	6,776	0	0	0.0	0.0	0.0
33	三川町	(・特)	H 5	H11. 3	7,361	4,784	4,375	65.0	91.5	64.7
34	庄内町	(公・特)	H 5	H11. 3	20,504	16,008	14,174	78.1	88.5	77.8
35	遊佐町	(公・特)	H 2	H 7.10	13,294	10,756	8,083	80.9	75.1	80.9
県 計				1,063,743	830,309	754,826	78.1	90.9	77.6	
(うち着手市町村計)				1,046,486	830,309	754,826	79.3	90.9	78.9	

※ 県内において下水道事業に着手しているのは、32市町村、朝日町、鮭川村、飯豊町は計画なし。

※ 行政人口は住民基本台帳人口調べ

3 下水道整備の目標と課題

(1) やまとた「県土未来図」推進指針

やまとた「県土未来図」推進指針（平成23年3月策定）は、県政運営の基本的方針である「第3次山形県総合発展計画」（平成22年3月策定）における県土整備分野での個別指針であり、「県土未来図」（平成18年3月策定）が示す目指すべき次世代の県土のすがた（2030年）「活力があり・美しく・楽しい山形」の実現に向けた施策を効率的・効果的に展開するため、「第3次山形県総合発展計画」の計画期間（概ね10ヵ年）における社会資本整備の推進のあり方や県土整備部が取り組む施策の基本的な考え方を示すものである。

下水道施設は、同指針に基づき以下により整備等を進めている。

【推進指針】誰もが暮らしやすい住環境の整備→【具体的な展開】生活排水処理対策の推進

【推進指針】低炭素社会・循環型社会の構築→【具体的な展開】資源循環システムづくりの推進

【推進指針】使い続ける維持管理の推進→【具体的な展開】長寿命化対策の推進

(2) 山形県生活排水処理施設整備基本構想

生活排水処理施設の整備については、下水道事業（国土交通省）、農業集落排水事業等（農林水産省）、合併処理浄化槽事業（環境省）により実施されている。

平成26年1月に新たに3省合同で「都道府県構想マニュアル」が策定されたのを受け、本県は平成28年3月に「第3次山形県生活排水処理施設整備基本構想（以下「第3次県構想」という。）」を策定した。これまでの経済比較を基本としたものに加え、「今後10年程度を目途に汚水処理施設の概成」を目指す時間軸の観点や既整備地区の改築・修繕や運営管理の観点を盛り込んだ内容となっている。

また、5省庁連名の通知により、令和4年度までに汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」を策定することとされたことを受け、第3次県構想の中間見直しを行い、令和3年3月に汚水処理施設の統廃合を記した改訂版を策定した。

(3) 適正な施設の管理と下水道経営

下水道の普及に伴い、県内では令和2年度末で管路延長約5,783km、処理場数34箇所と膨大なストックを有しており、それらの老朽化が課題となっている。

下水道施設のストックの増大に伴う維持管理・更新等については、急速な人口減少、厳しい財政状況等を踏まえ長期的な観点から下水道経営を計画的に進める必要がある。そこで、令和2年度より地方公営企業会計を適用し、中長期的な経営戦略の中でストックマネジメント計画を策定し実施している。本計画を基に改築更新と耐震化の同時施工するなど、効率的な発注規模を考慮し、下水道経営の適正化を図っていく。

また、頻発かつ激甚化する豪雨災害に対して、発災時においても下水道施設の処理機能を維持するため耐水化計画を策定し、耐水化のためのハード・ソフト対策の円滑化を図っていく。

(4) 下水汚泥の有効利用の促進

下水道整備の着実な進展に伴い増加する下水汚泥の処理について、これまで埋立処分により処理されてきた量を徐々に減らし、最終的に100%有効利用するゼロエミッションの理念

に近づけるために、今後も下水汚泥リサイクルを推進していく。

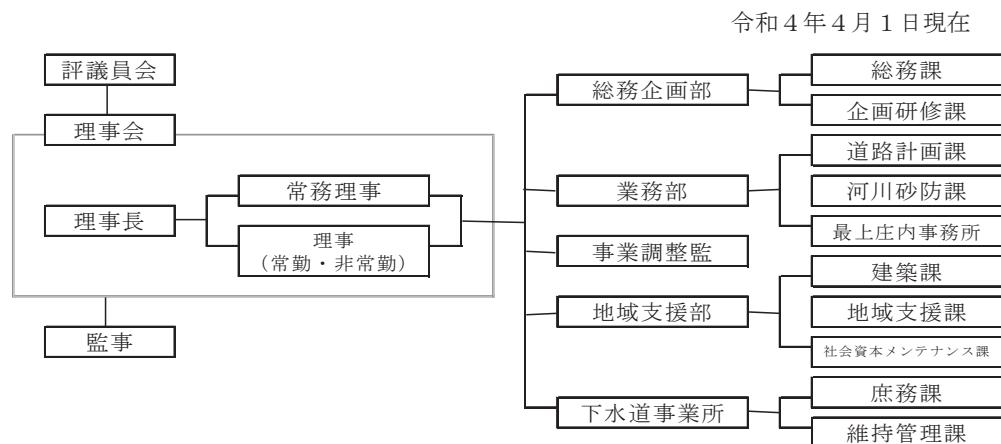
また、山形浄化センターにおいては、低炭素社会の構築に貢献できるよう、汚泥消化工程により発生するメタンガスを用いた消化ガス発電設備を平成24年度に導入し、現在、定格出力300kWでの運用を行っている。

4 公益財団法人山形県建設技術センターサンタ下水道事業所

(1) 公益財団法人山形県建設技術センターの組織体制の概要について

流域下水道事業の維持管理業務については、財団法人山形県下水道公社に委託していたが、行革の流れで同公社は平成23年4月に財団法人山形県建設技術センターに統合され、センター内に下水道事業所が組織された。

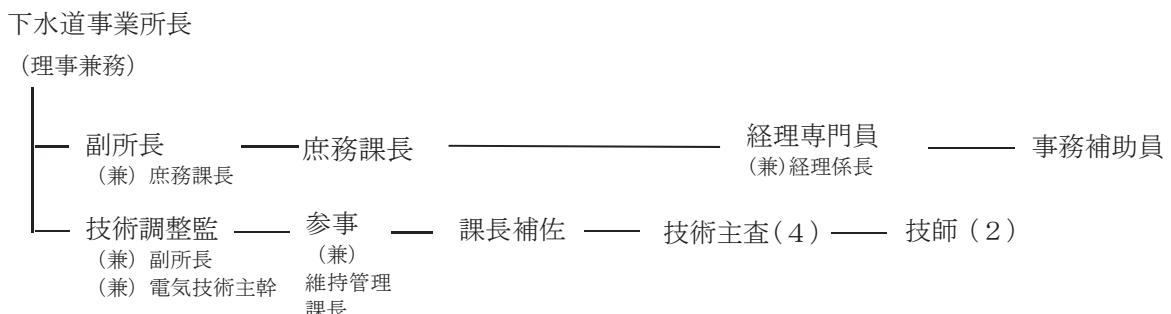
なお、山形県建設技術センターは、平成25年4月1日に財団法人から公益財団法人に移行した。



(2) 下水道事業所の組織体制について

- 事業所・山形浄化センター（天童市大字大町字西原1915）
- 村山浄化センター（村山市大字大久保字寄込3876）
- 置賜浄化センター（南陽市宮崎248-2）
- 庄内浄化センター（東田川郡庄内町大字家根合字大下11）

○組織図



○職員数 13名（他に兼務センター職員2名）

第10章 道 路

1 道路の概要

(1) 概要

本県の道路は、県土を南北に縦貫する一般国道7号及び一般国道13号を基軸として高速自動車国道3路線、一般国道15路線、県道251路線で基幹道路網を形成している。

さらに、市町村道28,323路線を含めるとこれらの延長は17,032.1kmに及んでいる。

これを道路種別毎に分けると、高速自動車国道は221.5kmで全体の1.3%、一般国道は1,118.5kmで6.6%、県道は2,592.9kmで15.2%を占め、市町村道は13,099.2kmで76.9%となっている。

これらの道路の整備状況を県が管理する国県道についてみると、国道567.7km、県道2,592.9kmでこれらの改良率は89.8%、舗装率は92.5%となっている。

(令和3年4月1日)

(2) 道路現況

国・県管理 市町村管理 内 訳										
道 路 種 别		路線数		総延長		重用延長		未供用延長		実延長
高速道路		3		221,525		0		221,525		221,525
一般国道	国 管 理	(2)		1 9,566		0		9,566		9,566
一般県道	県 管 理	11 628,079		60,379		0		567,700		518,566
主要地方道	小 計	1 9,566		0		9,566		0		49,134
一般県道	県 管 理	15 1,201,732		83,204		0		1,118,528		1,069,394
県道	小 計	61 1,272,660		96,796		20,109		1,155,755		1,064,438
一般県道	国 管 理	187 1,560,670		156,302		33,496		1,370,872		1,187,704
県道	小 計	248 2,833,330		253,098		53,605		2,526,627		2,252,142
県道	国 管 理	(2)		1 9,566		0		9,566		0
一般県道	小 計	263 4,035,062		336,302		53,605		3,645,155		3,321,536
一級	県 管 理	259 3,461,409		313,477		53,605		3,094,327		2,770,708
二級	小 計	1 9,566		0		0		9,566		0
市町村幹線計	市町村道	2,029 3,344,234		42,536		26,635		3,275,063		2,627,066
その他	小 計	26,016 9,989,761		139,430		73,891		9,776,294		6,266,020
独立専用歩道	合 計	28,045 13,333,995		181,966		100,526		13,051,357		8,893,086
自転車歩道	合 計	28,308 17,369,057		518,268		154,131		16,696,512		12,214,622
市町村道	合 計	28,750 17,716,921		530,498		154,131		17,032,146		12,550,256

2段書きの上段は内書きで有料道路のものである。
路線数の()は内書きで一部県管理のものである。
自不能は、未改良延長のうち自動車交通不可能延長のことである。
単位 : m・%

道 路 種 別		橋 梁		橋 橋 の		内 許		ト ネ ネ ル		鉄 道 交 差		立 体 橫 断 施 設		渡 船 場		歩 道 設 置		步 道 延 長	
		数	延 長	木	橋	数	延 長	木	橋	数	延 長	立 体	平 面	歩 道 橋	地 下 道	数	延 長	道 路 延 長	
一 般 国 道	高 速 道 路	303	24,059	0	0	303	24,059	38	41,353	11	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一 般 国 道	国 管 理	18 549	1,187 35,607	0	0	18 549	1,187 35,607	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
	一 般 国 道	県 管 理	486	17,757	0	0	486	17,757	24	13,275	14	5	8	0	0	0	337,931	495,494	
	一 般 国 道	小 計	1,035	1,187 53,364	0	0	18 1,035	1,187 53,364	0	0	2	0	0	0	0	0	719,527	1,102,155	
	一 般 县 道	主要地方道	823	30,471	0	0	823	30,471	24	8,112	38	14	6	13	0	0	580,848	822,510	
	一 般 县 道	一般県道	916	27,408	0	0	916	27,408	14	5,074	30	47	11	6	0	0	575,755	788,905	
二 級 国 道	小 計	1,739	57,879	0	0	1,739	57,879	38	13,186	68	61	17	19	0	0	0	1,156,603	1,611,415	
	二 級 国 道	国 管 理	18 549	1,187 35,607	0	0	18 549	1,187 35,607	0	0	2	0	0	0	0	0	381,596	606,661	
	二 級 国 道	小 計	2,225	75,636	0	0	2,225	75,636	62	26,461	82	66	25	27	0	0	1,494,534	2,106,909	
	二 級 市 町 村 道	一 級	18 2,774	1,187 111,243	0	0	18 2,774	1,187 111,243	0	0	2	0	0	0	0	0	157,236	218,068	
	二 級 市 町 村 道	幹線計	828	12,566	8	75	820	12,491	4	344	12	60	0	1	0	0	592,996	801,107	
	二 級 市 町 村 道	その他	1,844	35,806	14	159	1,830	35,647	13	5,061	46	147	2	2	0	0	617,009	868,985	
独 立 車 用 自 歩 道	小 計	4,022	51,658	44	647	3,978	51,011	10	2,791	68	171	3	12	1	146	1,210,005	1,670,092		
	独 立 車 用 自 歩 道	計	5,866	87,464	58	806	5,808	86,658	23	7,852	114	318	5	14	1	146	1,210,005	1,670,092	
	独 立 車 用 自 歩 道	合 計	8,640	1,187 198,707	0	0	18 806	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
市 町 村 道		道	34	1,337	0	0	34	1,337	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
市 町 村 道		市 町 村 道	19	720	0	0	19	720	0	0	11	1	0	0	0	0	0	0	
合 計		8,996	224,823	58	806	8,938	224,017	159	101,193	263	385	75	85	1	146	3,086,135	4,383,662		

2段書きの上段は内書きで有料道路のものである。
 路線数の()は内書きで一部県管理のものである。
 自不能は、未改良延長のうち自動車交通不可能延長のことである。
 単位 : m・%

(3) 大規模自転車道

大規模自転車道とは、自転車交通の安全を確保し、あわせて心身の健全な発達に資することを目的とした、いわゆるレクリエーションサイクリング道路であり、本県には下記の3路線がある。

なお、令和4年3月に策定された「第2次山形県自転車活用推進計画」の「山形県自転車ネットワーク計画」において、いずれも広域的なサイクリングモデルルートに設定されている。

① さくらんぼサイクリングロード

- ・路線名 一般県道間沢寒河江山形自転車道線
- ・区間 西川町間沢～山形市山寺
- ・延長 L=37.3km
- ・幅員 W=2.0(3.0)m
- ・事業年度 昭和51年度～昭和59年度(S60.3月完成)

② 置賜自転車道

- ・路線名 一般県道米沢県南公園自転車道線
- ・区間 米沢市金池～高畠町蛭沢
- ・延長 L=23.9km(うち、まほろば緑道5.9km)
- ・幅員 W=2.0(3.0)m
- ・事業年度 昭和60年度～平成4年度(H5.3月完成)
(まほろば緑道は昭和51年度～昭和61年度に高畠町が都市公園事業で整備)

③ 庄内自転車道

- ・路線名 一般県道立川鶴岡自転車道線
- ・区間 庄内町木の沢の一部 及び 鶴岡市羽黒町手向～鶴岡市日の出
- ・延長 L=16.8km
(全体計画延長は40.8km(庄内町清川～鶴岡市日の出) だが、H16より整備を休止)
- ・幅員 W=3.0(4.0)m
- ・事業年度 平成5年度～平成15年度(H16.7月一部供用)

(4) 道の駅

「道の駅」とは、道路利用者がいつでも自由に休憩し、清潔なトイレを利用できる「休憩機能」と、地域においては、人と人、人と地域との交流により、地域がもつ魅力を知ってもらい、人・歴史・文化・風景・産物等の地域に関する情報を提供する「情報発信機能」、「道の駅」をきっかけとして活力ある地域づくりを行うための「地域の連携機能」を備えた施設である。整備手法としては、道路管理者が交通安全事業の簡易パーキングエリアとして休憩施設を整備して市町村等が各種の地域振興施設を整備する「一体型」と、市町村等が単独で休憩施設や地域振興施設を整備する「単独型」がある。

<近年の供用状況>

平成28年10月8日、一般国道47号沿いに道の駅「しょうない」が供用。

平成29年4月21日、一般国道287号沿いに道の駅「川のみなと長井」が供用。

平成30年4月20日、主要地方道米沢高畠線沿いに道の駅「米沢」が供用。

山形県内においては、次の21箇所が「道の駅」として登録されている。

(令和4年4月1日現在)

	駅名	路線名 地名	整備手法		設置主体 (道路管理者)	登録	供用 開始
			一体型	単独型			
1	月山 【月山あさひ博物村】	国道112号 鶴岡市(旧朝日村) 越中山		○	朝日村 (建設省)	H5.4.22	H4.10.20
2	河北 【ぶらっとぴあ】	国道287号 河北町谷地	○		河北町 (山形県)	H5.4.22	H6.4.2
3	寒河江 【チェリーランド】	国道112号 寒河江市八鍬		○	寒河江市 (建設省)	H5.4.22	H4.5.2
4	あつみ 【夕陽のまち しやりん】	国道7号 鶴岡市(旧温海町) 早田		○	鶴岡市 (建設省)	H5.4.22	H3.7.24
5	にしかわ 【月山銘水館】	国道112号 西川町水沢		○	西川町 (建設省)	H7.4.11	H16.11.9
6	いいで 【めざみの里観光物産館】	国道113号 飯豊町松原	○		飯豊町 (建設省)	H8.4.16	H9.3.30
7	むらやま 【村山市故里交流施設】	国道13号 村山市楯岡	○		村山市 (建設省)	H9.4.11	H10.4.27
8	とざわ 【モモカミの里「高麗館」】	国道47号 戸沢村蔵岡		○	戸沢村 (建設省)	H9.4.11	H9.8.1
9	鳥海 【(森のエリア)ふらっと, (海のエリア)遊楽里】	国道7号 遊佐町菅里		○	遊佐町 (建設省)	H9.4.11	H9.4.5
10	田沢 【なごみの郷】	国道121号 米沢市入田沢	○		米沢市 (山形県)	H9.4.11	H10.4.9
11	白い森おぐに 【ぶな茶屋】	国道113号 小国町 小国小坂町		○	小国町 (建設省)	H10.4.17	H10.10.9
12	おおえ 【テルメ柏陵】	国道287号 大江町藤田	○		大江町 (山形県)	H10.4.17	H10.10.24
13	庄内みかわ 【いろり火の里】	(一)鶴岡広野線 三川町横山		○	三川町 (建設省 →山形県)	H11.8.27	H12.3.5
14	たかはた 【まほろばステーション】	国道113号 高畠町安久津		○	高畠町 (山形県)	H12.8.18	H12.4.29
15	天童温泉 【わくわくランド】	国道13号 天童市鍬ノ町		○	天童市 (国交省)	H16.8.10	H16.11.3
16	尾花沢 【花笠の里「ねまる」】	国道13号 尾花沢市芦沢	○		尾花沢市 (国交省)	H19.3.1	H19.8.6
17	白鷹ヤナ公園 【最上川あゆとぴあ】	国道287号 白鷹町下山		○	白鷹町 (山形県)	H19.3.1	H19.4.25
18	あさひまち 【りんごの森】	国道287号 朝日町和合		○	朝日町 (山形県)	H27.4.15	H27.10.1
19	しょうない 【風車市場】	国道47号 庄内町狩川		○	庄内町 (国交省)	H28.5.10	H28.10.8
20	川のみなと長井	国道287号 長井市東町		○	長井市 (山形県)	H28.10.7	H29.4.21
21	米沢	(主) 米沢高畠線 米沢市川井	○		米沢市 (山形県)	H29.11.17	H30.4.20
	合計	21箇所	7箇所	14箇所			

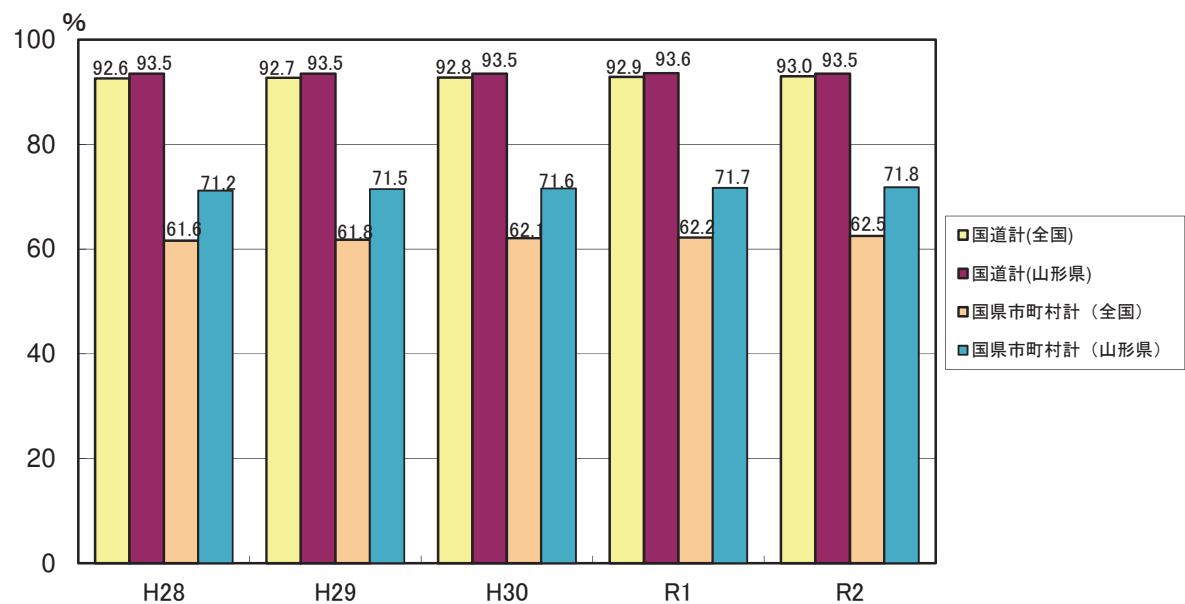
※一体型：道路管理者と市町村・第三セクター等が一体的に整備

単独型：市町村・第三セクター等の公的な団体が単独で整備

(5) 道路整備の推移

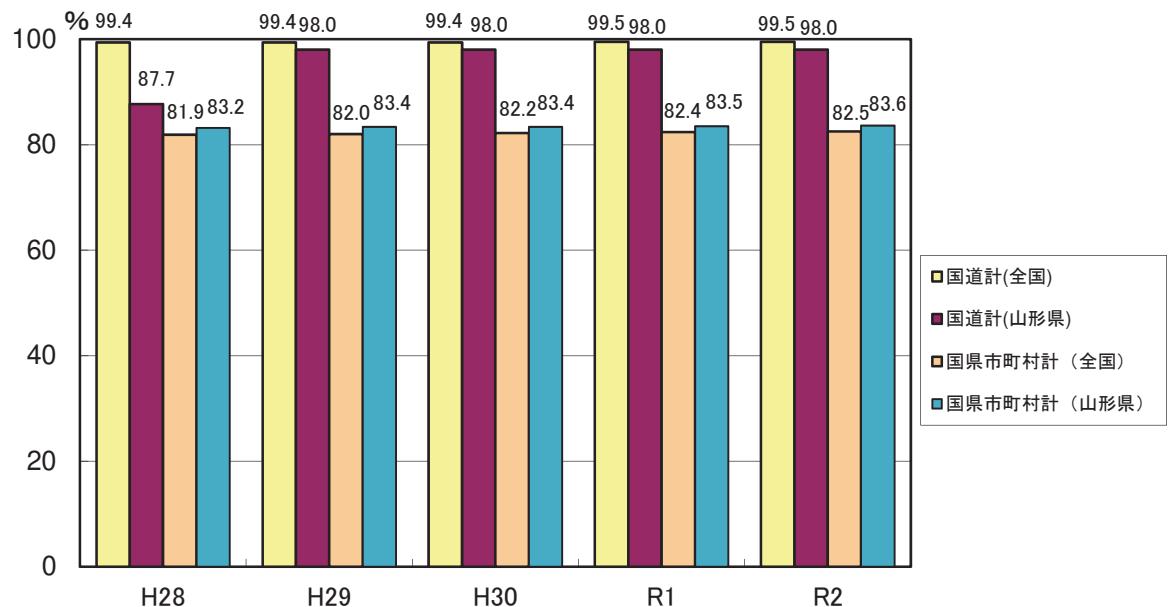
① 改良率(4月1日現在。国・都道府県道は車道幅員5.5m以上のもの)

[出典：道路統計年報2017～2021]

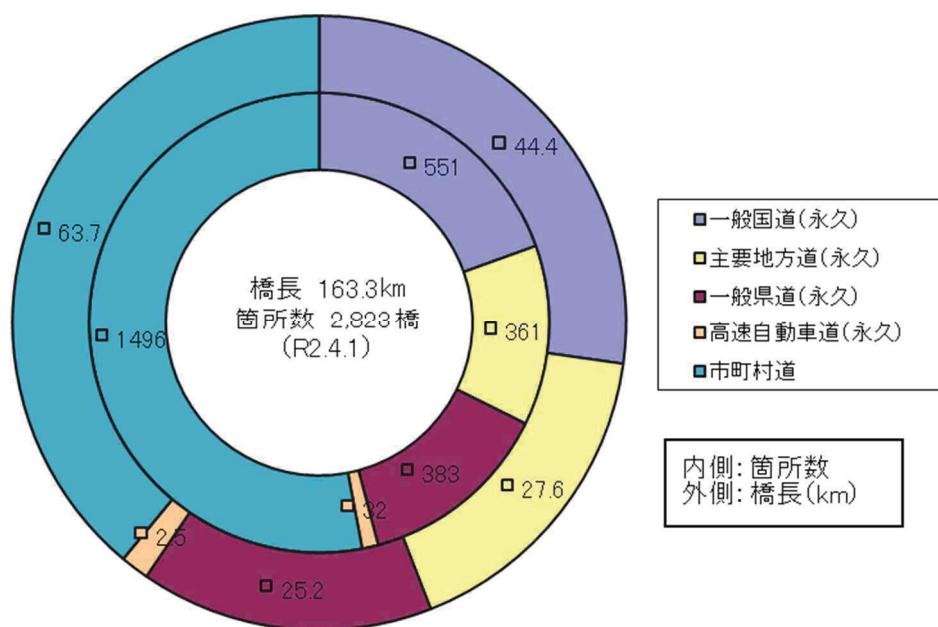


② 輔装率(4月1日現在。簡易舗装含む)

[出典：道路統計年報2017～2021]



③ 橋りょう(橋長15m以上)の現状 [出典：道路統計年報2021]

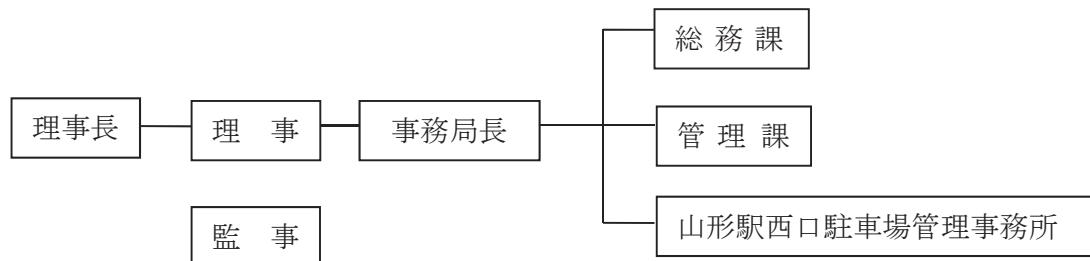


(6) 山形県道路公社

山形県道路公社は、有料道路の建設、管理を総合的かつ効果的に行うこと等により、幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としており、山形駅西口駐車場の経営等を行っている。

① 組織(令和4年4月1日現在。以下同じ)

設立：昭和46年4月1日、基本財産：366,000千円（山形県出資）



※理事長及び監事は知事が任命する。

② 役員數 理事長 1、理事 3、監事 2

③ 職員数

区分	本社		管理事務所		計
	常勤職員	非常勤職員	常勤職員	非常勤職員	
専任職員	1	3	—	4	8
併任職員	3	1	—	—	4
計	4	4	—	4	12

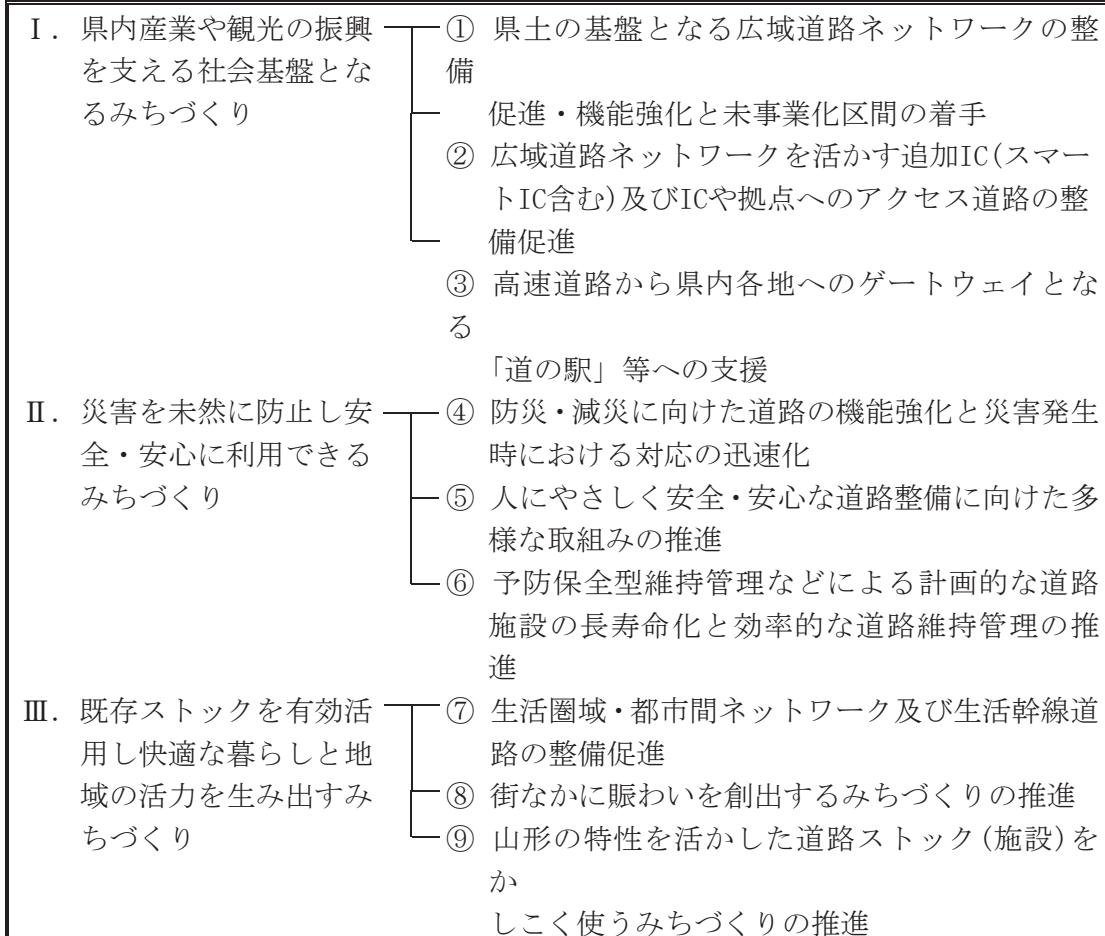
④ 有料駐車場の概要

駐車場名	路線名	区間	事業費(千円)	営業開始	収容台数	備考
山形駅西口駐車場	市道駅西号3号駐車場	山形市城南町一丁目	1,220,000	H12.12.14	345台	霞城セントラル内 鉄骨耐火構造8階8層 延床面積11,364m ² 料金:最初の30分まで210円、以後30分毎に 100円。1日上限料金1,230円(H18.4.1新設)

2 道路の整備・管理について

◆山形県道路中期計画2028 (H31. 03策定)

みちづくりの3つの柱と9つの施策



I 県内産業や観光の振興を支える社会基盤となるみちづくり

(1) 県土の基盤となる広域道路ネットワークの整備促進・機能強化と未事業化区間の着手

①高速自動車国道

高速自動車国道は、国土開発幹線自動車道建設法に基づき、産業の発展及び生活領域の拡大等を目的として建設される高速幹線自動車道である。

(a) 東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)

仙台市を起点とし、東北縦貫自動車道の村田ジャンクションから分岐、山形市、寒河江市、鶴岡市などを経由して酒田市に至る総延長約158km(県内延長約131km)の高速道路である。

県内においては、平成元年の山形北IC～寒河江IC間の開通以来、順次供用区間が延長され平成13年8月酒田IC～酒田みなどIC間が供用したことにより、月山道路を介して、太平洋沿岸部と日本海沿岸部を最短時間で結ぶルートが完成した。

交通量の増加に伴う4車線化については、平成10年9月に関沢IC～山形蔵王IC間の開通以来、順次開通され平成14年11月に笹谷IC～関沢IC間(笹谷トンネル)が開通したことにより、村田ジャンクションから山形ジャンクションまでが4車線で繋がった。

また、平成14年11月に上り線に救急車専用退出路が完成し、救命救急センターのある県立中央病院まで、西村山地域からの搬送時間がこれまでより約10分短縮され、さらに東北中央自動車道との連結により、西村山に加え、北村山、上山などからの広域的な利用が可能となった。平成18年10月に寒河江SAスマートICが恒久化（平成26年6月から24時間運用）したことにより、西村山地域の高速道路の利便性が向上とともに、救急搬送にも寄与している。

(b) 日本海沿岸東北自動車道(日本海東北自動車道)

新潟市を起点とし、鶴岡市、酒田市、秋田市、能代市を経由して青森市に至る総延長約322km（県内延長約53km）の高速道路で、北陸自動車道、関越自動車道、東北横断自動車道いわき新潟線、同酒田線、同釜石秋田線、東北縦貫自動車道と連絡し、東北日本海沿岸の縦貫軸を形成する重要な路線である。

また、本県にとっては、庄内空港、酒田港及び東北横断自動車道酒田線に連絡する庄内地域の開発上大きな役割を果たす路線である。

平成25年度の「朝日温海道路」と「遊佐象潟道路」の事業着手により、未開通区間の全線が事業化され、令和2年12月には酒田みなとIC～遊佐比子IC間が開通している。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
あつみ温泉IC～鶴岡JCT	平成24年3月	25.8km
酒田みなとIC～遊佐比子IC	令和2年12月	5.5km

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
酒田みなと～遊佐	平成21年度	令和5年度 遊佐比子IC～遊佐鳥海IC
朝日温海道路 〔朝日まほろばIC ～あつみ温泉IC〕	平成25年度	未定
遊佐象潟道路 〔遊佐鳥海IC～象潟IC〕	平成25年度	令和7年度（小砂川IC）～象潟IC 令和8年度 遊佐鳥海IC～（小砂川IC） ()書きICは仮称

(c) 東北中央自動車道

相馬市を起点とし、本県内陸部を経由して横手市に至る総延長約268km（県内延長約157km）の高速道路で、福島・秋田・山形の3県の内陸部の主要都市を結ぶとともに、常磐自動車道、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道酒田線及び同釜石秋田線と連絡し、東日本地域の太平洋沿岸部、日本海沿岸部との縦横の高規格道路網を形成する重要な路線である。

南陽高畠IC～山形上山IC間が平成31年4月に開通したことで、東根市から南側が高速道路で首都圏と直結するとともに、南東北エリアに環状ネットワークが形成された。

また、平成30年度に「金山道路」が事業に着手され、未開通区間の全線が事業化されている。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
米沢北IC～南陽高畠IC	平成9年11月	8.8km
尾花沢新庄道路 〔川原子IC～新庄IC〕	平成11年11月	8.1km
山形上山IC～東根IC	平成14年9月	27.1km
主寝坂道路 〔中田IC～真室川町及位〕	平成17年11月	5.0km
尾花沢新庄道路 〔野黒沢IC～川原子IC〕	平成18年11月	6.1km
主寝坂道路 〔(金山北IC)～中田IC〕	平成20年3月	4.9km
新庄北道路 〔新庄IC～(新庄北IC)〕	平成23年3月	4.7km
尾花沢新庄道路 〔尾花沢IC～野黒沢IC〕	平成26年11月	4.0km
福島大笛生IC～米沢北IC	平成29年11月	34.4km
大石田村山IC～尾花沢IC	平成30年4月	5.3km
東根IC～東根北IC	平成31年3月	4.3km
南陽高畠IC～山形上山IC	平成31年4月	24.4km
村山本飯田IC～大石田村山IC	令和3年12月	4.5km

() 書きICは仮称

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
東根北IC～村山本飯田IC	平成10年度	令和4年内
泉田道路 〔(新庄北IC)～(昭和IC)〕	平成24年度	令和4年度
新庄金山道路 〔(昭和IC)～(金山IC)〕	平成27年度	令和7年度
真室川雄勝道路 〔真室川町及位～(上院内IC)〕	平成29年度	未定
金山道路 〔(金山IC)～(金山北IC)〕	平成30年度	未定

() 書きICは仮称

②地域高規格道路

地域高規格道路は、高規格幹線道路網と一体となって、地域の連携による地域集積圏の形成、集積圏相互の交流の促進、交通拠点等との連結を図るための道路である。

本県においては、平成6年12月に2路線が計画路線に、平成10年6月に1路線が候補路線に指定された。

<計画路線：H6.12指定>

(a) 新庄酒田道路

新庄市を起点とし、酒田市に至る延長約50kmの道路であり、新庄地域集積圏と庄内地域集積圏とを連結し、東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道、東北横断自動車道酒田線等とあわせて格子状骨格道路ネットワークを形成する路線である。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
新庄南バイパス 〔新庄市鳥越～本合海〕	平成14年5月	4.0km
新庄古口道路 〔新庄市本合海～升形〕	平成27年11月	2.4km
余目酒田道路 〔酒田市新堀～酒田市東町〕	平成27年11月	5.9km
余目酒田道路 〔庄内町廻館～酒田市新堀〕	平成30年3月	6.8km
新庄古口道路 〔戸沢村津谷～古口〕	平成30年7月	2.2km

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
新庄古口道路 〔新庄市升形～戸沢村津谷〕	平成17年度	未定
高屋道路 〔戸沢村古口地内〕	平成18年度	令和6年度
高屋防災 〔戸沢村古口地内〕	令和2年度	未定
戸沢立川道路 〔戸沢村草薙～庄内町狩川〕	令和3年度	未定

<未事業化区間>

区間／箇所名等	進捗状況
庄内町狩川～廻館	調査区間未指定

(b) 新潟山形南部連絡道路

新潟県村上市を起点とし、東置賜郡高畠町に至る延長約80km（うち県内区間約50km）の道路であり、新潟地域集積圏内の村上地方生活圏と米沢地域集積圏とを連結し、日本海沿岸東北自動車道、東北中央自動車道、東北横断自動車道酒田線等とあわせて格子状骨格道路ネットワークを形成する路線である。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
赤湯バイパス 〔南陽市竹原～高畠町深沼〕	平成21年3月	7.2km

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
梨郷道路 〔長井市今泉～南陽市竹原〕	平成20年度	令和5年度
小国道路 〔関川村金丸～小国町松岡〕	平成31年度	未定

<未事業化区間>

区間／箇所名等	進捗状況
長井市今泉～小国町松岡	調査区間未指定

<候補路線：H10.6指定>

(c) 石巻新庄道路

宮城県石巻市を起点とし、新庄市に至る道路であり、「新庄酒田道路」と一体となって、重要港湾を持つ石巻市と酒田市を結ぶことにより、日本海側と太平洋側との経済・物流活動や観光等の交流を促進するものである。

※候補路線；地域高規格道路として整備を進めることの妥当性・緊急性等について検討を進める路線

(2) 広域道路ネットワークを活かす追加IC(スマートIC含む)及びICや拠点へのアクセス道路の整備促進

県民及び来訪者が高速道路を利用しやすい環境を整えるため、追加IC・スマートICの整備を促進する。加えて、産業や観光の振興を図るため、ICに接続するアクセス道路の整備を促進する。

また、重要物流道路の基幹道路同士や物流拠点を結ぶアクセス路の整備を推進する。

(3) 高速道路から県内各地へのゲートウェイとなる「道の駅」等への支援

圏域の様々な観光、地域情報を発信し、各圏域内の隅々に県外からの来訪者を導くゲートウェイとなる「道の駅」等の整備促進に向けた市町村の取組を支援する。

「道の駅」の活性化支援

- ・「道の駅」連絡会の開催等による道の駅間の連携促進
- ・フリーペーパー等広報誌を活用し、自動車による県内の周遊観光の情報発信

Ⅱ 災害を未然に防止し安全・安心に利用できるみちづくり

(1) 防災・減災に向けた道路の機能強化と災害発生時における対応の迅速化

災害発生直後から避難・救助や物資供給等の応急活動のために緊急車両通行を確保すべき重要な路線である「緊急輸送道路」や重要物流道路のぜい弱区間にに対する「代替路」、災害時の物流拠点へアクセスする「補完路」及び孤立集落アクセスルート等について、橋梁の耐震化を優先的に実施する。

① 緊急輸送道路等における耐震化・老朽橋梁の架替

山形県が管理する道路のうち、第1次緊急輸送道路101km、第2次緊急輸送道路957kmについて耐震性等の強化を行い、地震時の緊急輸送道路ネットワーク機能強化を推進する。

② 道路における防災対策の推進

局地的な豪雨など、自然災害の多発化・凶暴化に対応するため、既存道路の斜面対策や冠水対策等を推進するとともに、雪国である山形県にとって必須である冬期の交通空間確保のための堆雪幅の拡幅、流雪溝の整備、及び防雪柵整備による地吹雪対策等を引き続き推進する。

特に平成30年度に実施した重要インフラ緊急点検結果に基づき、対策が必要とされた箇所のうち、緊急輸送道路について、防災対策工事を優先して実施するほか、緊急輸送道路において老朽化や機能不足等が著しい橋梁の架替更新を実施することとし、震災時の緊急輸送道路の確保に努める。

(a) 防雪

防雪工実績延長		令和3年12月1日現在
種別		延長
スノーシェッド等		3.8km
散水消雪（車道）		86.5km
無散水消雪（車道）		6.7km
無散水消雪（歩道）		37.1km
流雪溝		111.1km
防雪柵		232.4km

(2) 人にやさしく安全・安心な道路整備に向けた多様な取組みの推進

「山形県通学路安全確保対策プログラム」及び「市町村版通学路交通安全プログラム」に掲げるP D C Aサイクルのもとで、学校関係者、警察、地域、道路管理者が連携して通学路の点検を行い、歩道設置や交差点改良等の交通安全対策を優先的に実施する。

また、進行する高齢化を見据えて、限られた予算内で広く効果発現できるよう、通学路点検結果や事故データを基に多様な交通安全対策を実施し、子どもだけではなく高齢者や障がい者にも優しい歩行空間を創出する。

① 交通安全対策

(a) 特定交通安全施設等整備事業指定道路延長(平成29年3月指定) (単位: km)

道路種別	1号該当区間		2号該当区間		3号該当区間		4号該当区間		計	
		うち 通学路		うち 通学路		うち 通学路		うち 通学路		うち 通学路
高速自動車 国道	0.0	0.0	0.0	0.0	79.8	0.0	0.0	0.0	79.8	0.0
一般国道 (指定区間内)	197.0	42.4	0.0	0.0	370.6	50.9	0.0	0.0	567.6	93.3
一般国道 (指定区間外)	123.1	34.9	0.0	0.0	306.5	59.5	0.0	0.0	429.6	94.4
主要地方道	164.2	63.3	0.9	0.9	659.3	193.1	0.0	0.0	824.4	257.3
一般 都道府県道	110.3	58.9	0.0	0.0	818.7	271.5	0.0	0.0	929.0	330.4
市町村道	0.0	0.0	22.2	5.7	1675.2	914.9	2122.5	9.2	3,819.9	929.8
計	594.6	199.5	23.1	6.6	3,910.1	1,489.9	2,122.5	9.2	6,650.3	1,705.2

※ 各号は、交通安全施設等整備事業の促進に関する法律施行規則第1条に規定する指定の基準による

1号 交通量に応じた交通事故死傷率が一定の数値以上である区間

2号 単位面積当たりの人の死傷に係る交通事故の発生が特に多いと認められる地区内の道路

3号 付近に幼稚園、小学校等があること、市街地を形成している地域内にあり、且つ交通が著しく輻輳していること、またその他特殊な事情により交通事故が多発する恐れが大きいと認められる区間

4号 交通の円滑化を図ることにより効果的に交通事故を防止することができると認められる地区内の道路

※ 法指定通学路とは、交通安全施設等整備事業の促進に関する法律施行規則第4条に規定する通学路

(b) 歩道等の設置状況(県管理道路)

令和2年4月1日現在

幅の広い歩道	歩道のべ延長 総幅員3m以上の歩道延長 (幅広率)	2,105 km 1,0012 km (48.1%)
立体横断施設	歩道橋 地下道	24橋 27カ所

(3) 予防保全型維持管理などによる計画的な道路施設の長寿命化と効率的な道路維持管理の推進

① 予防保全型維持管理による道路施設の長寿命化

高度成長期に集中的に整備された橋梁の老朽化が進行し、対策が必要な橋梁が今後急速に増加することを踏まえ、長期的な維持管理コスト縮減、予算の平準化を推進する。

また、トンネル等の大型構造物について、健全性の維持と第三者被害防止の観点から定期点検を実施し、効率的な維持管理を実施する。

② 的確な維持管理の実施

道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため、的確な維持管理、除雪を実施する。

また、限られた予算の中で維持管理水準を維持するため、道路監視、維持修繕業務や除雪業務の受託者との役割分担のもと、地域や企業、団体、N P O等の力を活かした県民協働による効率的な維持管理を実施する。

(a) 道路の維持管理

山形県が管理している道路延長は、一般国道、主要地方道、一般県道(独立専用自歩道除く)を合わせて3,094.3kmで、外に一般国道の指定区間は、国土交通省山形、酒田の各河川国道事務所が管理している。

令和3年度の維持管理体制は、4総合支庁が担当し、維持管理にあたっている。

道 路 種 別	管 理 延 長(A)	雪 寒 指 定 延 長	令 和 元 年 度 除 雪 延 長	令 和 3 年 12 月 1 日 現 在 (単位 延 長 : km)			(B) の う ち 消 雪 道 路 延 長	管 理 延 長 に 対 す る 除 雪 率 (B) / (A)	除 雪 延 長 に 対 す る 委 託 率 (%)			
				令 和 2 年 度 除 雪 延 長								
				公 共	單 独	計 (B)						
一 般 国 道	567.7	568.2	502.4	502.3	0.0	502.3	8.9	88.4	100			
主 要 地 方 道	1,155.7	1,130.2	1,054.3	1,052.8	0.0	1,052.8	41.0	91.1	100			
一 般 県 道	1,370.9	1,281.7	1,202.5	1,201.3	0.0	1,201.3	43.3	87.8	100			
計	3,094.3	2,980.1	2,759.2	2,756.4	0.0	2,756.4	93.2	89.1	100			

※自転車道を含まない。

路面内訳、道路管理体制

令和3年4月1日現在

種 別	延 長 (km)	道 路 監 視 員 パトロールカー	人
砂利道	69.8		
舗装道	2,856.0		
防じん	168.5		
計	3,094.3		

注) 延長欄は、自転車道を含まない。

機 械 名	台 数
維持作業車(Wキャブ)	10
ダンプトラック	13
散水車	8
路面清掃車	8
リフト車	1
草刈装置(アタッチ)	13

(b) 道路情報連絡

道路における災害、または工事による交通規制、その他異常事態発生等による情報を道路利用者に提供し、交通の安全を図るため、(公財)日本道路交通情報センターに委託している。

③ 県民協働による維持管理の推進

(a) ふれあいの道路愛護事業

県が管理する道路の美化活動、歩道除雪等を積極的に行う自治会や企業等の団体に対し、活動費の助成や、活動表示板の給付を通じて支援している。

(i) 県の支援内容

- ・団体への活動負担金

団体は、作業道具（草刈鎌、軍手、ゴミ袋など）購入、除雪機燃料、傷害保険料などに使用している。

- ・団体活動 P R のための表示板の設置
- ・活動団体との意見交換会の開催
- ・県ホームページによる活動紹介
- ・団体向けの広報紙作成

(ii) 支援の条件

- ・協定の締結（団体の役割、県の役割と支援、連絡体制、団体の保険加入）
- ・団体は、次の業務のいずれかを原則年間を通じて実施

清掃 側溝清掃 除草、草刈 樹木剪定 植栽活動 歩道除雪（冬季のみ）

(iii) 活動団体

令和元年度 497 団体（清掃・草刈など：432 団体 歩道除雪：65 团体）

令和 2 年度 488 団体（清掃・草刈など：425 団体 歩道除雪：63 団体）

令和 3 年度 532 団体（清掃・草刈など：468 団体 歩道除雪：64 団体）

(iv) 事業の効果

- ・道路愛護意識の醸成と地域コミュニティの形成への寄与（県民意識の変化）
- ・良好な道路環境の保全（不法投棄の防止）
- ・県が行う道路維持管理費の軽減

III. 既存ストックを有効活用し快適な暮らしと地域の活力を生み出すみちづくり

(1) 生活圏域・都市間ネットワーク及び生活幹線道路の整備促進

① 生活圏間・都市間ネットワークの整備推進

生活圏間・都市間の交流連携、生活関連サービスの確保、地域社会の維持等のため、一般国道や主要な県道において道路の改築・拡幅やバイパスの整備を推進する。

② 地域の実情に応じた効果的な整備の推進

限られた予算の中で、事業箇所の選択と集中を図りながら、部分的な拡幅や待避所の設置、視距改良等地域の実情に応じた効果的な整備を推進する。

(2) 街なかに賑わいを創出するみちづくりの推進

① 無電柱化の推進

沿線住民や観光客に親しまれる良好な景観を創出するため、道路改良等を契機とした無電柱化を推進する。

② 渋滞解消対策の推進

道路改良や交差点改良等を行い、渋滞箇所の解消を図っていく。

(3) 山形の特性を活かした道路ストック（施設）をかしこく使うみちづくりの推進

① 自転車の利用環境の整備

平成29年の自転車活用推進法の施行を踏まえ、安全な自転車の利用環境を確保するため、道路の拡幅等に合わせて整備した堆雪幅を自転車の利用空間として活用する“山形らしい”みちづくりを推進する。

- ・令和元年 8 月 「山形県自転車活用推進計画」の策定

- ・令和 3 年 3 月 「山形県自転車ネットワーク計画」の策定

・令和4年3月 「第2次山形県自転車活用推進計画」の策定

② 分かりやすい道路標識の整備

県内周遊の利便性向上、非幹線道路への大型観光バス等の進入の抑制等のため、県外、国外からの来訪者にも分かりやすい道路標識の整備を推進する。



第11章 河川

1 河川の概要

本県の面積は、9,323km²で、西方は日本海、他の三方は山に囲まれている。宮城、福島県境に連なる奥羽山脈は、本県の東側に障壁を作り、西側の出羽丘陵から越後山脈にかけての長大な山なみは、本県を庄内と内陸に分け、さらに新潟との県境を区切る。北側の出羽丘陵と奥羽山脈からなる秋田県境は、標高2,236mの鳥海山を除いては、標高は余り高くないが、南側の福島県境には、吾妻、飯豊など標高1,000mから2,000mに及ぶ連峰を見ることができる。このように、本県は内陸地方（6,918km²）と庄内地方（2,405km²）とに大別され、内陸地方は、また、これらの山脈の支脈によって最上地方（1,803km²）、村山地方（2,619km²）、置賜地方（2,496km²）に細分される。出羽丘陵と越後山脈から庄内地方を流れる赤川や小河川は、直接日本海に注ぎ、内陸地方の河川は新潟県に流下している荒川水系を除き、いわゆる法河川としては、すべて最上川に集中する。南部吾妻山に源を発する最上川は、内陸地方を北に向かって貫流し、その間、米沢・長井・山形・新庄盆地を拓き、庄内地方では、広大な庄内平野を潤して、遠く日本海に注ぐ、東北では北上川に次ぐ大河川である。

以上の地形的環境に支配された本県の河川は、一級水系としては、最上川水系、赤川水系、荒川水系の3水系で、498河川（大鳥池を含む）、河川延長2,931km、二級水系としては、月光川水系、日向川水系等17水系で、59河川、河川延長270kmである。また、県内の一級二級河川の総延長は3,201kmにおよび、内訳は表1のとおりである。（他に市町村長が管理する準用河川が167河川、河川延長229kmあり、本県のいわゆる法河川の延長は3,430kmである。）

流路は、東西に流れるものと、南北に流れるものとに大別される。東西に流れるものは、山地より短距離で本流に合流するか海に注ぐため、一般に河床勾配が急で、その流域面積は狭小である。平地部の出口附近は扇状地帯をなし、この現象は特に村山盆地の河川で多くみられる。南北に流れる河川は、前者に比して流程が大であるため、概して河床勾配がゆるく、蛇行性のものが多い。また、多くの支川は、合流点付近では河積が小さく、かつ、最上川本流の背水現象によって、洪水時、大きな災害を被ることがある。最上川は、流域面積7,040km²を有

し、本県の幹川として各地方を流下しながら、農耕、水道、工業、発電、水産等あらゆる産業の水資源となっており、県民生活の基盤を成している。

〈表1〉

山形県河川総括表

令和元年6月1日現在

級別	水系名	河川数	流路延長	適要
一級河川	最上川	431	2,484,520m	1 國土交通大臣管理区間 323,825m 幹川……1河川 205,988m 山形河川国道事務所 114,988m 新庄河川事務所 60,000m 酒田河川国道事務所 31,000m 支川……27河川の一部と 117,837m 3河川の全部 2 知事管理区間 428河川 2,160,695m
	赤川	44 (大鳥池を含む)	277,340m (大鳥池1,125m を含む)	1 國土交通大臣管理区間 48,006m 幹川……1河川 33,016m 酒田河川国道事務所 33,016m 支川……4河川の一部 14,990m 2 知事管理区間 44河川(1池を含む) 229,334m
	荒川	23	168,995m	1 國土交通大臣管理区間 支川……2河川の一部 9,200m 2 知事管理区間 23河川 159,795m
	計(3水系)	498	2,930,855m	國土交通大臣管理区間延長 381,031m 知事管理区間延長 2,549,824m
二級河川	月光川	11	49,540m	知事管理区間
	日向川	15	74,724m	〃
	新井田川	6	35,330m	〃
	岡町川	1	750m	〃
	油戸川	1	920m	〃
	楯下川	1	660m	〃
	三瀬川	4	15,331m	〃
	五十川	6	27,600m	〃
	温海川	3	18,300m	〃
	庄内小国川	4	26,100m	〃
	巖沢川	1	1,200m	〃
	出口沢川	1	1,200m	〃
	早田川	1	1,100m	〃
	鼠ヶ関川	1	15,700m	〃
	村上川	1	250m	〃
	長者川	1	475m	〃
	天竜川	1	530m	〃
計(17水系)		59	269,710m	〃
合計(20水系)		557	3,200,565m	

2 河川事業

(1) 大規模特定河川事業

(個別補助事業 (特定洪水対策等推進事業費補助) : 国費率 1/2)

河川改修事業の実施において、事前防災対策が十分に行えておらず、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が著しく高い区間について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に治水安全度を向上させる事業をいう。

須川（山形市）を始め、4河川（一級河川）において実施している。

特に、人口の集中している市街部を貫流する須川（山形市）においては、令和4年度よりJR奥羽本線より上流の蔵王成沢工区を新規区間として立ち上げ、令和13年度までの10年間で、ネック部の橋梁対策及び築堤盛土等を集中的に実施し、早期に地域の安全性の向上を図っていくこととしている。



一級河川須川

(2) 広域河川改修事業

(防災・安全交付金 : 国費率 1/2)

河川改修事業の実施において、水系、支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、重点的に整備を実施する事業をいう。

馬見ヶ崎川（山形市）を始め、15河川（一級河川 13河川、二級河川 2河川）において実施している。

特に、人口の集中している市街部を貫流する馬見ヶ崎川（山形市）や吉野川（南陽市）等においては、これまでの河道の整正や拡幅・築堤により流下能力が向上し、冠水や浸水被害の軽減が図られており、今後益々の工事の進捗が望まれている。

さらに、令和2年度(補正)からは、令和2年7月豪雨と同規模の洪水等に対する浸水被害の解消を図ることを目標に、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等を最大限活用し、令和11年度までの概ね10年間で、集中的に河川整備を実施する。

また、これまでの治水や利水だけでなく、良好な環境の整備や保全についての要望が年々高まっており、県内の各河川において生態系や景観などに配慮した川づくりにも努めている。



一級河川古佐川（令和2年7月浸水被害状況）

(3) 流域治水対策河川事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

流域治水対策河川事業は、地球温暖化に伴って激化する集中豪雨に対して、河道の効率的な整備と併せて流域対策のさらなる充実を図るため、流域対策と一体となって効果的かつ効率的な河川整備を図ることを目的とする。

大旦川（村山市）において、河道改修と併せて計画目標相当の洪水を安全に流下させるため調節池を計画し抜本的な治水安全度の向上を図る。



一級河川大旦川（令和2年7月浸水被害状況）

(4) 総合流域防災事業

流域単位を原則とした一定の計画に基づき、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備（河川改修、堤防の質的強化対策など）や災害関連情報の提供等のソフト対策（情報基盤整備、ハザードマップ調査など）を行ない、流域一体となった総合的な防災対策を推進するための事業で、河川では以下の事業を展開している。

① 河川改修事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

羽黒川（米沢市）を始め、14河川（一級河川 13河川、二級河川 1河川）で実施している。

また、指首野川（新庄市）等においては、地域整備と一体となった地元から親しまれる水辺空間の形成を図っている。

② 情報基盤整備事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

洪水、土砂災害などの自然災害発生時の危機管理体制を強化するために、降雨、水位、土砂災害等の各種観測施設とそこで得られる情報の収集・処理・伝達システムを整備する事業である。インターネットや携帯電話での情報配信提供を平成15年6月から開始しており、平成19年4月からは、一般利用者向けに気象・洪水情報等のメール配信を実施している。

また、洪水時に県民に適切な避難行動を促すため、既存の水位計を補完する危機管理型水位計を平成31年4月に、さらには洪水時の切迫感のある画像を提供する簡易型河川監視カメラを令和2年4月に運用開始した。令和4年3月末現在の設置台数はそれぞれ85台（水位計）、92台（カメラ）である。

あわせて、システムの関連設備の整備・改良を行い、情報提供のさらなる充実を図っていく。

(5) 特定構造物改築事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

水門等の河川管理施設について、その機能を恒久的に確保するため、計画的に補修していく事業。平成21年度から事業化され、赤川水系青竜寺川丸岡分水堰（鶴岡市）、最上川水系小牧川水門（酒田市）の2箇所について対応している。

3 河川の維持管理

県単独事業として、護岸や床止等の修繕、河床浚渫、支障木伐採、堤防の除草等を行っている。

支障木伐採や河床掘削としては、令和4年3月に策定した河川流下能力向上・持続化対策計画に基づき、従来の取組みに加え、河道管理が将来的に持続可能となるような取組みを推進している。また、樋門・樋管等の河川管理施設については、効率化とライフサイクルコストの縮減を図るため長寿命化計画を策定し、計画的に修繕・更新を進めている。

河川・海岸愛護については、県民意識の醸成を図り、美しく快適で豊かな県土の形成を目指して、昭和52年度以来「きれいな川で住みよいふるさと運動」を継続して実施している。県民・河川海岸愛護デーを2回（7月第1日曜日及び9月第2日曜日）設定し、多くの県民の参加を得て、県内の河川及び海岸において空き缶等のゴミの収集及び除草作業等を展開している。

さらに、河川管理への積極的な住民参画を進めるため、平成14年度からアダプト・プログラム（里親制度）により、行政とボランティア団体が連携した「河川アダプト導入モデル事業」を実施し、3年間で延べ288団体21千人の参加をいただいた。この成果を踏まえ平成17年度からは「ふるさとの川アダプト事業」として発展させ、住民と行政の協働による河川管理を引き続き実施すると共に、人力では困難な伐木、伐根作業等を企業が建設機械等で手助けを行う「河川管理アシスト企業制度」も合わせて実施している。平成27年度からは、事業名を「ふるさとの川愛護活動支援事業」に変更し、引き続き将来を展望した住民との協働による河川管理の継続的制度の構築を目指していく。令和3年度の活動状況は、河川愛護活動は505団体2万3,504人、191河川・海岸・砂防区域、認定延長486km、河川愛護活動支援企業は194企業で取り組まれた。

河川愛護活動団体（～H26名称：アダプト団体）等の推移

年度	河川愛護活動 団体数	会員数 (人)	認定延長 (km)	河川愛護活動 支援企業数
H21	326	14,876	221	118
H22	380	18,579	275	178
H23	427	20,882	360	188
H24	467	21,904	381	189
H25	476	21,577	382	191
H26	497	22,166	399	191
H27	510	22,610	404	193
H28	519	24,817	402	199
H29	513	23,588	416	190
H30	516	23,486	436	189
R1	518	23,000	446	186
R2	524	24,019	428	194
R3	505	23,504	486	194

4 海岸事業

本県の海岸は日本海に面し、南は新潟県境から北は秋田県境まで、出入りの少ないほぼ直線的な海岸線を形成している。

岩礁海岸と砂浜海岸では、海岸線に沿って人家、道路、鉄道が張りついているところが多く、越波による侵食に悩まされ続けていた。これらを解消するため、海岸保全事業として護岸の整備を進め、現在では人家連担地域についてはほぼ概成している。さらに越波ならびに汀線の後退が続いていた、主に集落付近の海岸については、護岸・突堤等の整備を進め効果をあげている。

平成15年12月に策定した「山形沿岸海岸保全基本計画」(H28.4変更)に基づき、海岸侵食が顕著な海岸「菅里地区(H6~H17)」「宮海地区(S62~H27)」「比子地区(H7~R10)」について侵食対策事業を実施している。

また、東日本大震災を受け、津波対策を構築するにあたり、これから想定津波の考え方として、中央防災会議地震津波専門調査会において2つの津波レベルが示された。

- 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波:「最大クラスの津波」
住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立【減災】
- 発生頻度は高く、津波高は低いもの大きな被害をもたらす津波:「頻度の高い津波」
人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備【防災】

この分類に基づき、施設管理者(海岸管理者、河川管理者および港湾管理者等)は「頻度の高い津波」を想定し、既存施設等による防護効果を検証し、必要に応じ海岸保全施設等の整備を実施する。

さらに、老朽化対策として、宮海地区海岸の長寿命化計画を平成27年度末に策定、令和元年度には堤防・護岸を有するその他の12地区海岸について長寿命化計画を策定しており、長寿命化計画策定後は計画に基づき点検・修繕、対策工事を進めていく。

山形県海岸総括表

所 管	海岸線延長 (m)	左のうち 海岸保全区域延長 (m)	左のうち 海岸保全施設の 有効延長 (m)
国土交通省 水管理・国土保全局	68,826	49,103	22,269
国土交通省 港湾局	35,032	10,657	7,350
農林水産省 水産庁	30,960	12,325	6,389
計	134,818	72,085	36,008

5 ダム事業

本事業は、下流の洪水による災害の防除、下流耕地に対するかんがい用水の補給、都市用水の補給等を目的としたダムを構築し、その効用をすみやかに、かつ、十分に発揮させて、県民経済の成長と県民生活の向上に寄与することを目的とするものである。

本県は、戦前から野川ダム、荒沢ダム建設の計画があつて調査をしてきたが、戦争のため中止され、戦後、国土総合開発法の公布により再び野川総合開発計画がとりあげられ、管野ダム（長井ダムの完成にともない、平成21年9月に国土交通省へ管理引継ぎ）の竣工をみた。その後、多目的ダムとして、荒沢ダム、木地山ダム、高坂ダム、蔵王ダム、温海川ダム、白水川ダム、神室ダム、田沢川ダム及び綱木川ダム、また、治水ダムとして、月光川ダム、前川ダム及び留山川ダムがそれぞれ完成した。

また、平成20年度に最上小国川流水型ダム（最上町）の建設事業に着手し、令和元年度に完成した。



最上小国川流水型ダム（令和2年3月竣工）

山形県管理のダム一覧表

令和4年4月現在

ダム名	水系名	河川名	位置	目的	型式	堤高(m)	堤頂長(m)	堤体積(m ³)	集水面積(km ²)	湛水面積(km ²)	総貯水容量(千m ³)	有効貯水容量(千m ³)	完成年度	
管野ダム(※)	最上川	置賜野川	長井市 平野	F,N,P	G	44.5	81.8	36,420	98.0	0.26	4,470	3,042	S28	
荒沢ダム	赤川	赤川	鶴岡市 (旧朝日村)荒沢	F,N,P	G	63.0	195.5	156,000	162.0	1.89	41,420	30,870	S30	
木地山ダム	最上川	置賜野川	長井市 平野	N,P	HG	46.0	168.2	62,000	63.0	0.60	8,200	6,400	S35	
高坂ダム	最上川	鮎川	真室川町 差首鍋	F,P	G	57.0	118.7	68,700	68.2	1.10	19,050	12,750	S41	
蔵王ダム	最上川	馬見ヶ崎川	山形市 上宝沢	F,N,W	HG	66.0	273.8	276,000	21.0	0.24	7,300	5,200	S44	
月光川ダム	月光川	月光川	遊佐町 吉出	F	GR	48.0	205.0	ロックアーチ: コングリート:	50,000 122,500	27.6	0.15	1,780	1,670	S53
前川ダム	最上川	前川	上山市 川口	F,N	R	50.0	265.5	690,000	21.2	0.35	4,400	4,100	S57	
温海川ダム	温海川	温海川	鶴岡市 (旧温海町) 一霞	F,N,P	G	60.0	167.0	135,000	31.6	0.39	5,700	4,400	S61	
白水川ダム	最上川	白水川	東根市 泉郷	F,N,A	G	54.5	367.0	314,000	15.2	0.30	5,300	4,600	H2	
神室ダム	最上川	金山川	金山町 有屋	F,N,W,P	G	60.6	257.0	307,000	22.5	0.40	7,400	5,800	H5	
田沢川ダム	最上川	田沢川	酒田市 (旧平田町) 山元	F,N,W	G	81.0	185.0	217,000	23.2	0.35	9,100	7,900	H13	
綱木川ダム	最上川	綱木川	米沢市 築沢	F,N,W	R	74.0	367.5	ロックアーチ: コングリート:	2,155,000 155,400	40.5	0.49	9,550	8,300	H19
留山川ダム (生活貯水池)	最上川	留山川	天童市 山口	F,N	G	46.0	115.0	57,000	7.2	0.09	1,120	1,000	H23	
最上小国川 流水型ダム	最上川	最上小国川	最上町 富澤	F	G	41.0	143.0	39,300	37.4	0.28	2,300	2,100	R元	

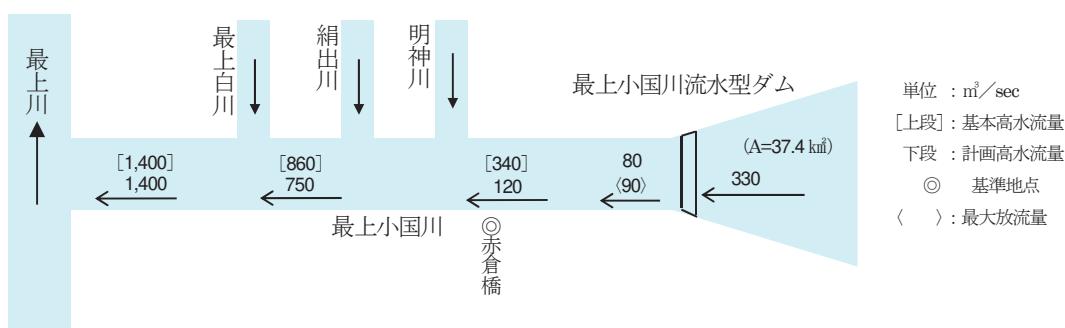
*管野ダムは長井ダムの建設に伴い H21 に用途廃止

目的
F: 洪水調節
N: (既得取水の正常な機能の維持 河川環境の保全等)
A: かんがい
W: 上水道用水
I: 工業用水
P: 発電
ダム型式
R: ロックフィル
G: 重力式コンクリート
HG: 中空重力式コンクリート
GR: 複合(重力式コンクリート +ロックフィル)

(2) 最上小国川流水型ダム

最上川水系最上小国川沿川地域では、急流河川のため古くよりたびたび被害を受けており、昭和49年8月の集中豪雨では浸水家屋339戸、浸水農地716ha、総額14.6億円の被害を受けた。最近では平成10年9月の台風5号により浸水家屋18戸、浸水農地7.8ha、総額1億5千万円の被害を受け、平成18年12月や平成27年9月の出水等たびたび河岸の決壊、氾濫を繰り返している。また、沿川の中でも特に赤倉温泉地区は両岸に旅館が建ち並び、通常の河道拡幅による治水対策は困難が予想されたため、洪水調節を目的とし、最上町大字富澤地先に最上小国川流水型ダムを建設した。

ダムの型式は重力式コンクリートダム、高さ41.0m、総貯水量2,300,000m³、有効貯水量2,100,000m³で、ダム地点における計画高水流量330m³/sを80m³/sに調節し、洪水による被害を防ぐダムとして整備を行っている。平成24年度より、用地取得及び工事用道路工事等を進め、平成26年度より堤体工事に着手し、令和2年3月に完成した。



ダム名	最上小国川 流水型ダム	位置	最上町	目的	F	かん がい	補給内容	—
貯 水 池	集水面積(ダム 地点流域面積)	37.4 km ²	ダ ム	型式	重力式 コンクリート	補給面積	—	
	湛水面積	0.28 km ²		堤高	41.0 m	発電	最大発電力	—
	総貯水容量	2,300 千m ³		堤頂長	143.0 m	発電	常時発電力	—
	有効貯水容量	2,100 千m ³		計画高水流量	330 m ³ /s	都 水	給水区域	—
	洪水調節容量	2,100 千m ³		計画放流量	80 m ³ /s	都 水	給水量	—
	利水容量	0 千m ³		調節流量	250 m ³ /s		施工期間	H20年度～ R元年度

※ F : 洪水調節

6 水防

県庁河川課に水防本部を置き、各総合支庁及び分庁舎に水防支部を置く。水防本部及び支部では、気象予警報発令の際に水防要員が待機して、通報・連絡等の業務を行っており、特に水防支部においては管内市町村の避難指示等の判断にかかる支援のための情報提供等を行っている。

また、各水防支部の管内に地区連絡会を設け、地区内の各消防本部・警察署・管理団体・出先関係官庁の協力を得て地区内水防計画の樹立および水防に関する事項について対策協議を行っている。

第12章 砂防

1 本県の概況

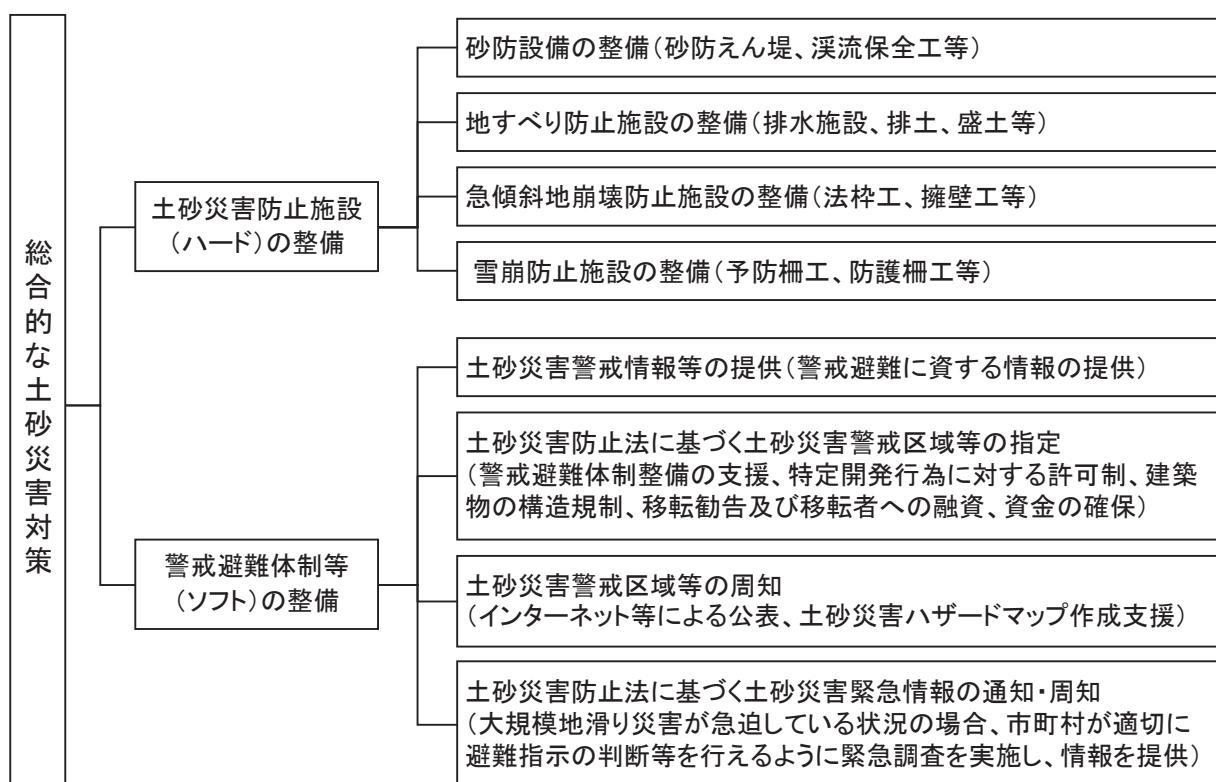
奥羽山脈と出羽丘陵が中央を並行して縦断する本県は、県土のおよそ7割を山地が占め、しかも急峻で複雑かつ脆弱な地形・地質構造となっている。

本県特有のこの地形・地質により、例年融雪期、梅雨期の長雨や台風期の集中豪雨時に、しばしば各地で土石流・地すべり・がけ崩れ等の「土砂災害」が発生しており、ときには人身の損傷や人家の倒壊など被害を及ぼしている。

このような土砂災害の防止、被害の軽減を図るため、「やまがた水害・土砂災害対策中期計画2019～2028」に基づき、「人命第一の緊急避難体制の強化」、「確実で効果的な砂防関係施設の整備」、「効率的・効果的な維持管理」の三つの柱を掲げ、総合的な土砂災害対策を推進していく。

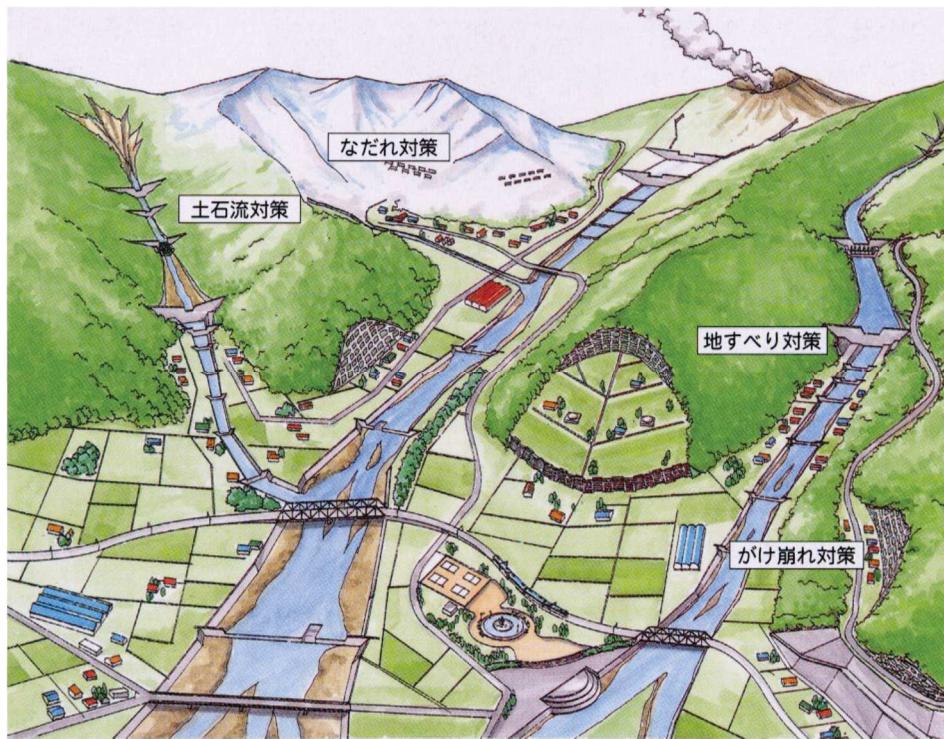
2 土砂災害対策

本県の土砂災害対策の取組みとしては、これまでも、土砂災害危険箇所の把握に努め、着実に土砂災害対策を推進してきた。しかし、現在においても整備率が27%と依然として低い整備水準にとどまっている状況であり、今後とも土砂災害から県民の生命と財産を守るために、関係機関と連携を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた総合的な土砂災害対策の推進が必要である。



(1) 土砂災害防止施設等（ハード）の整備

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業及び雪崩対策事業の実施により、県民の生命と財産を守るため、効率的・計画的に土砂災害対策を推進する。

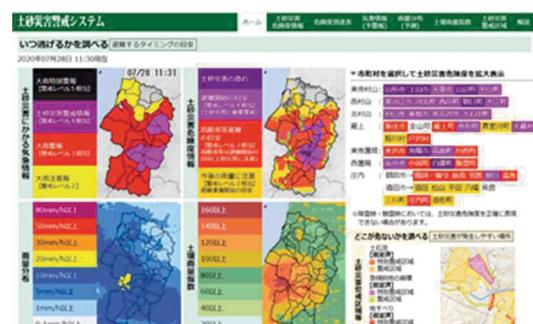


(2) 警戒避難体制の整備等ソフト対策の推進

土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

平成28年3月に公開した「土砂災害警戒システム」では、土砂災害危険度情報や土砂災害警戒区域等を分かりやすく情報提供しており、市町村による適切な避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援している。

また、関係機関との連携のもとに、自主的な防災活動の活性化に向けた住民参加によるハザードマップの作成支援として、手引きを策定し、市町村や地域住民へのアドバイス等を行っている。

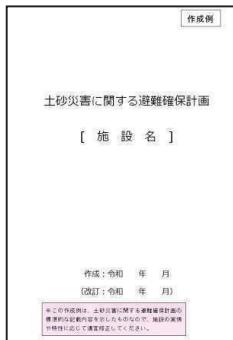


土砂災害警戒システム（インターネットで公開）



「住民参加によるハザードマップ作成の手引き(H21策定)」及びハザードマップ作成状況

要配慮者利用施設に対しては、避難確保計画の作成例（ひな形）作成、避難訓練の実施による警戒避難体制づくりの支援を行っている。また、土砂災害に関する学習支援として、小学校を対象にした出前授業を実施し、防災意識の向上を図っている。



避難確保計画の作成例



避難訓練の実施状況



出前授業の実施状況

3 土砂災害防止法について

正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」で、平成13年4月1日から施行されている。

本法の目的は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図ることにある。

対象となる土砂災害：土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通大臣]

- 土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項
- 基礎調査の実施について指針となるべき事項
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項
- 土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転等その他土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する指針となるべき事項
- 危険降雨量の設定並びに土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項
- 緊急調査の実施について指針となるべき事項
- 土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

基礎調査の実施 [都道府県]

- 土砂災害警戒区域の指定等のため、地形や土地利用状況等必要な調査を実施
- 基礎調査の実施後、図面により速やかに結果を公表

緊急調査の実施 [国土交通大臣・都道府県]

- 都道府県は、重大な土砂災害が急迫した危険が予想される場合に、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施
- 緊急調査に特に高度な専門知識及び技術を要する場合は、国が緊急調査を実施

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県知事] (住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域)

警戒避難体制の整備 [市町村]

- 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に対する警戒避難体制を整備
- ハザードマップの作成・配付

土砂災害緊急情報の通知等 [国土交通大臣・都道府県]

- 市町村の避難指示の判断に資するため、緊急調査で得られた土砂災害の想定される土地の区域及び時期に関する情報を県、市町村に通知及び一般に周知

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県知事] (建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域)

- 特定開発行為に対する許可制
- 建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象）
- 建築物の移転等の勧告
- 移転者への融資や資金の支援制度

災害対策基本法に基づく避難指示等 [市町村]

- 災害対策基本法に基づき防災に関する体制の確立
- 市町村地域防災計画・避難判断基準等警戒避難に関する事項の確立

【対象となる土砂災害】

本法は、がけ崩れ、土石流、地すべりを対象としている。

【基礎調査】

土砂災害の発生するおそれがある土地に関する地形、地質等の状況、土地の利用状況等を調査し、警戒区域等の指定や警戒避難体制の整備等に必要な基礎的な情報を収集する。

【区域の指定】

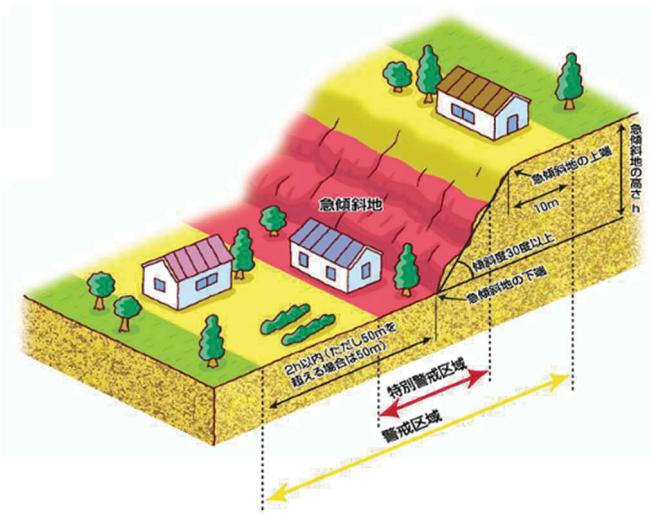
基礎調査に基づき、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。また、警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ住民等に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

【土砂災害警戒区域】

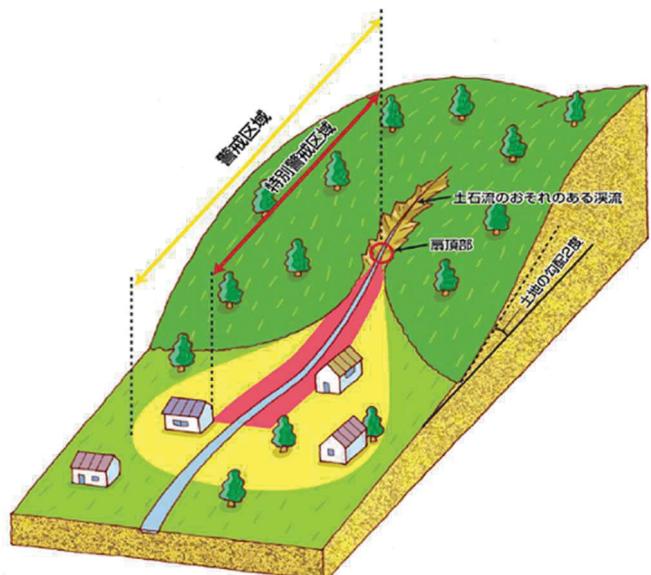
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域であり、市町村地域防災計画への記載、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

【土砂災害特別警戒区域】

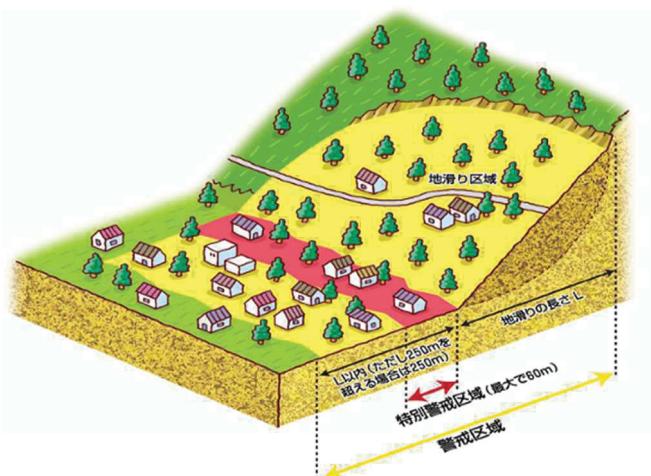
土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告及び支援措置（住宅金融支援機構の融資、がけ地近接等危険住宅移転事業による補助）、宅地建物取引における措置等を行う。



区域指定のイメージ(がけ崩れ)



区域指定のイメージ(土石流)



区域指定のイメージ(地すべり)

【緊急調査】

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については都道府県が緊急調査を行う。

なお、都道府県が緊急調査を行う対象は、地すべりであり、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合かつおおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合である。

【土砂災害緊急情報】

国土交通省又は都道府県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。



緊急調査のイメージ(地すべり)

令和4年3月31日現在の山形県内における土砂災害警戒区域等指定状況

市町村名	指定箇所数							
	土石流		地すべり		急傾斜地			
	うち特別	うち特別	うち特別	うち特別	うち特別	うち特別		
山形市	94	68	25	0	134	131	253	199
上山市	96	68	45	0	91	88	232	156
天童市	28	20	1	0	29	29	58	49
山辺町	20	15	14	0	20	20	54	35
中山町	3	0	0	0	4	4	7	4
寒河江市	34	12	14	0	84	79	132	91
河北町	9	5	2	0	15	14	26	19
西川町	54	32	36	0	86	83	176	115
朝日町	53	27	41	0	99	93	193	120
大江町	33	22	20	0	56	55	109	77
村山市	38	16	19	0	39	34	96	50
東根市	38	25	0	0	35	33	73	58
尾花沢市	29	19	4	0	36	36	69	55
大石田町	21	11	14	0	8	6	43	17
新庄市	17	7	5	0	24	19	46	26
金山町	38	21	1	0	46	46	85	67
最上町	55	35	3	0	39	38	97	73
舟形町	28	17	27	0	40	36	95	53
真室川町	59	30	54	0	148	139	261	169
大蔵村	3	0	53	0	38	38	94	38
鮭川村	39	20	52	0	46	43	137	63
戸沢村	36	23	56	0	71	70	163	93
米沢市	152	118	9	0	90	89	251	207
南陽市	91	75	38	0	74	73	203	148
高畠町	51	47	1	0	39	39	91	86
川西町	36	32	17	0	9	9	62	41
長井市	47	32	0	0	22	22	69	54
小国町	149	104	9	0	51	50	209	154
白鷹町	116	66	12	0	53	52	181	118
飯豊町	48	31	5	0	12	12	65	43
鶴岡市	468	264	101	0	446	432	1,015	696
酒田市	182	96	76	0	200	193	458	289
三川町	0	0	0	0	0	0	0	0
庄内町	31	10	9	0	40	40	80	50
遊佐町	12	10	0	0	20	20	32	30
山形県	2,180	1,356	751	0	2,237	2,158	5,168	3,514

*区域が市町村境界を跨ぐ場合があるため、市町村の区域数の和と「山形県」の数値が一致しないことがある。

4 各事業の概要(県関係事業)

(1) 砂防事業

本県は総面積9,323km²のうち山地、丘陵部等の面積が約7割を占め、最上川、赤川、荒川、阿武隈川水系などの各支流は、流路が短く急勾配を呈しており、地質も脆弱で土砂の流出が多い。

本県における砂防事業は、大正5年、尾花沢市丹生川支川河原沢川（現中沢川）及び米沢市大樽川流域で植林を中心とした山腹工により始まり、以来逐年施行を続けてきた。

本県における土石流危険渓流数は2,216渓流（うち県土整備部所管は1,842渓流）であるが、整備率（整備土砂量換算）は25.2%（令和4年3月末現在）と未だ低いことから、通常砂防事業、火山砂防事業を主体としてハード対策を推進している。また、自然環境に配慮すべく、平成11年度までに本県における渓流環境整備計画を策定し、その基本理念・方針に基づき生態系にやさしい砂防事業を展開している。なお、砂防事業は、砂防法第2条の規定に基づき、砂防指定地内で実施することとされており、令和4年3月末現在、砂防指定地は2,013箇所で、その面積は約18,722haに及んでいる。

災害対策については、昭和62年8月の集中豪雨による温海町災害に対して実施した砂防激甚災害対策特別緊急事業（鶴岡市[旧温海町]S63～H2年度）や災害関連緊急砂防事業（鶴岡市[旧温海町]H7、山辺町H8、朝日町H9、南陽市他H10、山形市H11、大江町H12・寒河江市他H14、朝日町他H17、米沢市H18、山形市H19、鶴岡市H21、朝日町H22等）において復旧対策を実施した。

また、ソフト対策については、土砂災害情報周知（土砂災害危険箇所図、火山防災マップ等）のための情報基盤緊急整備事業を実施し、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害防止対策の推進を展開している。



志平沢砂防えん堤(最上町)

最近10年における砂防事業費の推移

(単位：千円)

年度	直轄	補助	単独	計
H25	3,649,500	1,107,425	1,571,000	6,327,925
H26	3,971,000	868,349	1,092,900	5,932,249
H27	4,309,000	1,060,661	820,800	6,190,461
H28	4,805,000	1,989,256	815,400	7,609,656
H29	4,795,000	2,449,242	831,600	8,075,842
H30	4,707,000	1,701,900	778,700	7,187,600
R1	5,603,000	1,999,900	554,700	8,157,600
R2	6,793,000	3,340,900	653,600	10,787,500
R3	5,240,000	2,053,600	559,000	7,852,600
R4	3,892,000	1,226,310	782,300	5,900,610
計	52,014,380	19,423,713	9,324,700	80,762,793

(注1) 令和2年度までの事業費は最終額、令和3年度は当初予算額+補正額、令和4年度は当初予算額である。

(注2) 総合流域防災事業(施設調査)はすべて砂防に計上。

(2) 地すべり対策事業

本県における地すべり現象は、古来より各所に発生していたがその記録は少なく、また現在その移動を休止している箇所も多く、その形態が地すべりとも山崩れとも判別のつかないものもある。平成10年度に総点検を実施した結果、県土整備部所管の地すべり危険箇所は230箇所となっており、令和4年3月末まで地すべり防止区域として指定されているのは99箇所、面積は約5,267haとなっている。

これを水系別に見ると銅山川・角川水系に一番多く分布し、次に立谷沢川・赤川・梵字川水系、さらに県南の白川・荒川水系に数多く分布しており、その他白鷹山系の一部、出羽丘陵摩耶山系の北西部などに散在している。

公共地すべり対策事業としては、昭和27年に飯豊町菅沼及び戸沢村古口地区において、総額200万円をもって地下水排除工、杭柵工を施行したのが最初である。

以来、公共地すべり対策事業費(補助)は令和2年度末までおよそ497億円に達している。地すべり防止工法としては、集水井工・横ボーリング工・排水トンネル工等の抑制工および鋼管杭工・アンカーエンジニアリング工・擁壁工等の抑止工を実施しており、本県においては抑制工の占める割合が大きい。

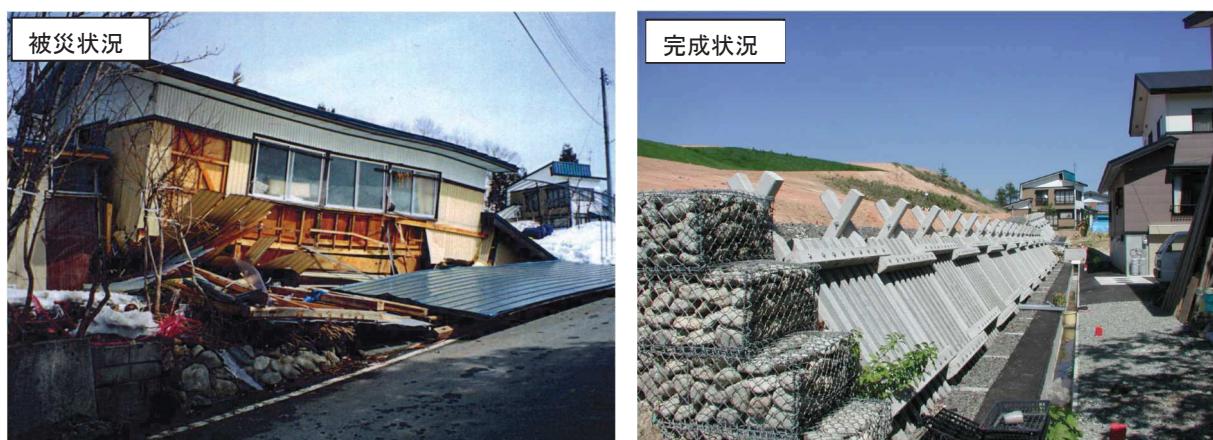
また公共事業(国庫補助)の他に昭和36年度から県単独地すべり対策事業を実施している。

最近10年における地すべり事業費の推移

(単位:千円)

年度	直 轄	補 助	県 単	計
H25	1,077,000	466,997	335,000	1,878,997
H26	1,121,000	165,901	188,900	1,475,801
H27	901,000	754,284	139,000	1,794,284
H28	1,101,000	115,500	157,800	1,374,300
H29	1,001,000	136,400	144,000	1,281,400
H30	931,000	178,500	249,763	1,359,263
R1	888,000	197,400	75,426	1,160,826
R2	1,122,000	512,400	259,169	1,893,569
R3	1,242,000	1,263,100	99,569	2,604,669
R4	722,000	594,000	98,472	1,414,472

(注)令和2年度までの事業費は最終額、令和3年度は当初予算額+補正額、令和4年度は当初予算額である。



上絵馬河災害関連緊急地すべり対策事業(鮭川村)

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

わが国においては、豪雨のたびに急傾斜地の崩壊（いわゆるがけ崩れ）が発生し、多くの人命、財産が失われている。この様な事態に対処し、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を守るために、昭和44年7月「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が制定された。この法律に基づき本県においても昭和44年12月「山形県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則」が施行され、急傾斜地災害に対し、行政上必要な措置がとられており、その成果をあげつつある状況である。

県内には、急傾斜地崩壊危険箇所が1,325箇所あり、これらの箇所の対策として急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定促進、周辺の土地利用規制、警戒避難体制の整備、がけ崩れ災害防止意識の啓発、がけ地近接危険住宅移転事業等の諸対策を促進する一方、急傾斜地崩壊防止工事について整備を促進していく計画である。

急傾斜地崩壊危険区域として指定された箇所は、令和4年3月末現在324箇所となっているが、今後さらに指定を促進する。

急傾斜地崩壊危険区域として指定した箇所のうち、昭和45年度から過去に被害のあった箇所等危険度の高いものから擁壁工、法面工等の工事を進めており、令和2年度まで公共事業及び、県単独事業で321箇所概成している。



大淀 急傾斜地崩壊対策事業（村山市：完了後 撮影）

最近10年における急傾斜地崩壊対策事業費の推移

（単位：千円）

年 度	補 助	県 単	計
H25	358,365	724,950	1,083,315
H26	321,300	622,300	943,600
H27	183,485	438,600	622,085
H28	596,773	392,200	988,973
H29	325,278	335,012	660,290
H30	281,400	406,200	687,600
R1	444,700	492,800	937,500
R2	507,100	584,784	1,091,884
R3	269,800	395,523	665,323
R4	78,000	444,800	522,800

（注）令和2年度までの事業費は最終額、令和3年度は当初予算額＋補正額、令和4年度は当初予算額である。

(4) 雪崩対策事業

本県は豪雪地帯に指定されており、特に山間部の集落は大雪にみまわれ、雪崩の危険を感じている人々は少なくない。雪崩はひとたび発生すると、その破壊力、災害規模の大きさの面から甚大な被害を与える、住民にとって大きな脅威である。これに対処するため、本県では昭和62年度より事業を実施しており、平成28年度までに雪崩発生の危険性が高い箇所の対策が完了している。

雪崩対策事業費の推移 (単位:千円)

年 度	補 助
H25	26,200
H26	21,000
H27	23,100
H28	21,000
H29	0
H30	0
R1	0
R2	0
R3	0
R4	0

(注) 令和3年度までの事業費は最終額
令和4年度は当初内示額である



柳渕雪崩対策事業(大蔵村)H22 概成

5 国直轄事業

国直轄砂防事業は、砂防設備が他府県に跨る場合、或いは工事規模が大きい場合等に実施されるものである。県内では現在、最上川、赤川、荒川、阿武隈川の4水系において実施されており、担当する国の機関は次のとおりである。

水系名	国 の 機 関 名
最上川・赤川	国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所
荒 川	国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所
阿 武 隈 川	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所

(1) 最上川水系

最上川水系の直轄砂防事業は、昭和12年立谷沢川に着手以来、銅山川、寒河江川、角川、鮎川、立谷沢川の各河川で実施されている。

地すべり対策事業は、黒瀬地区(戸沢村)、平根地区(戸沢村)及び豊牧地区(大蔵村)の直轄地すべり防止工事が完了しており、月山地区(西川町志津)が事業実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事 業 別	令和3年度		令和4年度		摘 要
	箇所数	事 業 費	箇所数	事 業 費	
砂防	15	2,780	19	2,246	砂防堰堤工
地すべり	-	-	-	-	
計	15	2,780	19	2,246	

(注) 事業費は、令和3年度は当初内示額+補正額、令和4年度は当初内示額である。

(注) 月山地区地すべり(田麦俣、志津)について、志津分は赤川水系に計上している。

(2) 赤川水系

赤川水系は従来県施行として実施されていたが、国において流域全体について総合的な砂防基本計画を策定し、昭和58年国直轄施行区域に編入され、昭和62年度より着工された。

また、平成21年度には直轄地すべり対策事業として、月山地区（鶴岡市田麦俣）が採択され事業実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和3年度		令和4年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	7	1,043	12	839	砂防堰堤工
地すべり	1	1,242	1	722	排水トンネル工
計	8	2,285	13	1,561	

(注) 事業費は、令和3年度は当初内示額＋補正額、令和4年度は当初内示額である。

(注) 月山地区地すべり(田麦俣、志津)について、志津分も赤川水系に計上している。

(3) 荒川水系

荒川水系は、昭和42年8月28～29日発生の羽越豪雨による大災害を契機として、昭和44年に国直轄施行区域に編入された。同年4月砂防工事事務所が設置され、直ちに砂防工事を実施し、現在に至っている。荒川水系のうち本県に係る主な幹川は、荒川本川、玉川、横川である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和3年度		令和4年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	6	1,051	6	687	砂防堰堤工
地すべり	-	-	-	-	
計	6	1,051	6	687	

(注) 事業費には、新潟県負担分を含む。

(注) 事業費は、令和3年度は当初内示額＋補正額、令和4年度は当初内示額である。

(4) 阿武隈川水系

阿武隈川水系のうち本県に係る松川は、昭和25年国直轄に編入され、松川支川前川において砂防工事を実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和3年度		令和4年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	2	366	2	120	砂防堰堤工
地すべり	-	-	-	-	
計	2	366	2	120	

(注) 事業費には、福島県負担分を含む。

(注) 事業費は、令和3年度は当初内示額＋補正額、令和4年度は当初内示額である。

6 各指定地の管理

地すべり防止施設等の施設管理に万全を期すとともに、砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域内における掘削、切土など不法行為による人的災害を防止するため監視体制の強化を図る等管理の徹底に努める。

(1) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況(令和4年3月末現在)

(面積単位:ha)

公 所 別	砂 防		地すべり		急傾斜地		合 計	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積
村山総合支庁	230	1,729.87	12	462.46	20	27.35	262	2,219.68
村山総合支庁(西村山)	237	1,205.51	15	892.79	53	106.30	305	2,204.60
村山総合支庁(北村山)	174	1,015.00	7	153.43	23	42.50	204	1,210.93
最上総合支庁	379	2,502.73	28	1,951.66	67	105.09	474	4,559.48
置賜総合支庁	172	1,245.67	11	363.41	21	37.35	204	1,646.43
置賜総合支庁(西置賜)	286	2,546.79	9	396.53	15	29.49	310	2,972.81
庄内総合支庁	535	8,476.21	17	1,020.03	125	170.99	677	9,667.23
計	2,013	18,721.78	99	5,240.31	324	519.07	2,436	24,481.16
面 積 比		76.5%		21.4%		2.1%		100.0%

(注) 地すべり防止区域は農林水産省所管、林野庁所管分を除く。

(2) 地すべり急傾斜地等の巡視員の設置

指定地の適正な管理の一環として、巡視・点検活動は不可欠なものである。付近の居住者で、かつ地元の実情に精通している方を巡視活動に活用することは、適正な管理につながるものである。

この趣旨により、昭和54年より「山形県地すべり急傾斜地等巡視員設置要綱」を定め、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の巡視の強化を図っている。

令和3年度においては、地すべり防止区域99箇所(直轄を除く)、急傾斜地崩壊危険区域324箇所を対象として、342名の巡視員を委嘱している。

7 災害復旧事業

本県における国土交通省所管の公共土木施設災害については、毎年融雪や豪雨等により発生しているが、特に被害が大きかったものとしては、昭和42年の羽越水害、44年の8・8災害、49年の8・1災害、50年の県北水害及び51年の8・6災害、62年の温海災害、平成7年の温海災害、13年の低温災害、16年の豪雨及び台風災害、18年・24年の低温災害、25年・26年2年続けての豪雨災害、30年の8月豪雨災害、令和2年の7月豪雨災害がある。

過去10年の主な災害復旧の決定工事（別表1）をみると、平成24年は、冬の平均気温が低く、低温により道路の地盤が凍結した結果、道路のひび割れ、盛り上がり、沈下など凍上災害が発生した。その他、大蔵村南山地内（肘折）での地すべり災害による主要地方道戸沢大蔵線の崩壊・一級河川銅山川の一部埋塞などにより決定額が129億99百万円となった。

平成25年は、7月に入り低気圧や梅雨前線の影響から断続的に雨が降り、県内全域で甚大な被害が生じ、県民生活や経済活動に多大な影響が及んだ。この一連の豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、西川町、大江町で局地激甚災害に指定された。

平成26年は、7月9～10日にかけて、東北地方に停滞する梅雨前線に向かって、台風第8号から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、雷を伴う非常に激しい雨が降り、2年続けて記録的な豪雨に見舞われ、県南部を中心に河川の氾濫や土砂災害等が発生した。

平成27年は、9月6～11日にかけ、台風18号及び豪雨により、奥羽山系沿いの最上・北山村・村山・置賜で災害が発生した。

平成28年は、8月22～23日にかけて県内を縦断した台風9号により、西村山を除く全域で大雨となり、最上地域を中心に災害が発生した。このうち、大蔵村が激甚災害に指定された。

平成29年は、災害の発生が少なく、平成に入ってから最少の箇所数となった。

平成30年は、8月に東北地方に停滞する前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、非常に激しい雨が降り、記録的な豪雨に見舞われ、最上地域を中心に甚大な災害が発生した。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、舟形町、大蔵村が局地激甚災害に指定された。

令和元年は、6月18日に山形県沖を震源とする地震が発生し、鶴岡市において震度6弱を記録するなど、庄内地域で被害を受けた。また、台風19号及び豪雨により奥羽山系沿いを中心に災害が発生した。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、大蔵村が激甚災害の指定により補助率が嵩上げされた。

令和2年は、7月に梅雨前線の影響により豪雨となり、県内全域で甚大な被害が生じ、県民生活や経済活動に多大な影響が及んだ。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、西川町、朝日町、大江町、白鷹町、大蔵村が激甚災害の指定により補助率が嵩上げされた。

令和3年は、7月10～13日にかけ、最上、庄内地方を中心に大雨となり、この雨により、河川の増水や地盤の緩みなどが生じたため、公共土木施設に被害が発生した。

また、負担法の対象外である小規模な災害については県単独の災害復旧事業を実施している。

河川環境の保全については、平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられたことにより、災害復旧事業の施工に際しても自然の生態系、水と緑の景観、川と人の触れ合い等の環境に配慮することとなった。このため、平成10年に国土交通省河川局

はコスト縮減も考慮しつつ自然の回復力によって、自然環境の保全が可能となるような工夫を選択する技術指針として「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を策定（平成30年6月改訂）した。本県でも11年災からは、基本方針の理念を尊重し、地域特性等に配慮する県版基本方針を策定して復旧工事を実施している。

8 改良復旧事業

被害が激甚で災害復旧事業のみではその効果が十分でない場合には、未被災施設を含む一連の施設について、一定の計画に基づき災害復旧費に改良費を加えて改良復旧事業を行い、再度災害の防止を図ることとしている。改良復旧事業はその規模や工種により災害関連事業と災害復旧助成事業に大別される。

改良復旧事業は、通常の治水事業とは別枠で予算措置され、しかも短期間に工事を完成させることができるものであることから、現下の厳しい財政状況のなか、社会資本の整備を図っていくうえで積極的に制度を活用していく必要がある。

(1) 災害関連事業

災害関連事業の制度は昭和29年8月に創設されたが、本県では昭和31年に発生した災害から採択を受けている。現在までに実施した災害関連事業は、県工事と市町村工事とを合わせて388箇所になっており、県土の安全と環境の保全に寄与している。

(2) 災害復旧助成事業

災害復旧助成事業は、河川又は海岸に係る災害関連事業で改良費が6億円を超えるものである。本県では昭和23年に升形川で発生した災害から採択されて以来、54年の大山川での災害まで32件が採択されている。採択箇所の多かった年としては、昭和46年(田沢川ほか4箇所)、49年(升形川ほか4箇所)、50年(真室川下流ほか4箇所)及び51年(角川ほか3箇所)がある。

別表1 過去10年の主な災害復旧の決定工事（国土交通省所管補助災害分）

(単位:千円)

年 災	県 工 事			市町村工事			合 計			摘要
	箇所数	決定工事費	初年度復旧進度	箇所数	決定工事費	初年度復旧進度	箇所数	決定工事費	初年度復旧進度	
H24	254	8,546,490	80.2%	296	4,452,312	94.2%	550	12,998,802	85.2%	雪崩災1件、凍上災490件、風浪災9件、下水道災(大蔵村)1件
	(3)	(581,217)					(3)	(581,217)		()は、港湾災害で内数
H25	334	5,898,008	87.9%	266	1,724,656	78.4%	600	7,622,664	86.0%	雪崩災2件、地すべり1件、7月豪雨596件、台風1件
H26	166	5,872,565	86.6%	77	1,301,099	78.7%	243	7,173,664	86.0%	地すべり5件、7月豪雨230件、豪雨6件、落雷1件、港湾1件(内未成を含む)
	(1)	(6,573)					(1)	(6,573)		()は、公園災害で内数
	(1)	(162,796)					(1)	(162,796)		()は、港湾災害で内数
H27	51	1,755,327	88.4%	17	114,629	69.9%	68	1,869,956	86.9%	港湾1件、地すべり3件、豪雨64件
	(1)	(314,707)					(1)	(314,707)		()は、港湾災害で内数
H28	105	2,553,806	85.9%	42	390,495	81.0%	147	2,944,301	85.0%	豪雨4件、台風7号3件、台風9号90件、台風10号8件
H29	9	208,135	85.0%	5	46,295	113.1%	14	254,430	89.8%	融雪1件、地すべり1件、梅雨前線豪雨8件、台風21号2件
H30	419	8,827,376	85.1%	203	1,678,902	83.4%	622	10,506,278	84.8%	地すべり1件、豪雨621件
				(1)	(5,418)	(100.0%)	(1)	(5,418)	(100.0%)	()は、下水道災害で内数
R01	88	2,098,620	65.0%	43	448,150	100.0%	131	2,546,770	85.0%	港湾3件、地震13件、豪雨115件
	(3)	(189,208)					(3)	(189,208)		()は、港湾災害で内数
R02	357	9,120,543		198	2,885,037		555	12,005,580		7月豪雨520件、豪雨33件、地すべり2件
	(0)	(0)		(2)	(121672)		(2)	(121672)		()は、下水道災害で内数
	(0)	(0)		(1)	(119,058)		(1)	(119,058)		()は、公園災害で内数
R03	19	337,897		2	31,410		21	369,307		

別表2 災害関連事業推移表〔県・市町村工事の計〕

(単位:千円)

年災	種 別	本 数	事 業 費	内 訳		
				災 害 費	関 連 費	他 費
2	河 川	2	164,435	97,063	67,372	
3	河 川	4	633,115	344,435	288,680	
4	河 川	1	435,384	250,495	184,889	
	河 川	2	320,523	187,908	132,615	
5	道 路	1	231,662	157,013	74,649	
	地すべり	1	239,078	115,357	123,721	
6	河 川	1	87,229	44,126	43,103	
7	河 川	1	1,220,883	757,340	463,543	
10	河 川	2	519,880	278,887	240,993	
11	河 川	4	1,228,017	616,199	611,818	
16	河 川	2	260,283	140,633	119,650	
17	河 川	1	193,276	127,099	66,177	
25	河 川	3 (吉野川はH26災へ移属)	818,455	415,030	403,425	
26	河 川	2 []は内未成	1,432,375 [259, 773]	699,873 [147, 191]	653,215 [112, 582]	79,287
	道 路	1	862,424	386,519	384,789	91,116
28	河 川	1	1,167,401	608,806	558,595	

※事業費は、当初決定額である。

別表3 災害助成事業推移表

(単位:千円)

年災	種 別	河 川 名	事 業 費	内 訳	
				災 害 費	関 連 費
49	河 川	牛房野川	746,117	375,117	371,000
	河 川	野尻川	967,775	426,775	541,000
	河 川	荒沢川	446,983	211,983	235,000
	河 川	升形川	1,121,730	471,730	650,000
	河 川	新田川	1,106,085	500,085	606,000
50	河 川	真室川(下)	1,889,891	829,891	1,060,000
	河 川	真室川(上)	705,687	335,687	370,000
	河 川	小又川	1,374,213	614,213	760,000
	河 川	戸沢川	610,935	310,935	300,000
	河 川	猪の沢川	597,224	317,224	280,000
51	河 川	角川	2,249,735	1,199,735	1,050,000
	河 川	京田川	693,710	413,710	280,000
	河 川	藤島川	1,589,122	779,122	810,000
	河 川	大戸川	770,933	390,933	380,000
53	河 川	黒川	2,516,715	1,048,915	1,468,000
54	河 川	大山川	1,871,193	580,193	1,291,000

※事業費は、当初決定額である。